平成２９年度　第３回船橋市行財政改革推進会議

日時：平成２９年１０月３０日（月）

１４：００～

場所：市役所９階　第１会議室

次　　第

１．議　題

①　歳入の確保について

②　歳出の状況について

２．その他

（配布資料）

【資料１】　平成２９年度第２回船橋市行財政改革推進会議意見要旨

【資料２】　歳入の確保について
～歳入の種類・船橋市における歳入の状況等について～

【資料３】　市税の状況について
～市税の収納状況・徴収率等について～

【資料４】　自治体債権の一元管理
～債権管理課の取組み～

【資料５】　財産収入について
～船橋市の財産の活用実績について～

【資料６】　諸収入について
～船橋市の諸収入確保の取り組みについて～

【資料７】　歳出の状況について
～船橋市における歳出の状況等について～

【資料８】　人件費について
～船橋市における人件費の状況等について～

平成２９年度　第３回　船橋市行財政改革推進会議　席次表

平成２９年１０月３０日（月）１４：００～

船橋市役所９階　第１会議室

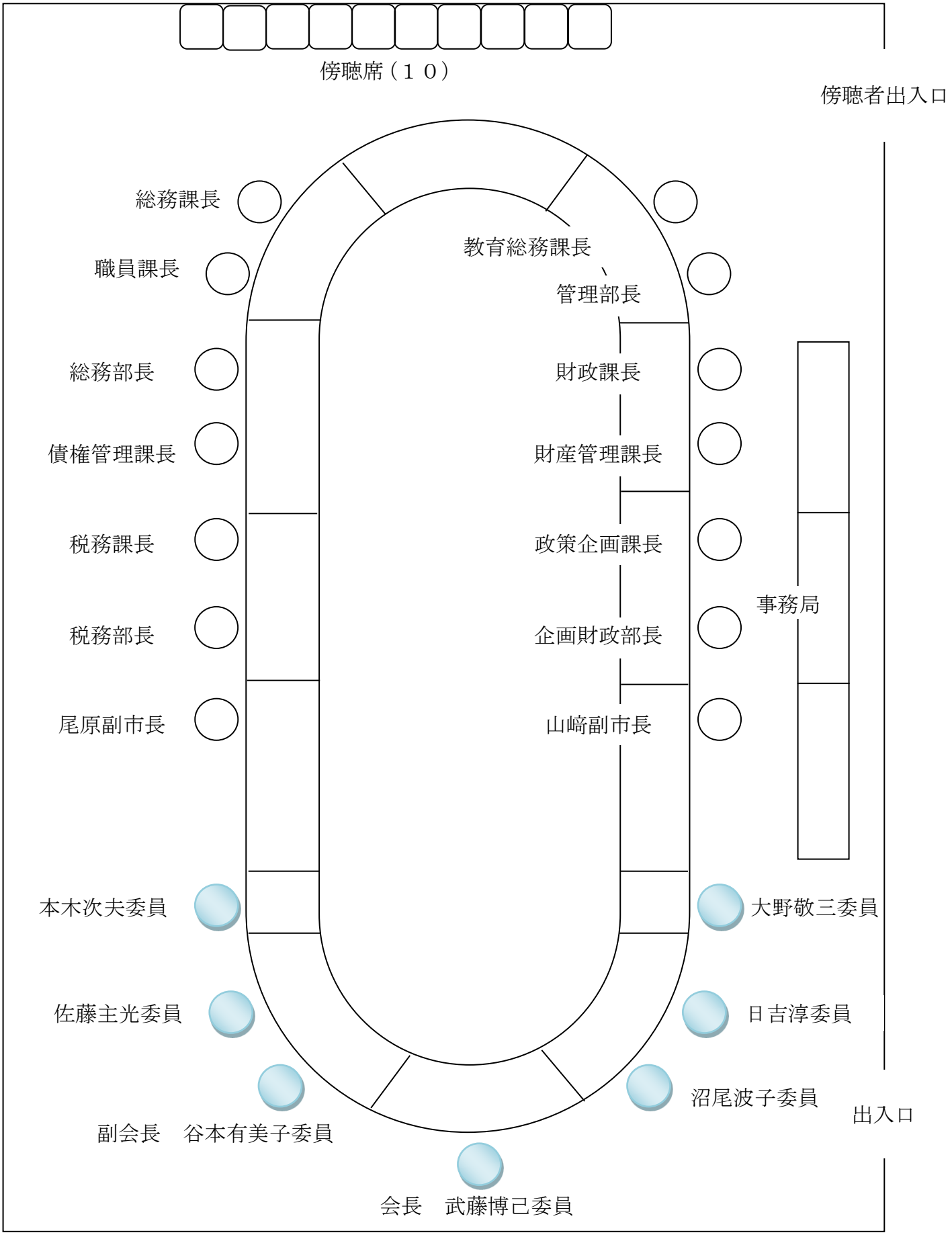

資料1

平成 29 年度第２回船橋市行財政改革推進会議
意見要旨

議題１－１．受益者負担のあり方について（総論）

- 利用目的が同じような施設でも、利用者負担が違うものがあり、市民から見て疑問がある。次回の見直し時に検討する場の設定を。
- 公会計改革の中で減価償却が議論になっていることから、使用料についても精査をする必要があるのではないか。
- 特に私益的なものについては、投資分の回収という概念を入れるということも、考え方としてあるのではないか。
- 手数料の減免について、既得権化していないか等、運用についてもチェックしていただきたい。
- 使用料のあり方を考えるにあたっては、「住民の方々に当事者意識を持ってもらうための使用料」なのか、「財政的に収入を増やすための使用料」なのか、整理して考えてみてはいかがか。

議題１－２．受益者負担のあり方について（各論：国民健康保険事業）

- 国から赤字解消のガイドラインが示されたことや、長期的には都道府県による保険料統一化の動きがあることを踏まえると、法定外繰入は解消していくべきである。
- 併せて、低所得者対策が課題になるので、まずは、制度減免の対象となる人を確実に捕捉すること。
- 滞納整理は、しっかりやらないと加入者の保険料に上乗せされてしまう。
- 平成 27 年度の船橋市においては、市民一人当たり、自らの社会保険負担に加えて、国民健康保険分の 5,000 円も追加で負担していることになるため、これは「見える化」し、市民にも問うべきことだと思う。
- 国民健康保険加入者の年代は 60 代・70 代や、若い世代の非正規雇用者が多いことが想定されるため、法定外繰入を解消する場合は丁寧な対応をすべきである。
- 特定健康診査やがん検診など、医療費の抑制につなげる取組も並行的に行う必要があるのではないか。
- 保険料の応益割の比率が高いと逆進性が高まるので、加入者の「所得と資産の正確な捕捉」は、しっかり取り組むべきである。
- 県内比較によると、船橋市は、所得は高いが負担は低い。これを市民にどう説明していくかが重要である。
- 市民にわかりやすい資料をどう作るか、例えば、広報特集号などで丁寧な説明をしたらどうか。

- 低所得者の生活改善や、高齢者が元気でいられるような対策を市として考えてもらいたい。
- 保険料率を上げる場合は、均等割と所得割の比率をどうするかよく考えるべきである。
- 保険料がどうなるかということは、市民の生活に直接関わる問題である。加入者は高齢者や低所得者が多く、制度改正の中で赤字解消策を市町村が考えていくことは、大変難しいことだと思う。次回以降、例えばモデルとして、“このような形になったとすればこういう課題が出てくる”というようなまとめ方をしていただければ、市民も理解できるのではないかと思う。

議題２．公債費の抑制について

- 一般財源が伸びないままで公債費が増えるということは大変厳しいが、これから公共施設を整備する場合はPPPやPFIなど、なるべく公費を使わない手法を検討すべきである。
- ただし、PPPやPFIを実施するにあたっては、例えばコンセッションという形で、財政の支出削減というより、資金調達の手段として使うような発想の転換も必要ではないか。
- 今後は、短い期間に集中し過ぎず、もっと平準化を心がけることや、できる限り延命化や不要なものは取り壊すようなことを考えていくべきである。
- 心していかないと、ちょっとしたことですぐ公債費は増えてしまう。２年、３年先ではなく、10年、20年先のことを考えていただきたい。

資料2

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

歳入の確保について

～歳入の種類・船橋市における歳入の状況等について～

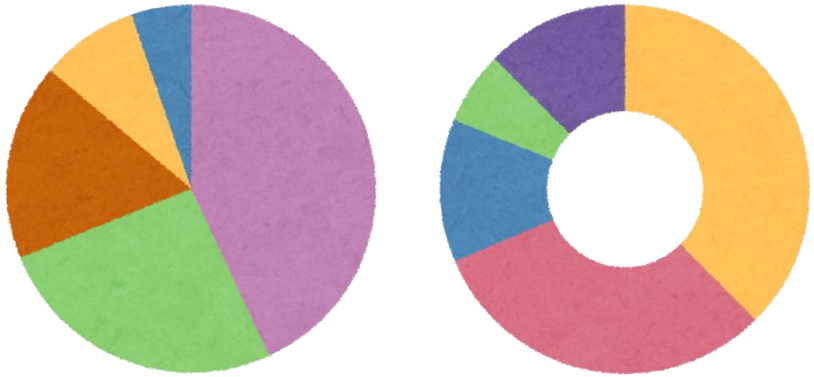

平成29年10月30日（月）

船橋市　企画財政部　政策企画課／財政課

（1）歳入の科目

科目	説明
市税	行政に要する一般経費を賄うために、当該地方公共団体の住民等から強制的に徴収する課徴金。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされているもの。
税交付金	都道府県が徴収した税の一部を市町村に対し交付するもの。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から地方に交付されるもの。
地方交付税	国民の負担する租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要の状況により配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに、地方公共団体に与えるべき財源のうち一部についての地方公共団体の財源調整制度として行われているもの。
交通安全対策特別交付金	交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるもの。
分担金及び負担金	分担金は、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける物に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭。負担金は、一般的には分担金と同様の意味において用いられていると解される場合が多いが、なかには社会福祉施設の利用に対する実費弁償的な性格を有するものも広義の負担金に含まれてくる。
使用料及び手数料	その事務のために地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に特定人に負担させる地方公共団体の歳入。
国県支出金	国又は他の地方公共団体から当該地方公共団体の当該事務に係る財源の全部又は一部として相当の反対給付なしに交付される歳入。
財産収入	地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる現金収入をいう。
寄附金	当該地方公共団体以外の者から受ける金銭（物品又は財産は予算に無関係）の無償譲渡。
繰入金	一般会計、他の特別会計及び基金の間において、相互に資金運用としての繰入金を計上するもの。
繰越金	各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならず、これを翌年度の歳入として編入する場合、繰越金として受入れる。
諸収入	地方債（市債）のほか、上記の歳入に性質上区分されたもの以外の収入を計上する科目。
市債	長期の借入資金をもって充てるもの。

（2）歳入の区分

使いみちによる区分…「一般財源」と「特定財源」

平成28年度船橋市歳入決算（一般会計）

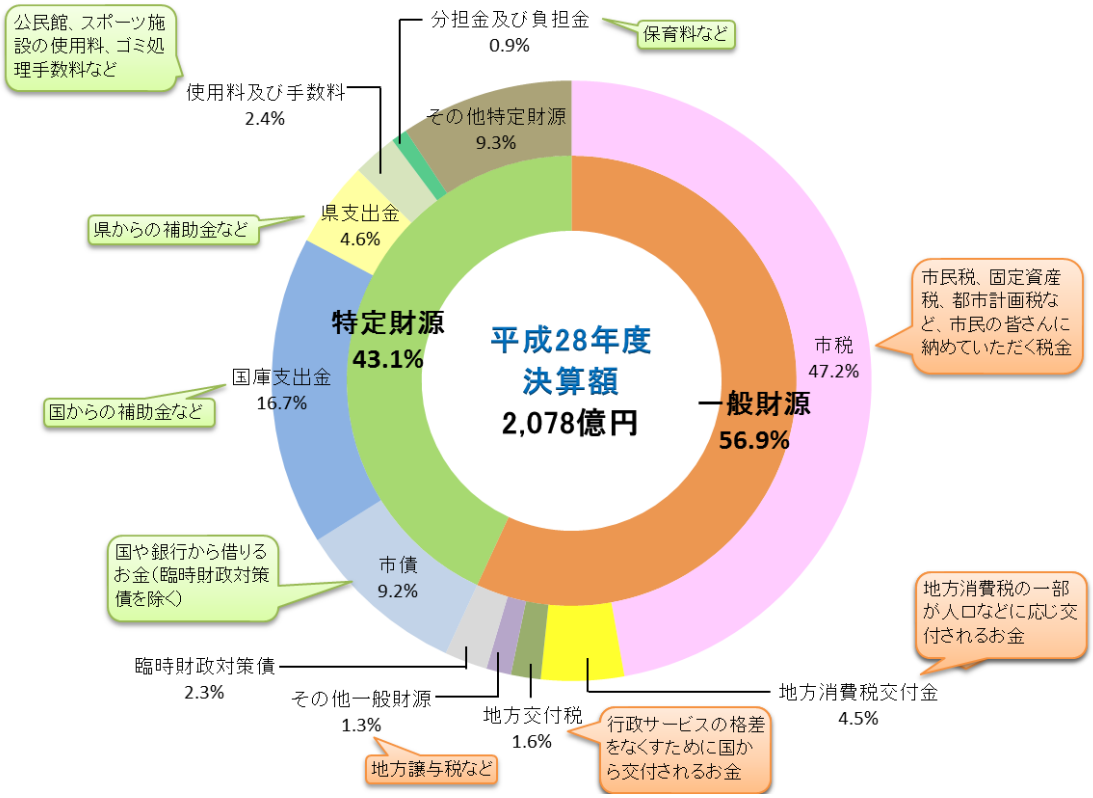

【一般財源とは】
　財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。
（市税や地方交付税など）

【特定財源とは】
　財源の使途が特定されているもの。
（国が共同責任を持つ事務に対して一定割合を負担する国庫支出金や、建設事業を行う際に国や銀行から借りる市債、公共施設の使用料など）

自主的に収入できるか否かの区分…「自主財源」と「依存財源」

平成28年度船橋市歳入決算（一般会計）

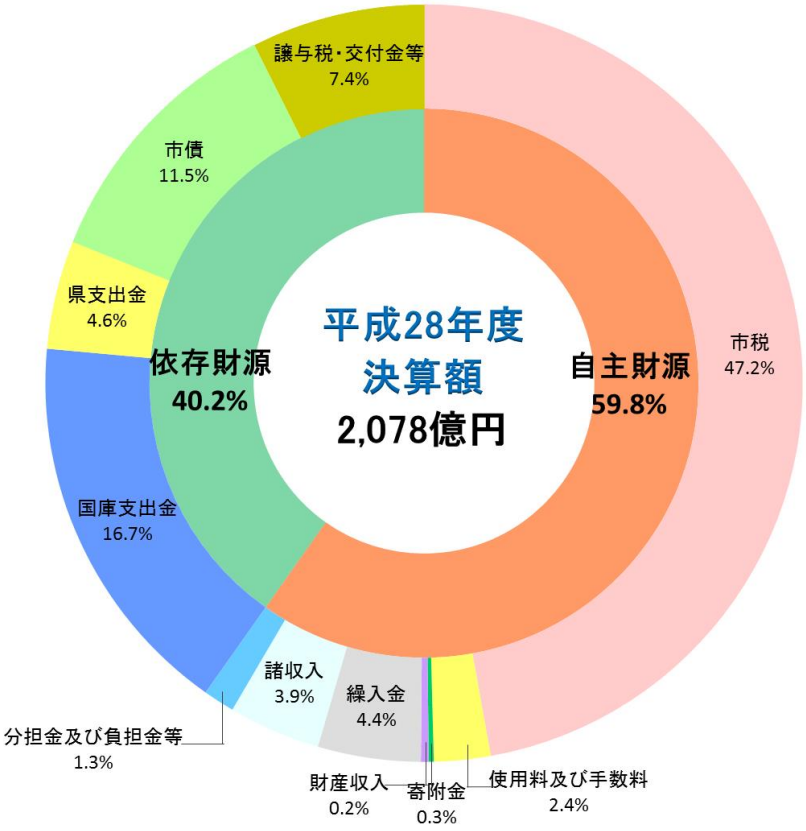

【自主財源とは】
　市が自主的に収入できる歳入のこと。（市税や使用料・手数料、寄付金、財産収入など）

【依存財源とは】
　国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりするもの。（国庫支出金、市債など）

自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものであるため、できる限り自主財源の確保に努めることが重要。

一般会計 歳入決算額の推移

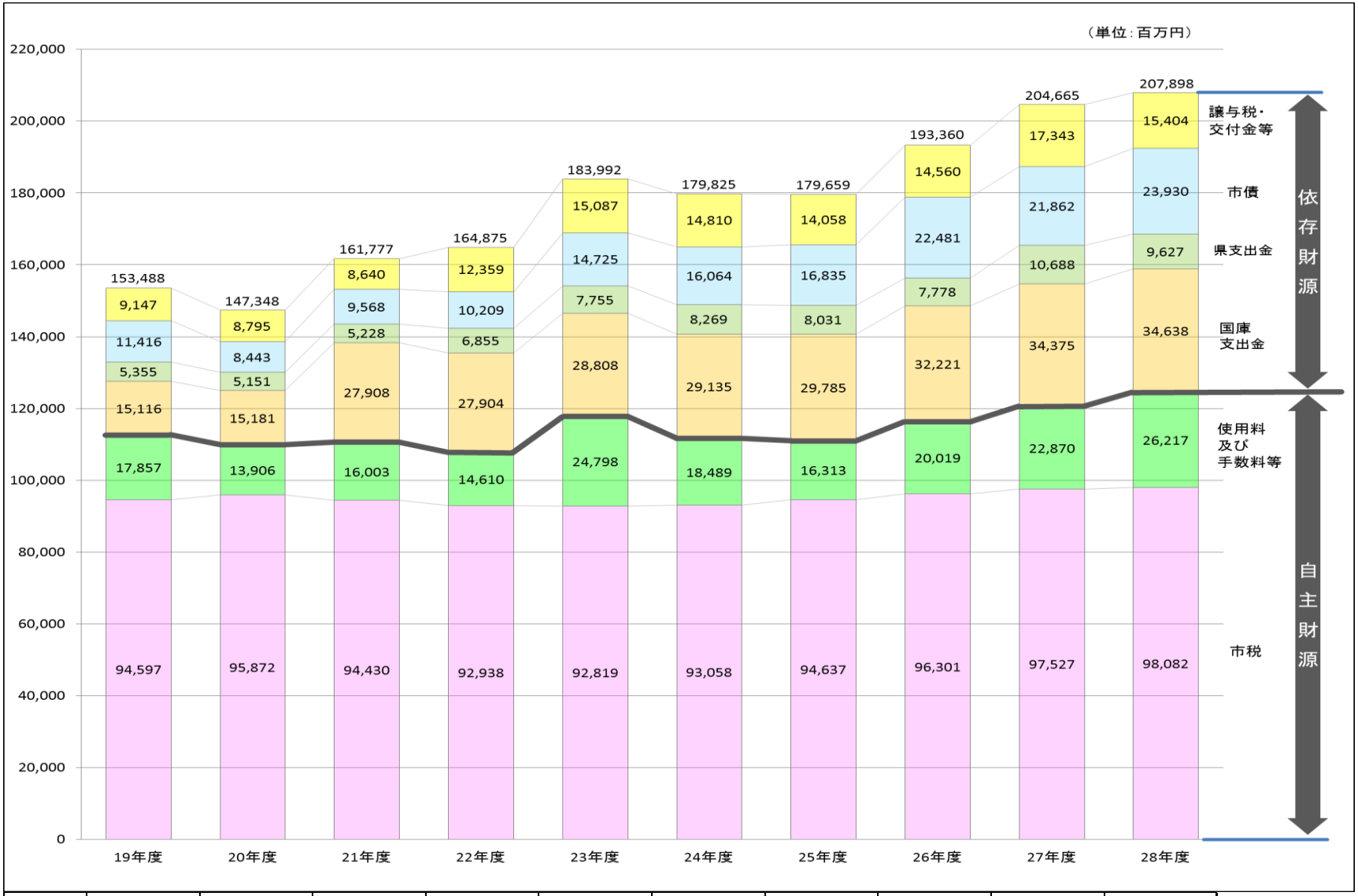

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
依存財源計	41,034	37,570	51,344	57,327	66,375	68,278	68,709	77,040	84,268	83,599
自主財源計	112,454	109,778	110,433	107,548	117,617	111,547	110,950	116,320	120,397	124,299

（3）歳入の確保について

主な「自主財源」

市　税	市民税、固定資産税など、市民の皆さんから納められる税金（⇒資料3）
使用料及び手数料	施設の利用料やごみ処理手数料など、受益者が支払う実費負担的なお金
財産収入	市の土地や建物の貸付料や売払い代金など
寄附金	個人や団体から寄附されるお金
繰入金	他の会計や基金から入ってくるお金
諸収入	他の収入科目に含まれないお金

自主財源（市税以外）の推移

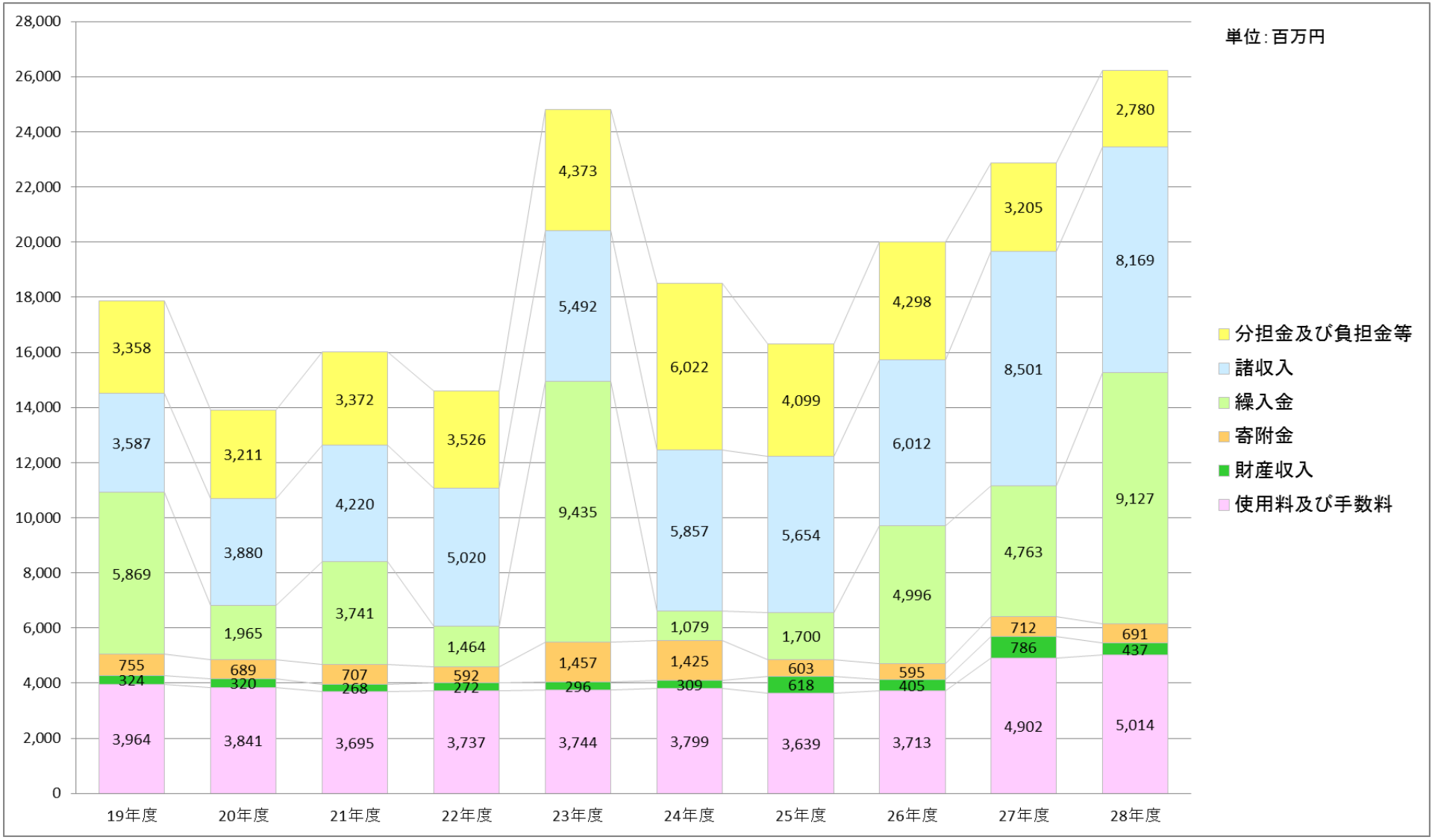

資料3

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

市税の状況について

～市税の収納状況・徴収率等について～

平成29年10月30日（月）

船橋市　税務部　税務課

税務部の課税・徴収の体制について

納　税　義　務　者

①申告、課税資料の提出

②課税（納税通知）

③納付

④過誤納金の還付

⑤滞納処分等

課　税

申告、課税資料、土地家屋の評価等により課税

市　民　税　課
の主な業務

- 個人市（県）民税の課税
- 法人市民税の課税
- 軽自動車税の課税
- 事業所税等諸税の課税

資　産　税　課
の主な業務

- 土地、家屋、償却資産の評価
- 固定資産税の課税
- 都市計画税の課税

徴　収

収納管理、督促状の送付、滞納処分

税　務　課
の主な業務

- 市税の収納整理
- 口座振替収納
- 過誤納金の還付充当

※市税の証明書

債　権　管　理　課
の主な業務

- 滞納処分
- 納税相談
- 訴訟等の提起

直近10年間の市税（合計）決算額

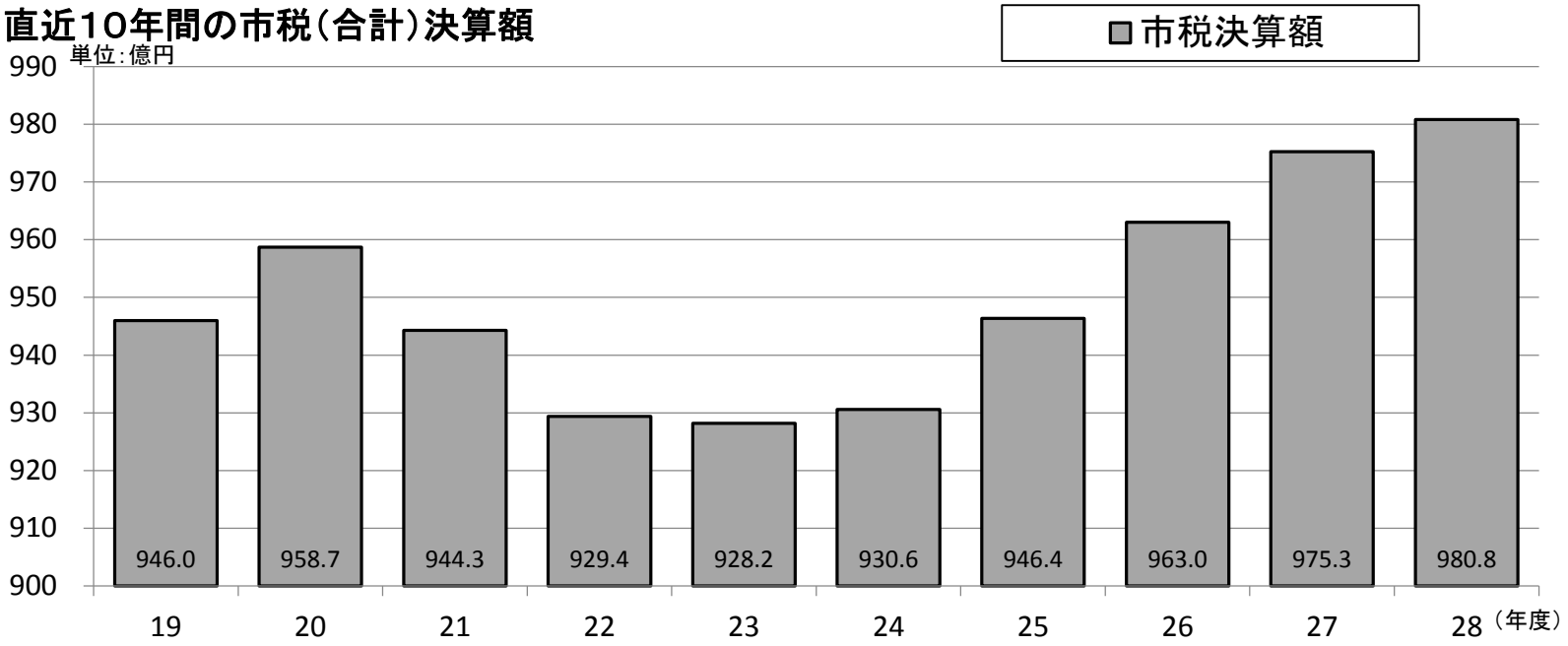

（参考）

単位：千円

年度	個人市民税	法人市民税	市民税合計	固定資産税	都市計画税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	市税総合計
19	41,916,881	7,209,816	49,126,697	33,030,366	7,122,661	310,757	3,271,265	529	965	1,733,393	94,596,633
20	43,299,148	6,220,572	49,519,720	33,737,490	7,289,444	323,191	3,167,855	0	3,177	1,831,293	95,872,170
21	43,092,730	4,794,941	47,887,671	34,021,868	7,302,121	330,169	3,015,283	0	3,578	1,869,166	94,429,856
22	40,590,465	5,159,795	45,750,260	34,431,454	7,396,380	336,722	3,159,881	0	5,469	1,857,380	92,937,548
23	39,756,978	5,346,400	45,103,377	34,567,102	7,359,458	346,567	3,628,465	0	5,189	1,809,203	92,819,363
24	41,154,215	6,153,582	47,307,797	32,997,037	7,006,632	356,208	3,585,429	1,182	5,318	1,798,350	93,057,953
25	41,472,215	6,272,095	47,744,310	33,453,248	7,080,395	370,193	4,060,787	117,328	5,187	1,805,572	94,637,020
26	41,908,703	6,826,471	48,735,174	34,193,621	7,219,556	386,420	3,933,064	0	4,991	1,828,607	96,301,433
27	42,863,079	6,542,533	49,405,612	34,636,412	7,281,153	401,829	3,880,759	0	5,321	1,916,007	97,527,093
28	43,113,560	6,169,600	49,283,160	35,186,217	7,403,469	498,748	3,801,539	0	5,475	1,903,718	98,082,326

※端数処理の関係上、各税目の合計と市税総合計が一致しないことがあります。

市税の収入未済額(滞納額)と徴収率(全体分)の推移

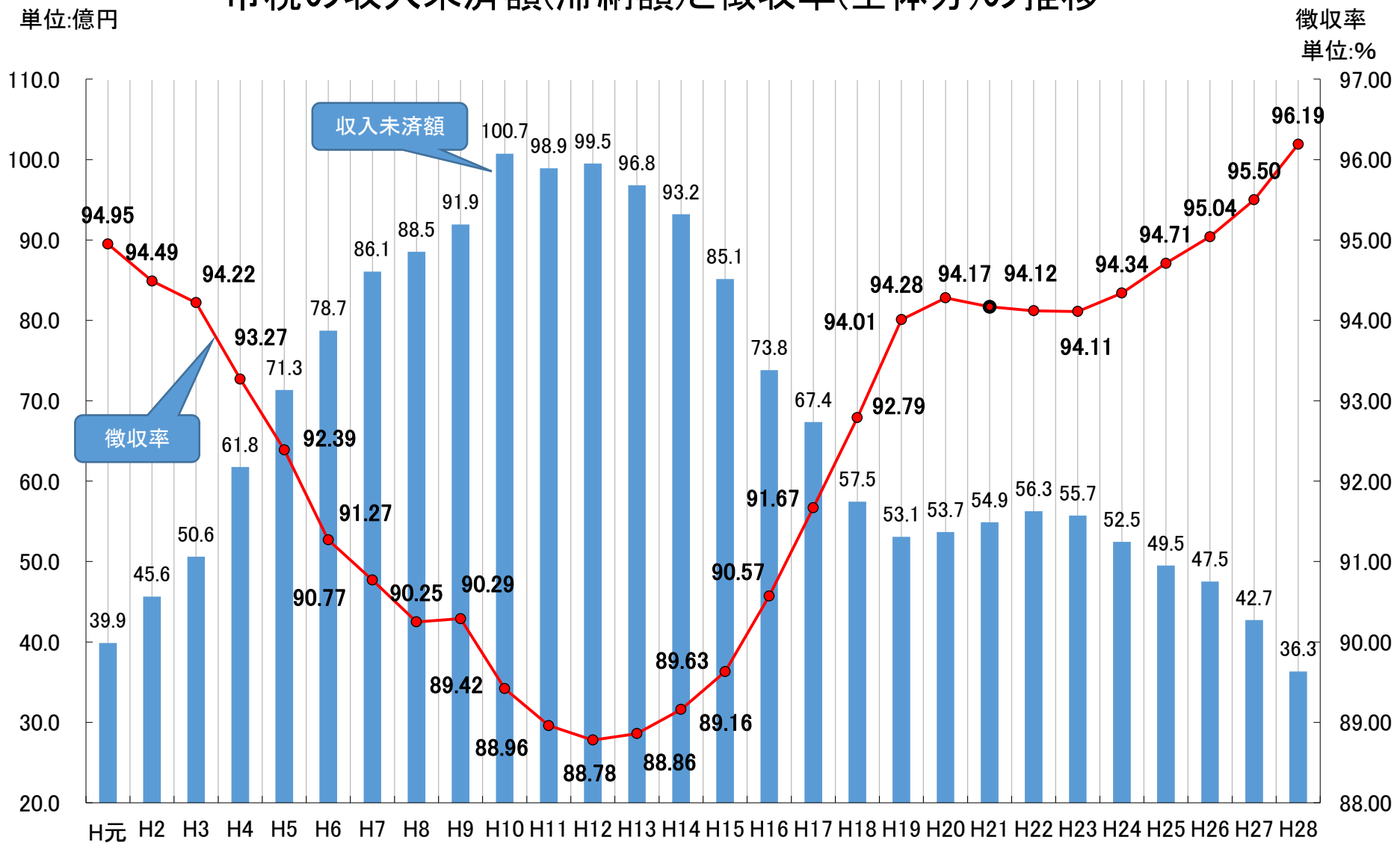

市税徴収率の推移（現年分）

単位：%

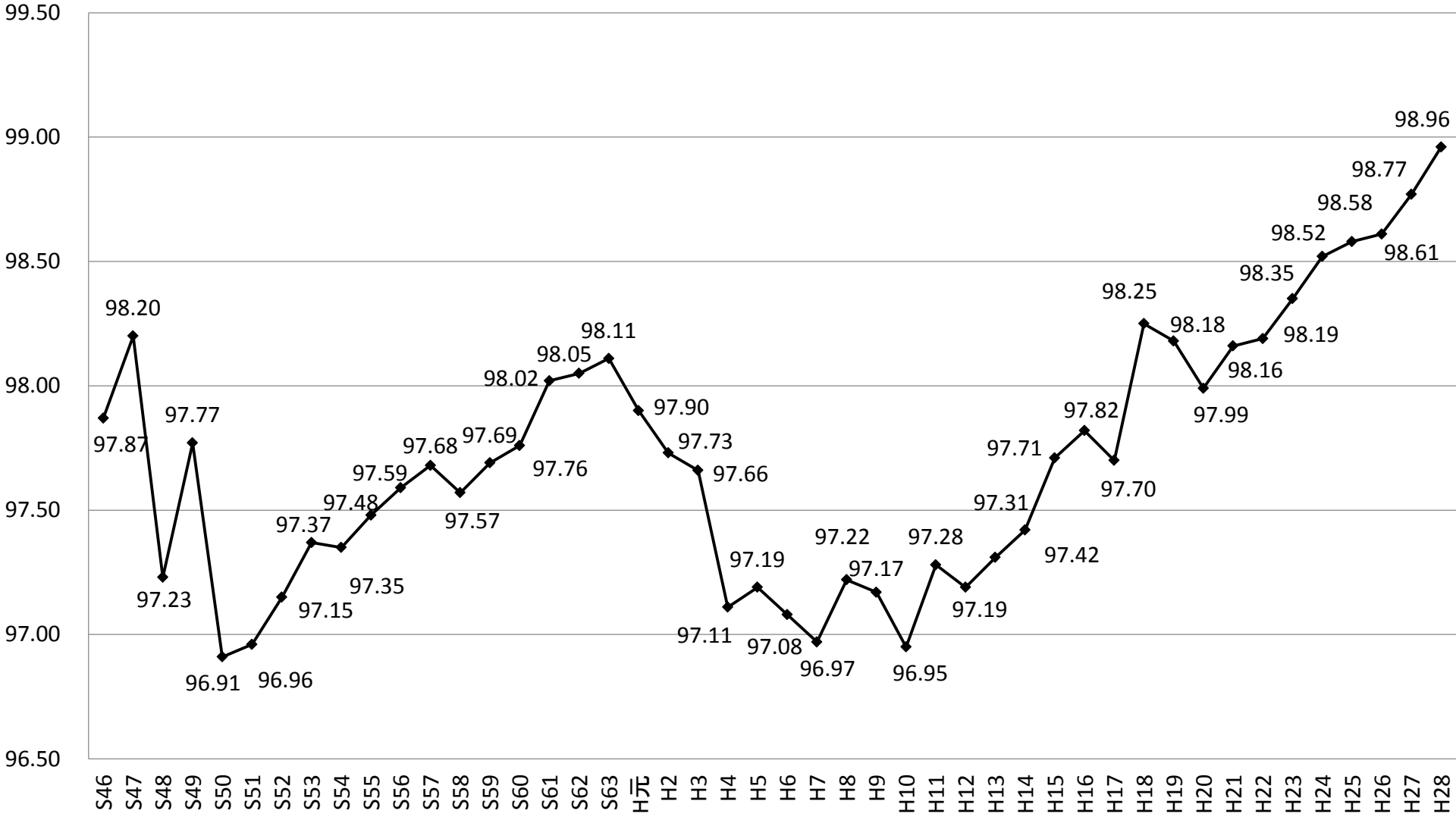

市税徴収率の推移（繰越分）

単位：%

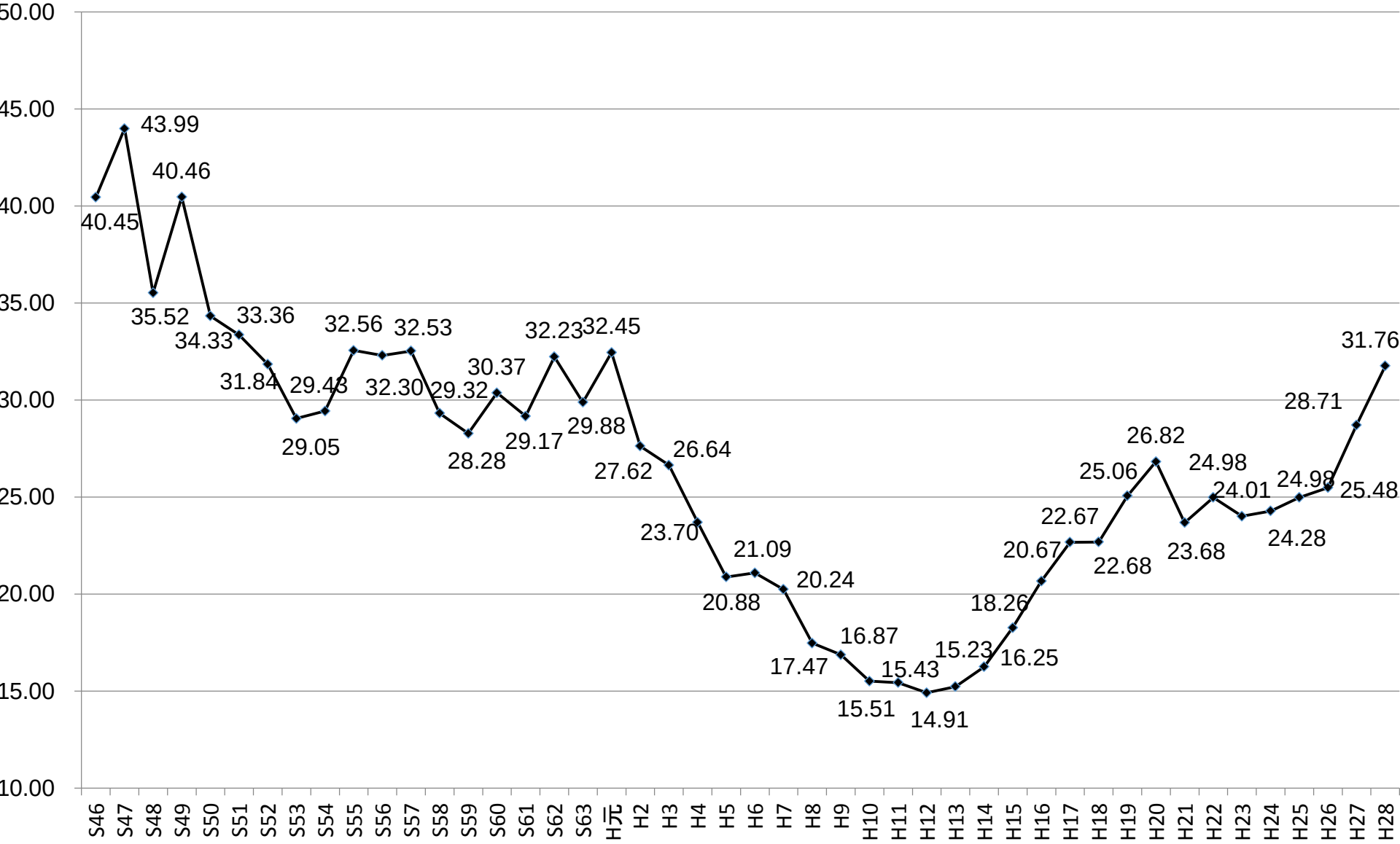

船橋市の市税収入の内訳（平成28年度決算）

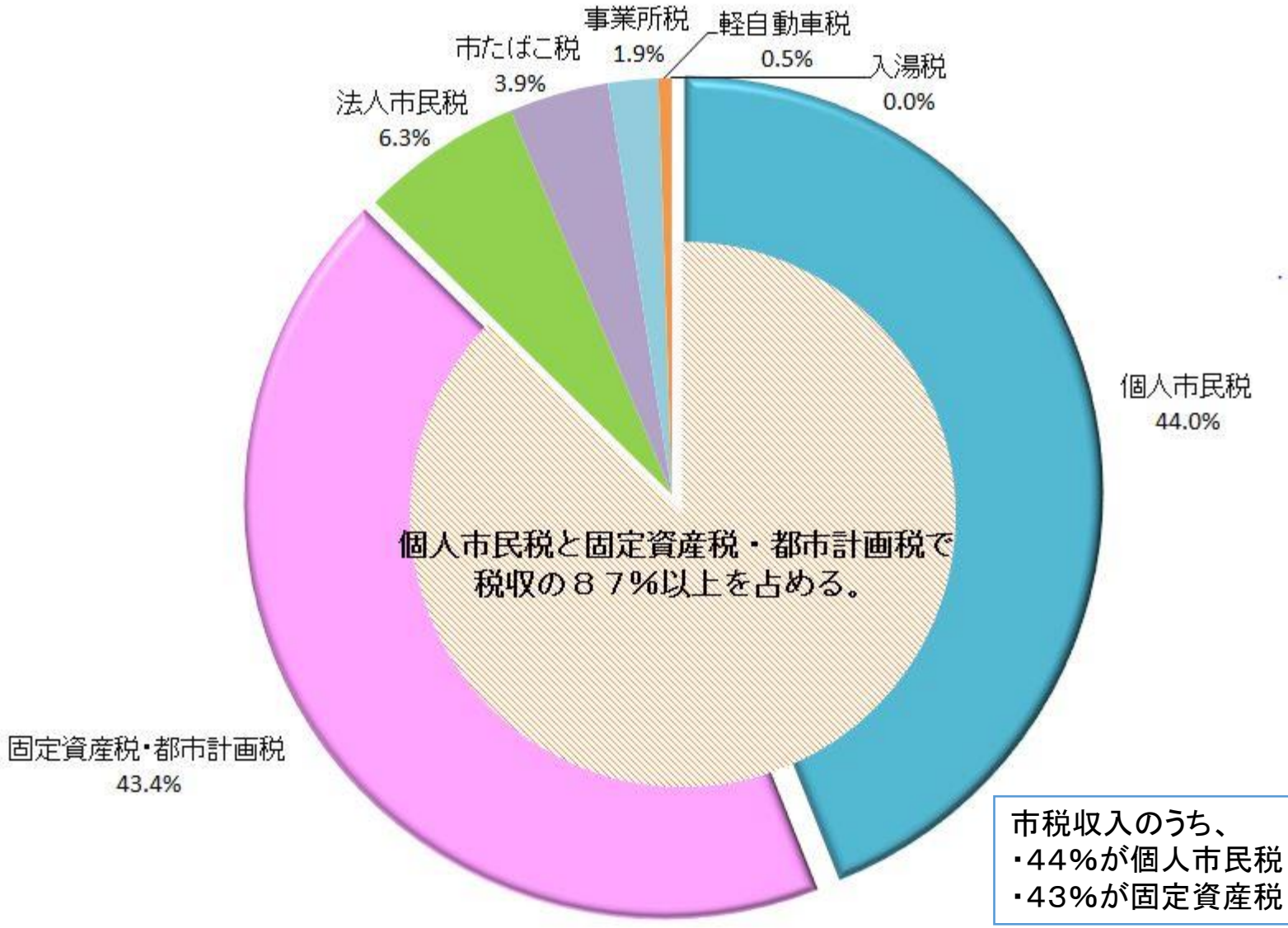

市税収入のうち、
・44%が個人市民税
・43%が固定資産税・都市計画税

個人市民税の収納率と収入未済額の推移

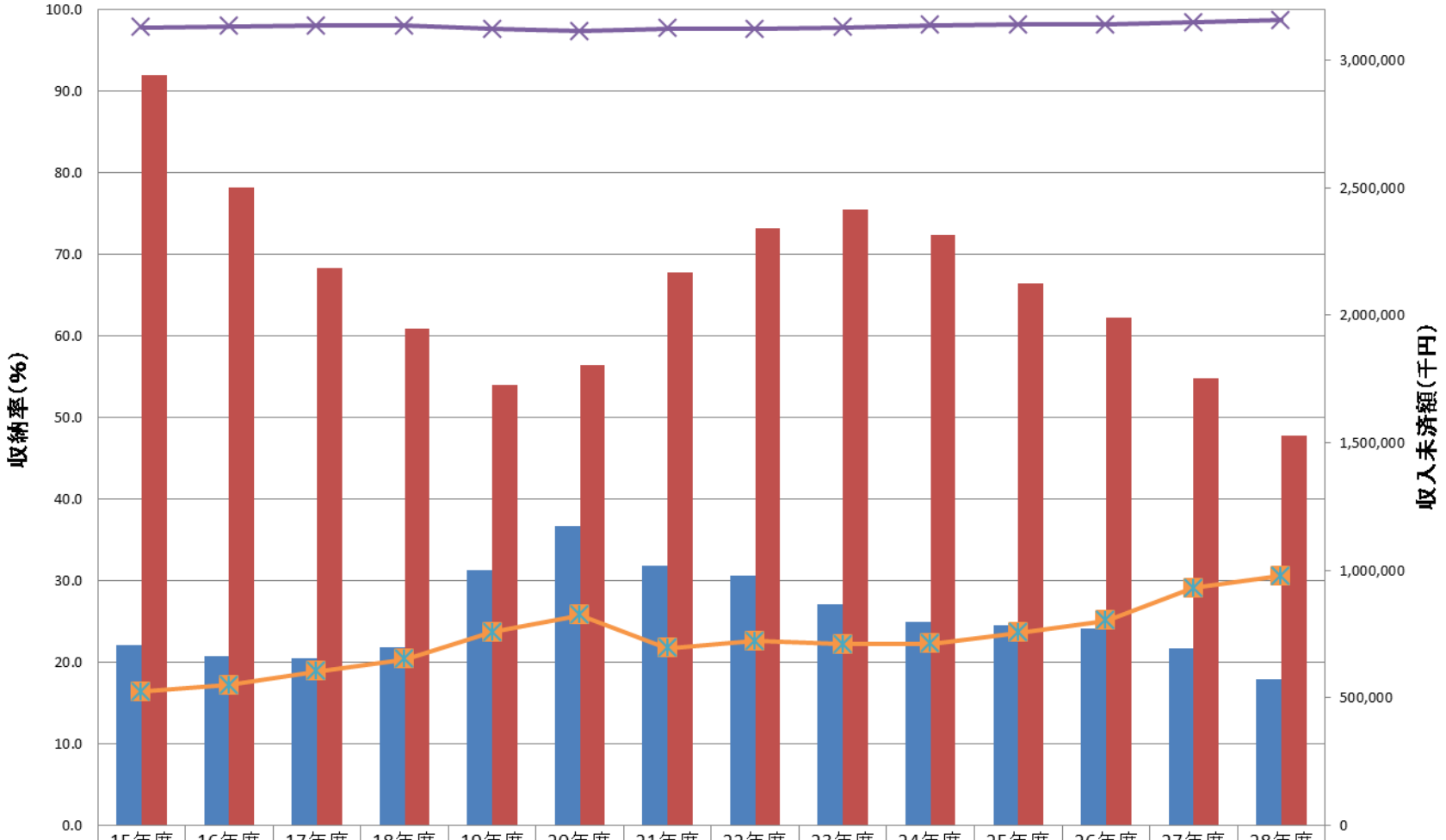

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年度分収入未済額	707,031	665,618	657,018	700,243	1,001,700	1,174,480	1,017,147	980,165	867,067	795,903	786,872	772,568	695,505	574,814
滞納繰越分収入未済額	2,943,864	2,503,330	2,186,816	1,948,526	1,725,637	1,806,990	2,167,395	2,341,430	2,412,824	2,313,794	2,123,450	1,990,280	1,752,153	1,528,431
現年度分収納率	97.8	97.9	98.0	98.0	97.6	97.3	97.7	97.6	97.8	98.1	98.1	98.2	98.4	98.7
滞納繰越分収納率	16.4	17.2	18.9	20.4	23.7	25.8	21.7	22.6	22.2	22.3	23.6	25.1	29.1	30.6

法人市民税の収納率と収入未済額の推移

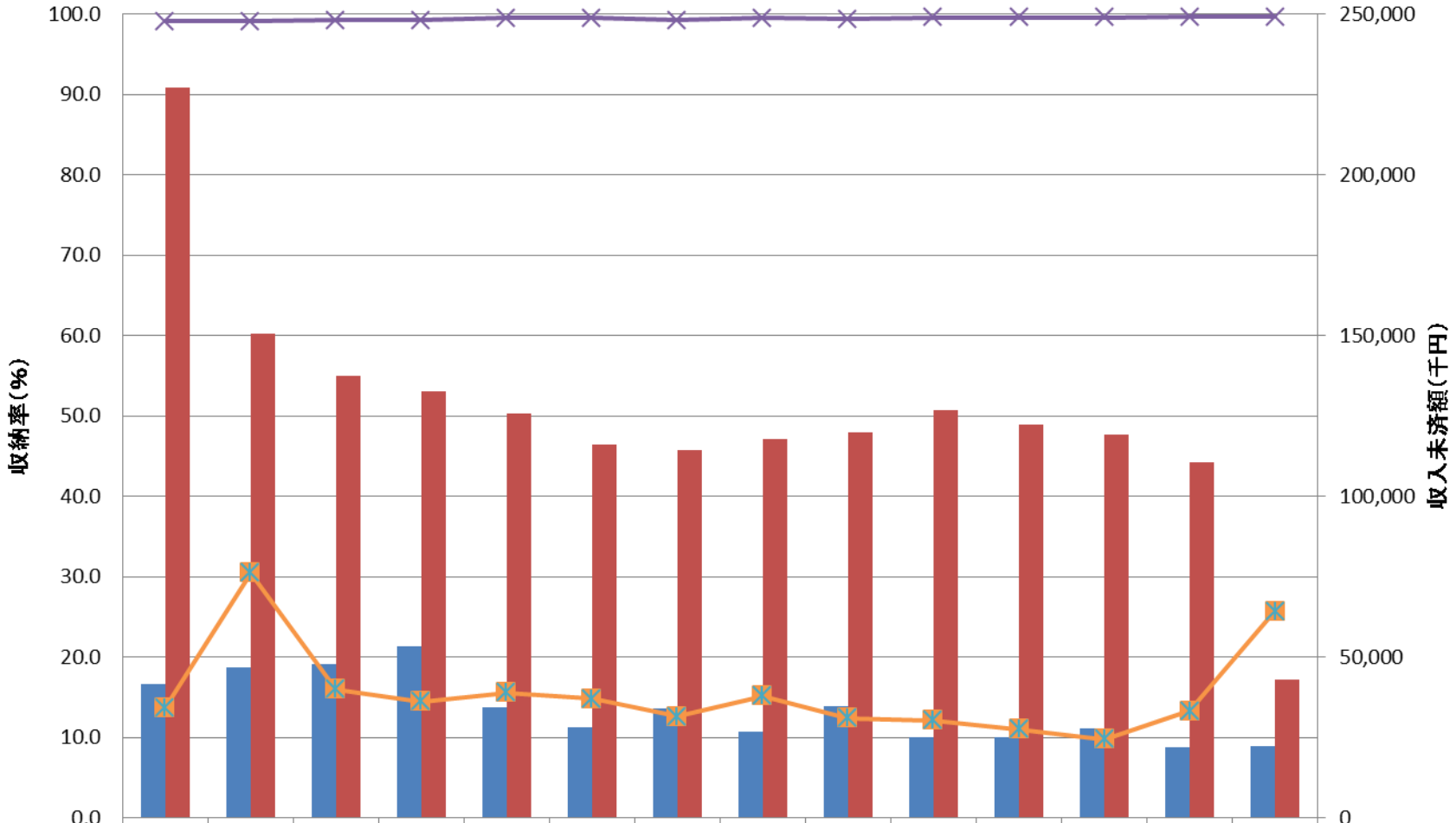

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年度分収入未済額	41,669	46,777	47,763	53,255	34,513	28,261	34,209	26,946	34,834	25,072	25,209	27,923	22,017	22,199
滞納繰越分収入未済額	227,013	150,620	137,647	132,615	125,891	116,243	114,232	117,833	120,030	126,673	122,318	119,087	110,634	43,001
現年度分収納率	99.1	99.1	99.2	99.2	99.5	99.5	99.2	99.5	99.4	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6
滞納繰越分収納率	13.7	30.5	16.0	14.5	15.6	14.8	12.6	15.2	12.4	12.2	11.1	9.8	13.3	25.7

固定資産税の収納率と収入未済額の推移

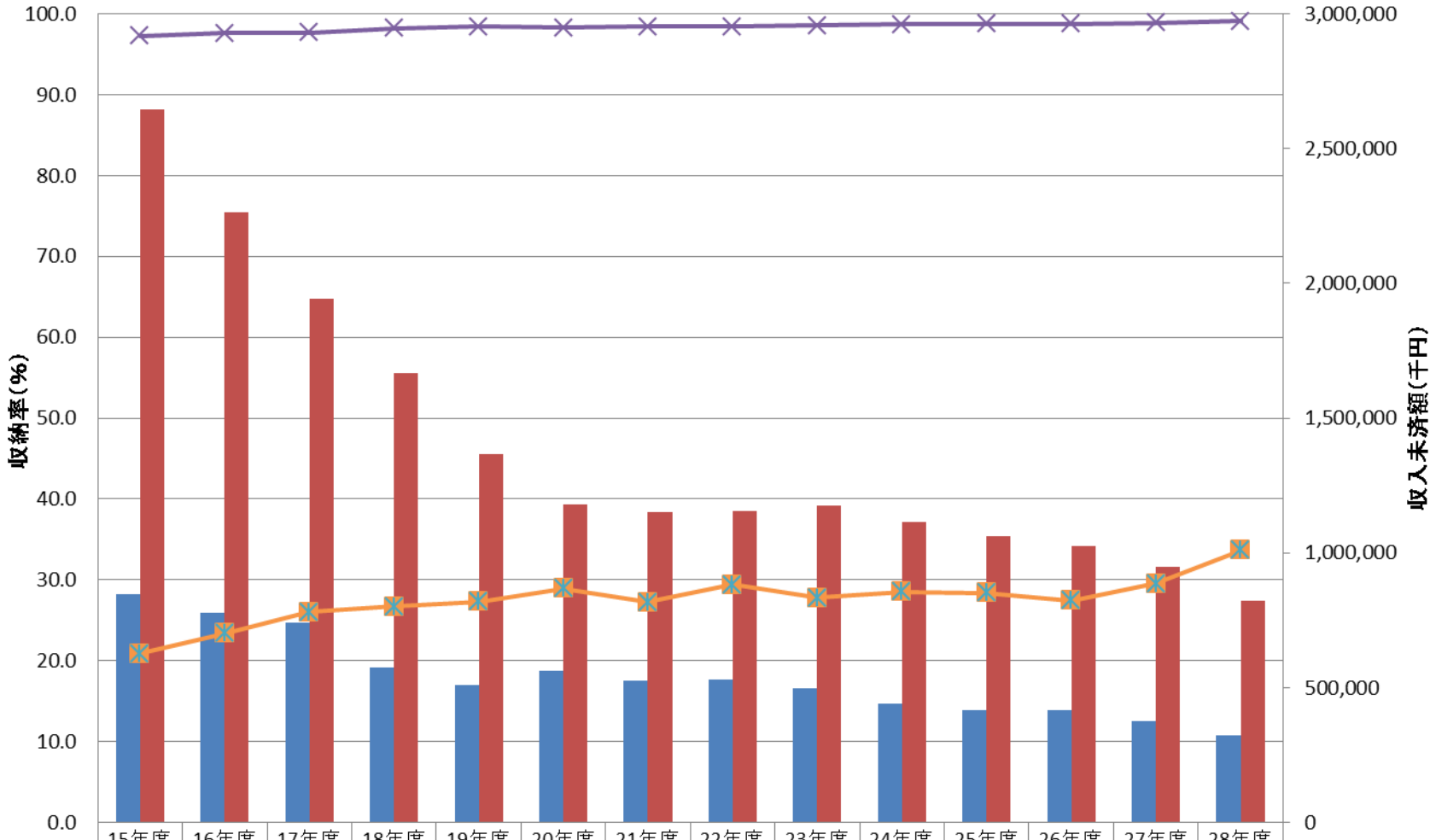

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年度分収入未済額	846,800	776,561	740,027	573,338	511,121	561,790	525,630	529,567	496,849	438,843	417,994	415,203	374,642	321,309
滞納繰越分収入未済額	2,644,306	2,264,810	1,941,200	1,665,827	1,365,744	1,180,558	1,153,214	1,155,471	1,173,870	1,114,201	1,063,848	1,023,685	948,250	820,411
現年度分収納率	97.3	97.6	97.7	98.2	98.4	98.3	98.4	98.5	98.6	98.7	98.8	98.8	98.9	99.1
滞納繰越分収納率	20.9	23.4	26.0	26.7	27.3	28.9	27.2	29.4	27.8	28.6	28.4	27.4	29.6	33.7

軽自動車税の収納率と収入未済額の推移

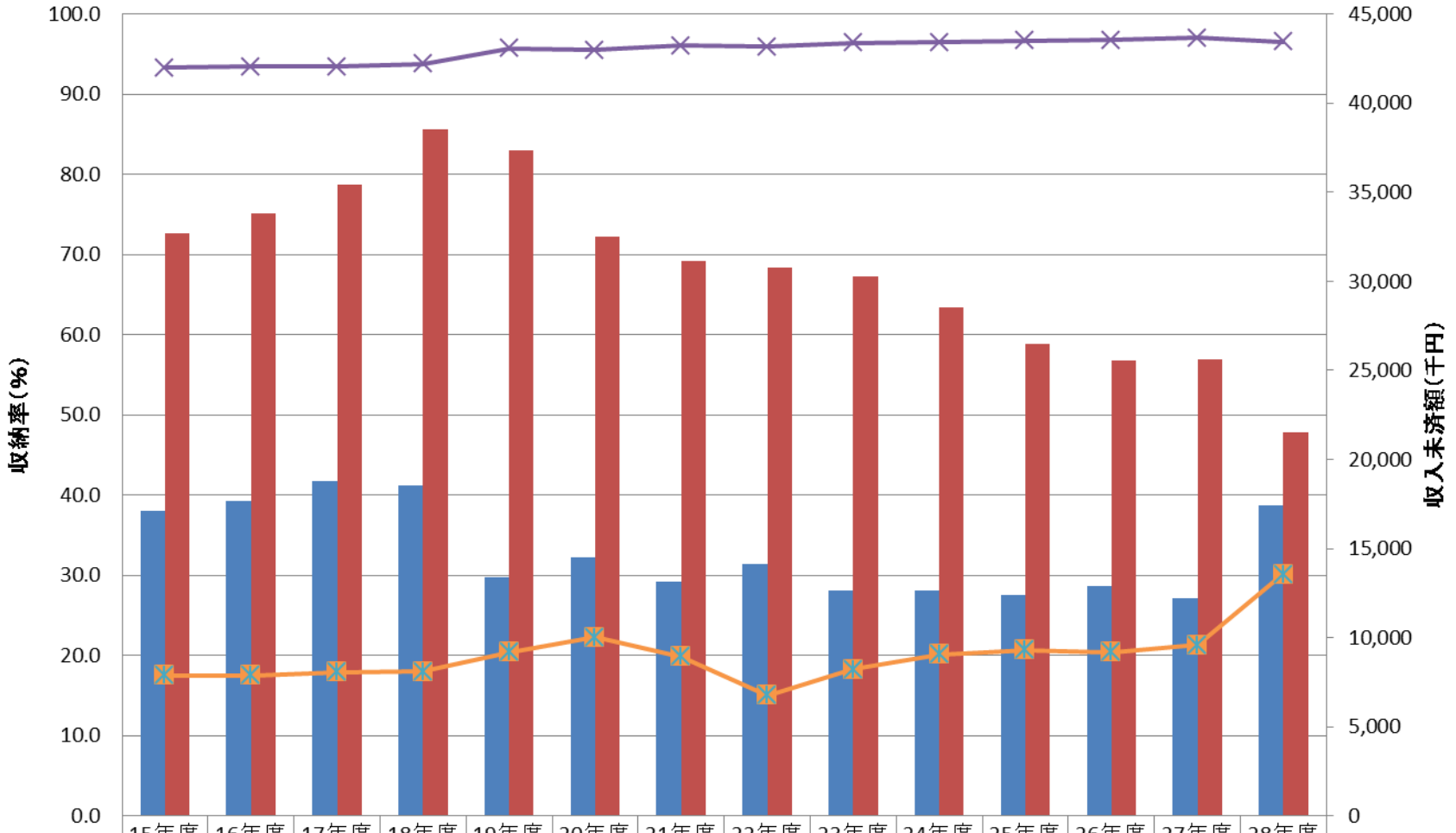

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年度分収入未済額	17,124	17,651	18,789	18,564	13,392	14,506	13,151	14,115	12,646	12,671	12,375	12,880	12,212	17,396
滞納繰越分収入未済額	32,706	33,809	35,443	38,544	37,368	32,475	31,116	30,786	30,287	28,558	26,514	25,560	25,623	21,517
現年度分収納率	93.3	93.4	93.4	93.8	95.7	95.5	96.1	95.9	96.4	96.5	96.7	96.7	97.0	96.6
滞納繰越分収納率	17.5	17.5	17.9	18.0	20.4	22.3	19.8	15.0	18.3	20.1	20.7	20.4	21.3	30.2

平成28年度　千葉県内市町村　市税徴収率ランキング

（単位：%、ﾎﾟｲﾝﾄ）

順位	現年課税分 団体名	徴収率	増減	前年度		順位	滞納繰越分 団体名	徴収率	増減	前年度		順位	合計 団体名	徴収率	増減	前年度	
1	成田市	99.3	0.2	99.1	4	1	市川市	52.7	6.0	46.7	1	1	市川市	98.1	0.7	97.4	1
2	袖ケ浦市	99.3	0.2	99.1	6	2	流山市	40.6	3.7	36.9	2	2	流山市	97.3	0.6	96.7	2
3	千葉市	99.2	0.1	99.1	3	3	柏市	35.7	2.2	33.6	4	3	千葉市	97.0	0.6	96.4	4
4	市川市	99.2	0.1	99.1	5	4	我孫子市	33.4	5.1	28.3	8	4	松戸市	96.8	0.4	96.4	5
5	長柄町	99.2	0.0	99.1	2	5	浦安市	32.9	5.1	27.8	10	5	柏市	96.8	0.6	96.1	6
6	君津市	99.2	0.4	98.8	13	6	船橋市	31.8	3.1	28.7	7	6	袖ケ浦市	96.6	0.7	96.0	7
7	浦安市	99.2	0.1	99.0	8	7	千葉市	31.5	▲ 0.6	32.1	5	7	浦安市	96.5	0.7	95.8	8
8	松戸市	99.1	0.1	99.0	7	8	袖ケ浦市	29.2	4.8	24.4	15	8	印西市	96.3	0.6	95.7	9
9	流山市	99.0	0.1	98.9	9	9	鎌ケ谷市	29.0	1.5	27.5	11	9	成田市	96.3	0.7	95.5	10
10	印西市	99.0	0.1	98.9	11	10	成田市	29.0	3.4	25.6	13	10	船橋市	96.2	0.7	95.5	11
11	長南町	99.0	▲ 0.2	99.2	1	11	茂原市	28.9	6.0	23.0	19	11	長南町	96.2	▲ 0.5	96.6	3
12	習志野市	99.0	0.2	98.8	12	12	松戸市	28.6	▲ 1.3	29.9	6	12	長柄町	95.4	1.5	93.9	14
13	柏市	99.0	0.1	98.9	10	13	八千代市	28.6	1.8	26.7	12	13	我孫子市	95.3	1.1	94.2	12
14	船橋市	99.0	0.2	98.8	14	14	印西市	28.5	0.4	28.1	9	14	酒々井町	94.8	0.9	93.9	15
15	我孫子市	98.9	0.3	98.6	16	15	鋸南町	27.8	3.9	24.0	16	15	習志野市	94.8	0.8	94.0	13
16	芝山町	98.8	0.0	98.7	15	16	酒々井町	27.1	3.9	23.2	18	16	八千代市	94.5	0.9	93.6	16
17	富津市	98.7	0.4	98.3	25	17	野田市	26.2	6.2	19.9	24	17	館山市	94.3	1.1	93.2	20
18	鋸南町	98.7	0.1	98.6	17	18	四街道市	25.5	0.4	25.2	14	18	鋸南町	94.1	1.0	93.1	21
19	茂原市	98.7	0.3	98.4	20	19	長南町	24.2	0.7	23.5	17	19	鎌ケ谷市	94.1	0.7	93.4	17
20	館山市	98.7	0.2	98.5	19	20	習志野市	23.9	6.2	17.7	35	20	睦沢町	93.8	0.5	93.2	19
21	酒々井町	98.7	0.4	98.3	26	21	佐倉市	23.5	3.1	20.4	23	21	茂原市	93.6	1.5	92.1	27
22	市原市	98.7	0.4	98.3	29	22	館山市	23.4	▲ 10.7	34.1	3	22	四街道市	93.6	0.7	92.9	22
23	睦沢町	98.6	0.0	98.6	18	23	君津市	22.6	4.4	18.2	32	23	鴨川市	93.6	0.4	93.2	18
24	鴨川市	98.6	0.3	98.3	27	24	いすみ市	22.3	▲ 0.3	22.6	20	24	芝山町	93.2	0.9	92.3	25
25	八千代市	98.6	0.3	98.3	23	25	富里市	22.0	0.2	21.8	21	25	佐倉市	93.2	0.9	92.4	24
26	佐倉市	98.6	0.1	98.4	22	26	横芝光町	21.0	3.5	17.5	36	26	富津市	93.2	1.3	91.9	28
27	野田市	98.5	0.3	98.2	33	27	大網白里市	21.0	1.7	19.3	28	27	君津市	93.2	1.5	91.7	30
28	東庄町	98.5	0.2	98.3	24	28	木更津市	20.9	3.3	17.7	34	28	野田市	93.0	1.1	91.9	29
29	白井市	98.5	0.1	98.4	21	29	神崎町	20.9	6.6	14.3	45	29	東庄町	92.9	0.4	92.5	23
30	四街道市	98.4	0.2	98.2	30	30	富津市	20.8	3.1	17.7	33	30	市原市	92.5	0.8	91.7	31
31	鎌ケ谷市	98.4	0.2	98.2	32	31	栄町	20.7	1.1	19.5	27	31	白井市	92.3	0.2	92.1	26
32	神崎町	98.3	0.0	98.3	28	32	白子町	20.5	▲ 0.7	21.2	22	32	銚子市	92.0	1.3	90.7	33
33	栄町	98.3	0.2	98.1	34	33	山武市	20.2	1.3	18.9	30	33	神崎町	91.9	1.0	90.9	32
34	南房総市	98.3	0.4	97.9	37	34	銚子市	20.0	0.2	19.8	25	34	栄町	91.6	1.3	90.3	35
35	銚子市	98.3	0.2	98.1	35	35	匝瑳市	18.6	5.6	13.0	51	35	長生村	91.1	1.6	89.5	38
36	木更津市	98.2	0.5	97.7	39	36	九十九里町	18.6	▲ 1.0	19.6	26	36	多古町	90.7	0.3	90.4	34
37	長生村	98.2	▲ 0.1	98.2	31	37	長生村	18.6	2.6	16.0	42	37	南房総市	90.3	0.4	89.9	37
38	大多喜町	98.0	▲ 0.0	98.1	36	38	一宮町	18.1	3.9	14.2	47	38	木更津市	89.8	1.6	88.2	40
39	旭市	98.0	0.3	97.7	40	39	睦沢町	18.0	▲ 1.0	19.0	29	39	大多喜町	89.8	▲ 0.3	90.1	36
40	匝瑳市	98.0	0.3	97.6	41	40	八街市	17.6	3.2	14.4	44	40	匝瑳市	89.2	2.2	86.9	46
41	香取市	97.9	0.3	97.6	42	41	市原市	17.1	0.7	16.4	39	41	白子町	89.2	1.9	87.3	43
42	白子町	97.9	0.1	97.8	38	42	旭市	17.1	1.0	16.1	40	42	いすみ市	89.0	1.7	87.4	42
43	勝浦市	97.8	0.5	97.3	46	43	芝山町	16.9	4.5	12.4	53	43	横芝光町	89.0	1.9	87.1	45
44	一宮町	97.8	0.2	97.6	43	44	東金市	15.8	1.6	14.2	46	44	大網白里市	88.8	1.3	87.5	41
45	御宿町	97.8	0.2	97.6	44	45	東庄町	15.8	▲ 0.8	16.6	38	45	旭市	88.6	1.4	87.2	44
46	横芝光町	97.8	0.3	97.4	45	46	白井市	15.7	▲ 1.4	17.1	37	46	山武市	88.5	1.7	86.8	48
47	富里市	97.7	0.9	96.8	50	47	鴨川市	15.4	▲ 0.6	16.0	41	47	御宿町	88.4	0.0	88.4	39
48	大網白里市	97.6	0.4	97.2	48	48	多古町	15.2	1.4	13.8	48	48	富里市	88.3	2.2	86.1	50
49	多古町	97.5	0.3	97.3	47	49	御宿町	14.8	▲ 4.0	18.8	31	49	香取市	88.2	1.4	86.8	49
50	いすみ市	97.5	0.7	96.9	49	50	香取市	13.9	▲ 0.7	14.5	43	50	一宮町	87.9	1.0	86.9	47
51	山武市	97.3	0.5	96.8	51	51	勝浦市	12.4	▲ 1.1	13.5	50	51	東金市	87.7	1.6	86.1	51
52	東金市	97.3	0.8	96.4	52	52	南房総市	12.1	▲ 1.5	13.7	49	52	勝浦市	86.9	1.2	85.7	52
53	九十九里町	97.0	1.0	96.1	53	53	長柄町	9.9	▲ 2.9	12.8	52	53	九十九里町	85.2	1.5	83.7	53
54	八街市	96.7	0.7	96.0	54	54	大多喜町	8.7	▲ 3.6	12.3	54	54	八街市	82.2	2.4	79.8	54
	市計	98.9	0.2	98.7			市計	26.7	1.7	25.0			市計	95.2	0.8	94.4	
	町村計	98.2	0.2	98.0			町村計	18.8	1.3	17.5			町村計	91.4	0.9	90.5	
	計	98.9	0.2	98.7			計	26.3	1.6	24.7			計	95.1	0.8	94.3	

※徴収率は端数処理をしていないため、増減の数値は見た目の差し引き異なる場合があります。

■中核市市税徴収率一覧（平成27年度決算額）

市民税						固定資産税						市税合計					
現年課税分		滞納繰越分		合計		現年課税分		滞納繰越分		合計		現年課税分		滞納繰越分		合計	
豊田市	99.6	東大阪市	44.9	大分市	98.7	大分市	99.7	奈良市	45.1	豊田市	98.7	大分市	99.7	東大阪市	43.9	豊田市	98.6
前橋市	99.5	大分市	43.8	前橋市	98.4	豊田市	99.6	東大阪市	43.3	大分市	98.5	豊田市	99.6	高槻市	40.1	大分市	98.6
大分市	99.5	高槻市	43.2	豊田市	98.3	前橋市	99.5	那覇市	42.7	高槻市	98.3	前橋市	99.5	那覇市	38.6	高槻市	98.3
高槻市	99.4	枚方市	39.5	高槻市	98.1	高槻市	99.5	越谷市	41.9	越谷市	97.9	枚方市	99.5	大分市	37.4	前橋市	97.9
枚方市	99.4	長崎市	39.4	枚方市	98.0	枚方市	99.5	豊田市	41.8	枚方市	97.6	高槻市	99.4	越谷市	36.4	枚方市	97.9
呉市	99.3	西宮市	37.9	呉市	97.6	倉敷市	99.4	高槻市	35.7	八王子市	97.5	呉市	99.3	長崎市	35.5	呉市	97.5
秋田市	99.2	久留米市	37.0	西宮市	97.4	福山市	99.4	八王子市	35.4	福山市	97.5	福山市	99.3	奈良市	35.4	那覇市	97.4
西宮市	99.2	柏市	34.8	那覇市	97.3	八王子市	99.3	大分市	35.0	前橋市	97.4	長野市	99.2	豊田市	34.4	長野市	97.3
下関市	99.2	盛岡市	34.5	長野市	97.2	岡崎市	99.3	長野市	33.8	東大阪市	97.4	西宮市	99.2	盛岡市	33.7	東大阪市	97.3
高知市	99.2	佐世保市	34.0	高知市	97.2	西宮市	99.3	盛岡市	33.1	岡崎市	97.2	倉敷市	99.2	柏市	33.6	福山市	97.2
宮崎市	99.1	越谷市	33.5	高松市	97.1	呉市	99.3	柏市	32.7	呉市	97.2	下関市	99.2	枚方市	33.5	越谷市	97.1
盛岡市	99.1	那覇市	33.5	下関市	97.0	東大阪市	99.2	長崎市	32.0	下関市	97.1	松山市	99.2	八王子市	33.0	八王子市	97.0
長野市	99.1	高知市	33.2	長崎市	97.0	下関市	99.2	船橋市	29.6	那覇市	97.1	高知市	99.2	長野市	32.9	岡崎市	96.6
奈良市	99.1	いわき市	33.0	東大阪市	96.8	松山市	99.2	川越市	29.4	長野市	97.0	那覇市	99.2	久留米市	32.5	長崎市	96.6
和歌山市	99.1	前橋市	32.9	佐世保市	96.8	高知市	99.2	久留米市	29.3	倉敷市	96.7	高崎市	99.1	佐世保市	29.1	高松市	96.5
高松市	99.1	呉市	32.5	和歌山市	96.7	高崎市	99.1	宮崎市	29.0	柏市	96.4	八王子市	99.1	宮崎市	28.7	松山市	96.5
松山市	99.1	高松市	32.4	盛岡市	96.6	越谷市	99.1	枚方市	28.2	松山市	96.3	岡崎市	99.1	船橋市	28.7	倉敷市	96.4
長崎市	99.1	長野市	31.9	松山市	96.3	柏市	99.1	尼崎市	27.9	船橋市	96.1	東大阪市	99.1	呉市	28.5	西宮市	96.2
那覇市	99.1	八王子市	31.3	久留米市	96.3	長野市	99.1	岡崎市	27.5	川越市	96.0	和歌山市	99.1	福山市	28.2	和歌山市	96.2
青森市	99.0	豊田市	30.8	越谷市	96.2	郡山市	99.0	倉敷市	27.4	西宮市	96.0	宮崎市	99.1	高松市	27.9	下関市	96.2
金沢市	99.0	下関市	30.1	八王子市	96.2	豊橋市	99.0	福山市	27.1	和歌山市	95.6	越谷市	99.0	倉敷市	27.7	柏市	96.1
佐世保市	99.0	松山市	29.2	奈良市	96.2	和歌山市	99.0	宇都宮市	26.7	長崎市	95.6	金沢市	99.0	いわき市	27.3	高知市	96.0
宇都宮市	98.9	福山市	28.8	福山市	96.2	那覇市	99.0	豊中市	26.3	豊中市	95.4	奈良市	99.0	松山市	27.0	久留米市	96.0
高崎市	98.9	船橋市	28.3	秋田市	96.0	宮崎市	98.9	佐世保市	26.2	久留米市	95.2	高松市	99.0	函館市	26.6	佐世保市	96.0
八王子市	98.9	函館市	28.1	宮崎市	95.8	川越市	98.9	呉市	25.2	高松市	95.1	長崎市	99.0	岡崎市	26.6	盛岡市	95.8
富山市	98.9	宮崎市	27.9	柏市	95.6	船橋市	98.9	下関市	25.2	高崎市	95.0	盛岡市	98.9	尼崎市	26.6	宮崎市	95.5
倉敷市	98.9	倉敷市	27.8	岡崎市	95.5	横須賀市	98.9	函館市	25.1	豊橋市	95.0	柏市	98.9	前橋市	26.5	船橋市	95.5
福山市	98.9	和歌山市	26.8	高崎市	95.4	豊中市	98.9	松山市	24.6	横須賀市	94.9	横須賀市	98.9	川越市	26.4	高崎市	95.4
岡崎市	98.8	川越市	26.6	姫路市	95.4	姫路市	98.9	和歌山市	24.5	宮崎市	94.7	富山市	98.9	豊中市	25.1	姫路市	95.3
大津市	98.8	郡山市	26.3	大津市	95.2	金沢市	98.8	大津市	24.2	盛岡市	94.7	姫路市	98.9	和歌山市	24.9	川越市	95.2
東大阪市	98.8	岡崎市	26.1	倉敷市	95.2	尼崎市	98.8	いわき市	23.9	尼崎市	94.7	久留米市	98.9	高知市	24.7	豊中市	95.2
姫路市	98.8	鹿児島市	26.1	八戸市	95.1	奈良市	98.8	高松市	23.9	佐世保市	94.7	佐世保市	98.9	宇都宮市	24.4	横須賀市	95.1
久留米市	98.8	横須賀市	25.9	郡山市	95.0	高松市	98.8	金沢市	23.5	姫路市	94.6	青森市	98.8	姫路市	24.3	奈良市	95.1
越谷市	98.7	尼崎市	25.8	富山市	95.0	久留米市	98.8	姫路市	23.5	大津市	94.5	秋田市	98.8	西宮市	24.2	大津市	95.0
鹿児島市	98.7	高崎市	25.6	青森市	94.9	長崎市	98.8	高崎市	23.4	奈良市	94.5	郡山市	98.8	鹿児島市	24.1	鹿児島市	94.9
八戸市	98.6	奈良市	25.6	金沢市	94.9	富山市	98.7	鹿児島市	23.0	函館市	94.3	川越市	98.8	高崎市	23.5	函館市	94.7
柏市	98.6	姫路市	25.2	鹿児島市	94.9	大津市	98.7	西宮市	22.3	高知市	94.3	船橋市	98.8	横須賀市	23.5	いわき市	94.7
横須賀市	98.6	秋田市	25.0	いわき市	94.8	佐世保市	98.7	前橋市	22.2	金沢市	93.9	大津市	98.8	金沢市	22.8	金沢市	94.7
豊中市	98.6	八戸市	24.9	宇都宮市	94.8	函館市	98.6	横須賀市	21.5	いわき市	93.7	豊中市	98.8	大津市	22.5	宇都宮市	94.6
函館市	98.5	旭川市	24.1	横須賀市	94.7	盛岡市	98.6	豊橋市	21.3	宇都宮市	93.7	鹿児島市	98.8	秋田市	22.2	郡山市	94.4
川越市	98.5	豊中市	24.1	豊中市	94.7	いわき市	98.6	秋田市	20.3	鹿児島市	93.7	函館市	98.7	岐阜市	20.9	尼崎市	94.2
船橋市	98.5	金沢市	21.9	船橋市	94.6	鹿児島市	98.6	岐阜市	20.3	郡山市	92.4	宇都宮市	98.7	下関市	20.9	八戸市	94.0
岐阜市	98.5	岐阜市	21.8	旭川市	94.3	旭川市	98.5	高知市	20.2	八戸市	92.4	豊橋市	98.7	八戸市	20.6	豊橋市	94.0
郡山市	98.4	宇都宮市	21.7	函館市	94.1	青森市	98.4	八戸市	18.3	富山市	92.0	尼崎市	98.6	郡山市	20.5	秋田市	93.9
豊橋市	98.3	大津市	21.1	川越市	94.1	宇都宮市	98.4	郡山市	16.3	秋田市	90.8	旭川市	98.5	豊橋市	19.3	富山市	93.9
旭川市	98.2	富山市	19.9	岐阜市	92.9	八戸市	98.3	富山市	16.0	旭川市	90.7	八戸市	98.5	富山市	17.4	旭川市	93.0
いわき市	98.1	青森市	18.3	尼崎市	92.6	秋田市	98.2	旭川市	11.9	岐阜市	90.2	いわき市	98.5	旭川市	16.1	青森市	92.9
尼崎市	98.1	豊橋市	17.7	豊橋市	92.0	岐阜市	98.1	青森市	10.3	青森市	90.1	岐阜市	98.4	青森市	13.0	岐阜市	92.0
中核市平均	98.9	中核市平均	29.5	中核市平均	95.9	中核市平均	99.0	中核市平均	27.0	中核市平均	95.2	中核市平均	99.0	中核市平均	27.5	中核市平均	95.8

（出典）中核市市長会　都市要覧（平成28年度版）

市税における収納種別実績

年度	税目	市県民税（普徴）		固定資産税・都市計画税		軽自動車税		合計	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
平成27年度	金融機関窓口等	35.4%	43.8%	32.5%	50.1%	37.4%	38.0%	33.7%	48.4%
		121,638	6,591,606,380	266,409	20,700,092,416	34,464	149,741,282	422,511	27,441,440,078
	口座振替	18.8%	29.7%	39.0%	37.5%	5.8%	5.9%	31.0%	35.2%
		64,675	4,473,423,293	319,055	15,488,196,900	5,366	23,232,100	389,096	19,984,852,293
	コンビニ	45.8%	26.5%	28.5%	12.4%	56.8%	56.1%	35.3%	16.4%
		157,214	3,986,535,766	233,370	5,099,809,574	52,322	220,630,900	442,906	9,306,976,240
	合計	343,527	15,051,565,439	818,834	41,288,098,890	92,152	393,604,282	1,254,513	56,733,268,611
平成28年度	金融機関窓口等	33.4%	43.4%	30.8%	49.1%	34.7%	34.9%	31.8%	47.7%
		99,078	5,662,700,513	255,128	20,621,305,952	32,489	170,177,964	386,695	26,454,184,429
	口座振替	19.1%	28.6%	38.8%	37.6%	5.8%	5.9%	31.5%	35.2%
		56,688	3,741,913,312	321,171	15,763,981,800	5,464	28,690,500	383,323	19,534,585,612
	コンビニ	46.1%	26.8%	29.5%	12.8%	57.9%	57.5%	35.7%	16.5%
		136,759	3,505,205,389	244,396	5,360,772,852	54,236	280,574,121	435,391	9,146,552,362
	クレジット	1.4%	1.2%	0.9%	0.5%	1.6%	1.7%	1.0%	0.6%
		4,005	154,452,217	7,176	202,940,600	1,472	8,090,400	12,653	365,483,217
	合計	296,530	13,064,271,431	827,871	41,949,001,204	93,661	487,532,985	1,218,062	55,500,805,620

※金額・件数は過誤納を含む。

※数値は現年度分の実績値。

税の啓発活動について①

租税教育

次代を担う児童・生徒に、租税の意義や役割等を正しく理解してもらいます。

租税教室への講師派遣

市内の小・中学校で開催される租税教室に、税務署、県税事務所、市役所、税理士会船橋支部、法人会、青色申告会の担当者を、講師として派遣します。

【平成28年度実績】
小学校…55校中、47校で実施
中学校…28校中、4校で実施

税に関する作品の募集

中学生を対象に、「税についての作文・ポスター」を募集します。

【平成28年度実績】
作文…3，760件
ポスター…159件

税の啓発活動について②

納税功労者表彰

多年にわたり、納税思想の普及に貢献している団体の役員を表彰します。

団 体 例

法人会、青色申告会、納税貯蓄組合連合会など

【表彰方法】
市政功労表彰、市長感謝状

街頭キャンペーン

ティッシュ配りやイベント等を通じて、税に対する関心を高めてもらいます。

船橋駅前でのビラ入りティッシュ配り

毎年５月…自動車税・軽自動車税の納期内納付
毎年２月…確定申告書の早期提出

税を考える週間の行事

イオンモール船橋において、クイズ等のイベント、税の無料相談、作文・ポスター等の展示、ティッシュ配布を行います。

資料4

船橋市 Funabashi City

第３回船橋市行財政改革推進会議資料

自治体債権の一元管理

～債権管理課の取組み～

平成２９年１０月３０日（月）

船橋市　税務部　債権管理課

1.船橋市の債権

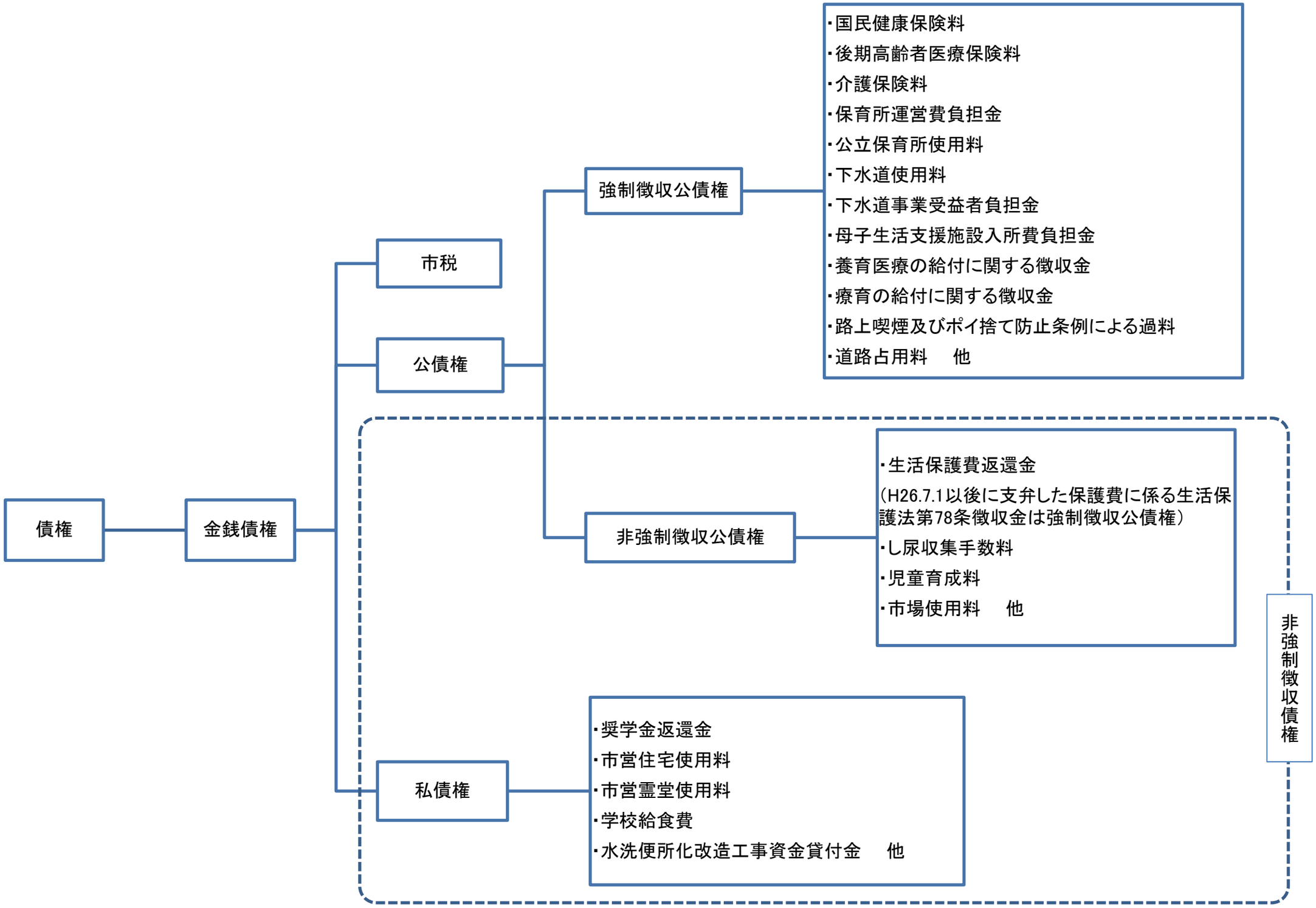
債権
金銭債権
市税
公債権
私債権
強制徴収公債権
・国民健康保険料
・後期高齢者医療保険料
・介護保険料
・保育所運営費負担金
・公立保育所使用料
・下水道使用料
・下水道事業受益者負担金
・母子生活支援施設入所費負担金
・養育医療の給付に関する徴収金
・療育の給付に関する徴収金
・路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料
・道路占用料　他
非強制徴収公債権
・生活保護費返還金
（H26.7.1以後に支弁した保護費に係る生活保護法第78条徴収金は強制徴収公債権）
・し尿収集手数料
・児童育成料
・市場使用料　他
・奨学金返還金
・市営住宅使用料
・市営霊堂使用料
・学校給食費
・水洗便所化改造工事資金貸付金　他
非強制徴収債権

2.債権区分の説明

公債権と私債権について

地方公共団体が有する金銭債権は、公法上の債権と私法上の債権に区分される。

〇公債権・・・公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権。（時効期間は5年）
個々の法令による強制徴収手続の規定の有無で二つに区分され、主に徴収手続きと時効期間の取扱が異なる。（詳細は次項参照）

〇私債権・・・私法上の原因（主に契約）に基づいて発生する債権。（時効期間は1～10年）
行政が民間等と対等な立場で契約するもので、当事者間の合意に基づいて発生する債権。
強制徴収には裁判所の手続きが必要。

強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、強制徴収手続きができる債権（強制徴収公債権）とできない債権（非強制徴収公債権）に分類される。

〇強制徴収公債権・・・公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続きが規定されている債権（裁判所の手続きが不要）で、地方税の滞納処分の例によるもの。審査請求ができる。

〇非強制徴収公債権・・・公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続きが規定されていない債権（裁判所の手続きが必要）で、地方税の滞納処分の例によらないもの。審査請求はできない。

再掲

市税の収入未済額(滞納額)と徴収率(全体分)の推移

単位:億円

徴収率
単位:%

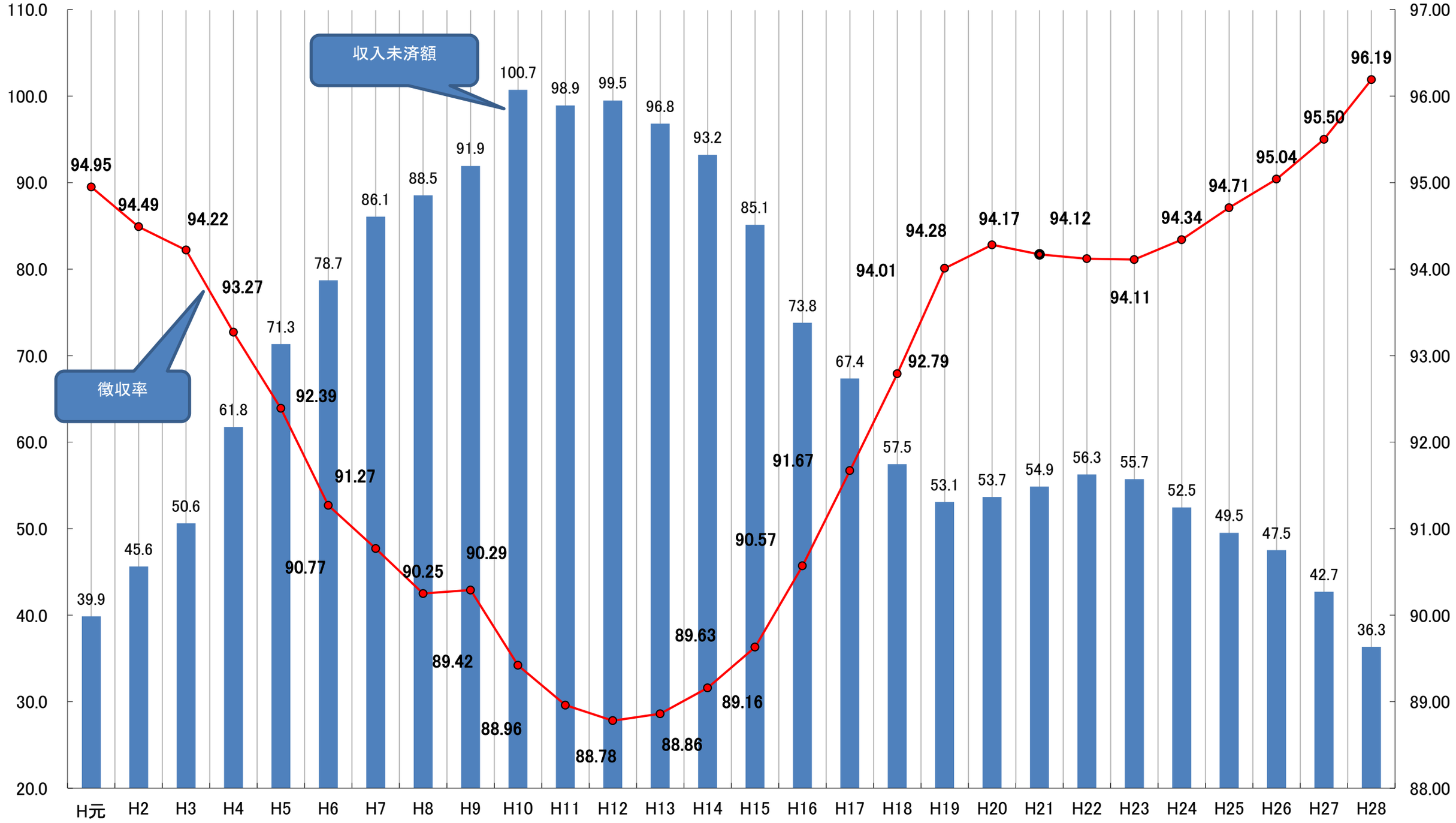

3.滞納整理の8の方策

(1) 債権差押の強化

(2) 延滞金徴収の徹底

(3) 臨戸から来庁へ

⇒臨戸訪問にかけていた時間・人を、滞納整理事務に重点的にあてることで事務の合理化・効率化を図る

(4) 滞納システムの構築

⇒台帳による債権管理をシステム化し情報を共有することで、所管課への問い合わせ・確認などの事務負担及びミスの軽減を図る

(5) 非常勤職員の活用

⇒財産調査など、強制力のある権限を要さない事務に非常勤職員等を活用することにより、常勤職員が滞納整理事務に注力できる環境を整備する

(6) 執行停止の強化

⇒執行停止すべき債権を適切な時期に執行停止（不納欠損）することにより、債権の管理に要する事務負担の軽減を図る

(7) 進行管理

⇒各職員が抱えている案件について管理職等が進捗状況を把握できる機会を意識的に設け、滞納整理に滞りが生じないよう配慮する

(8) セーフティーネット

⇒職員個人ではなく、組織として対応する体制づくり及び意識の浸透を図り、職員個人に過度なストレスがかからないよう留意する

4.一元化の背景

船橋市財政健全化プラン（平成15年）

平成１５年に策定された「船橋市財政健全化プラン」の中で、

①本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めるとともに特に悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等をさらに進め、厳しく対処すること
②国民健康保険料、下水道使用料などについても収納率の向上を図っていくこと

があげられた。

議会からの要請（平成15,16年の市議会定例会）

「市税以外の債権で不納欠損額が増えている状況がある。それならば市税を扱っている徴収の職員に他の債権の徴収も任せられないのか。」

一元徴収の体制づくり

平成20年 4月　公金の滞納額の縮減や効率的かつ効果的な徴収を目指すため、債権回収対策班を設置（21年4月から室とし体制強化）
⇒　市税と強制徴収公債権の一元徴収実施

平成23年10月　債権管理条例施行
⇒　非強制徴収公債権と私債権も一元化（訴訟手続きのノウハウ活用）

平成28年7月　換価専門の担当を配置

5.一元徴収の執行体制（債権管理課組織図）

平成29年4月1日現在

職員数：73名　（内訳：常勤職員44名（内、育休4名）・再任用職員3名・非常勤職員20名・臨時職員5名・指導員1名）

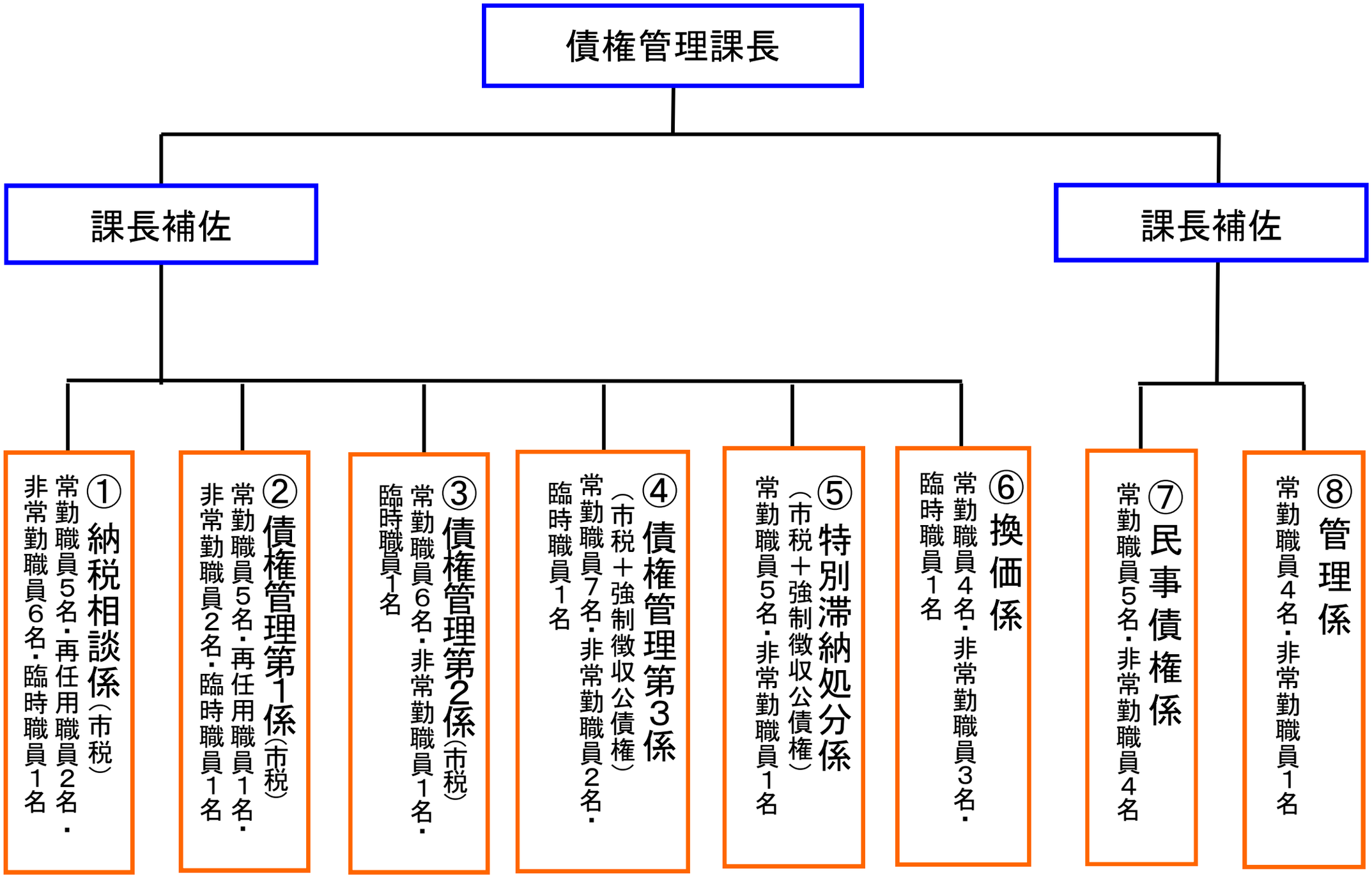

6.一元徴収のメリット

1　債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではない。
2　債権額合計で折衝できる。
3　すべての債権について時効中断・執行停止・放棄ができる。
4　自主納付する場合の充当順位が適正にできる。

→ 債権者である市と債務者である滞納者の双方が、債権・債務の全体像を把握することができる

5　滞納者が各所管課に行かなくて済む。
6　債権ごとに財産調査をする必要がない。
7　市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がない。
8　競売・破産事件の交付要求額に漏れが無い。
9　債権ごとに催告書を発送しなくて済む。

→ 徴収に係る事務の合理化、効率化と市民の行動的負担の軽減

10　執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。

→ 公平・公正な税負担を担保

一元化イメージ図

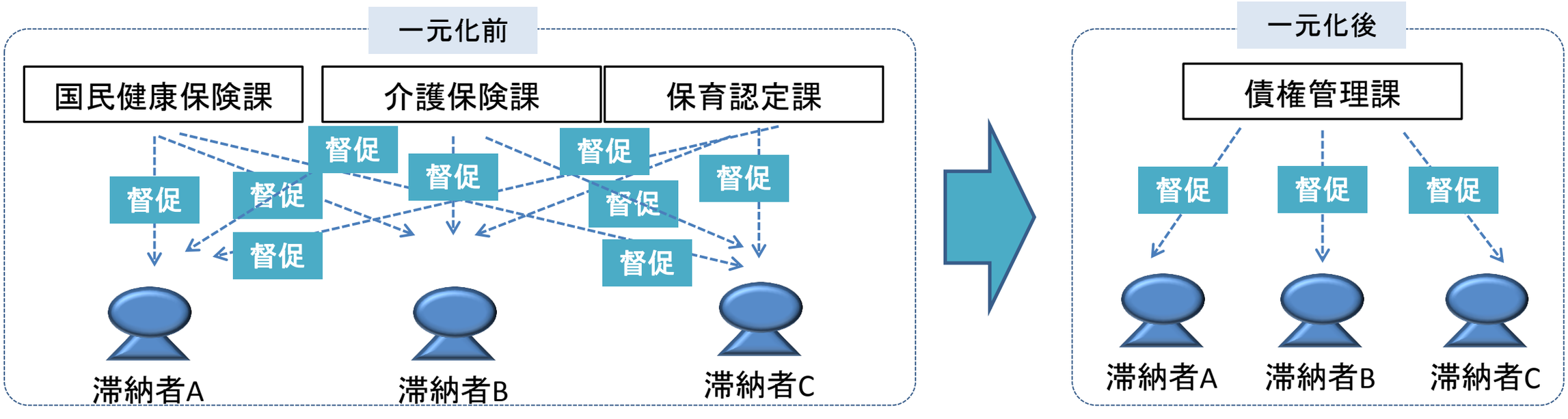

7.所管課から債権管理課への移管について

移管の対象とする債権

(1)　当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち滞納金額が高額であるもの
(2)　当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち消滅時効が近いもの
(3)　分割による納付の不履行を繰り返しているもの
(4)　再三の催告にもかかわらず所管課に納付に関する連絡が一切ないもの
(5)　上記のほか、納付の意思がないと認められるもの

移管流れ

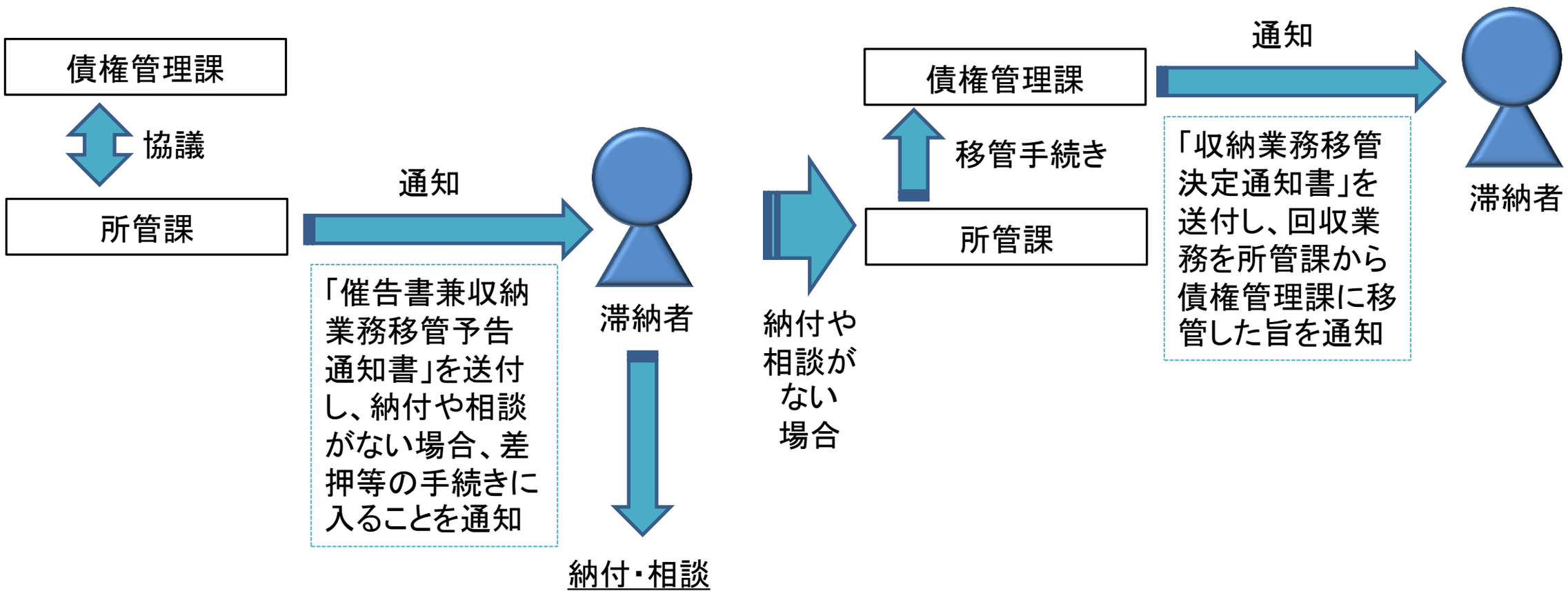

8.支払督促申立の手続きについて

支払督促：正式な裁判手続きをせずに、簡易裁判所から債務者に対して金銭などの支払を命じる督促状が送付される制度。

債権管理課の職員は、支払督促の申し立てや訴状、答弁書等の書類作成等の事務を行うとともに、それらの資料を元に主張を述べる口頭弁論に臨みます。

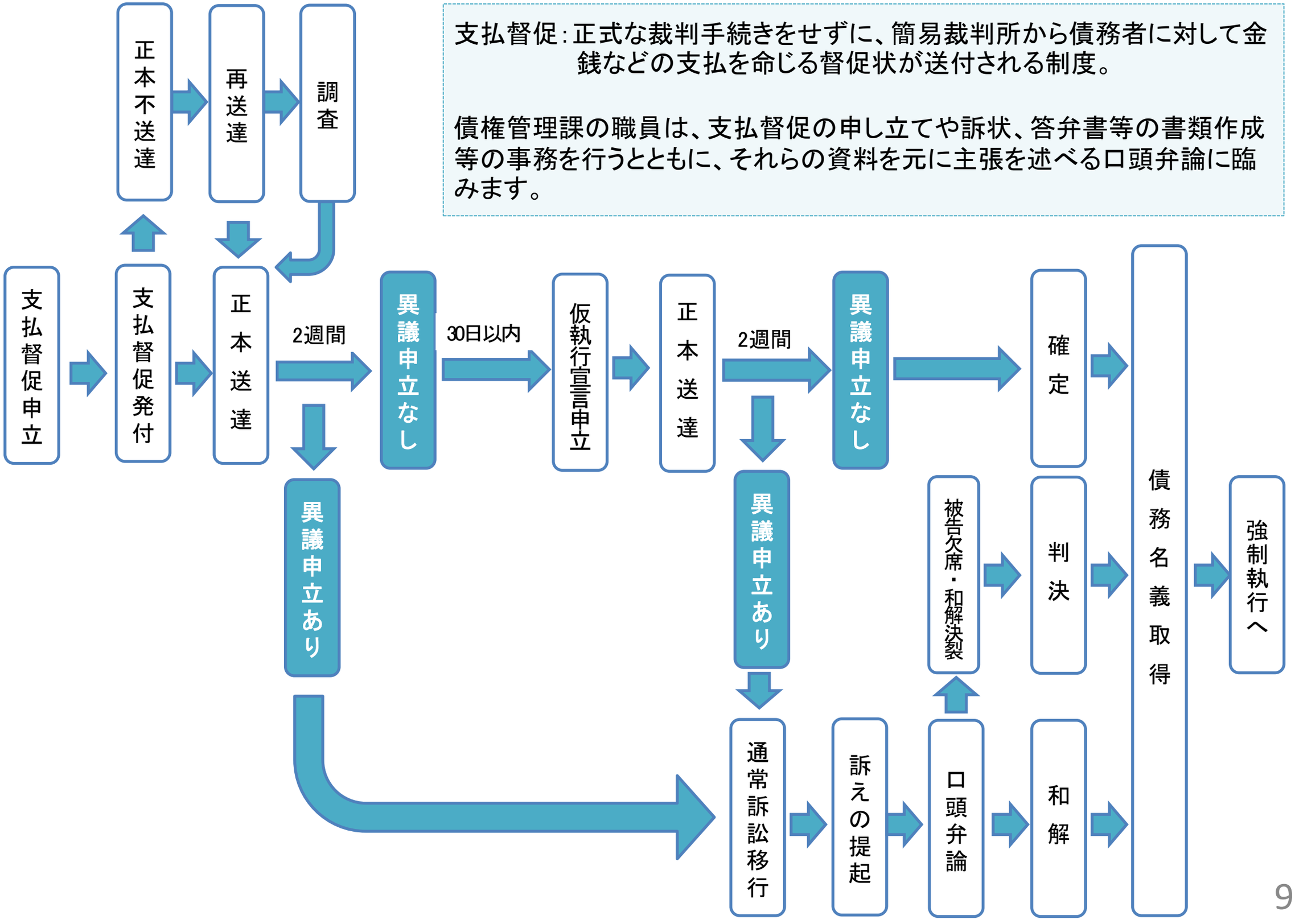

9.公金徴収一元化による強制徴収公債権の徴収実績（累積）

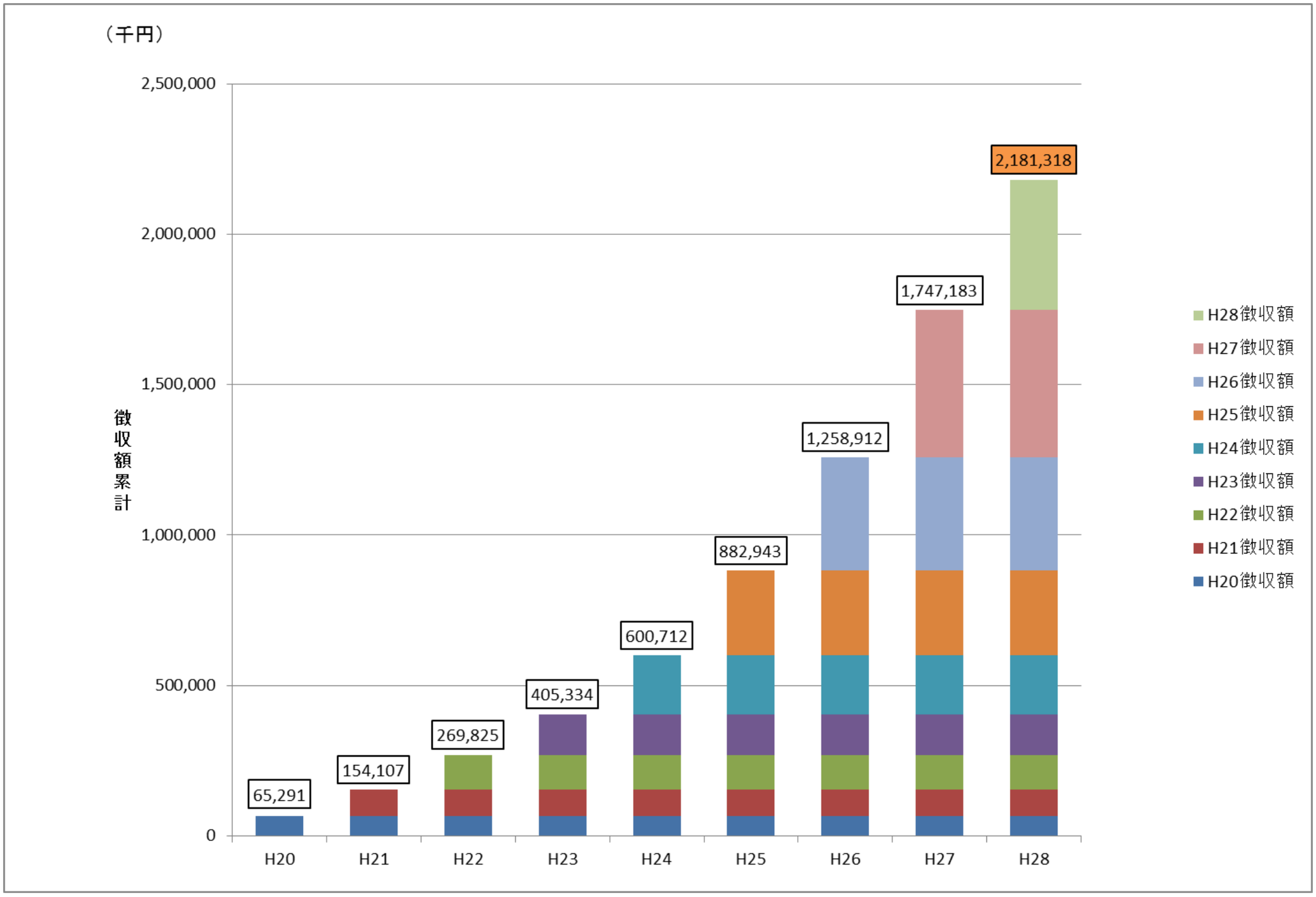

10.非強制徴収公債権と私債権の徴収実績（平成29年3月末現在）

支払督促及び訴訟事件の実績

（千円）

債権種別	支払督促 申立件数※2	滞納額（元本）	徴収金額※3
非強制徴収公債権	109件	100,056	29,652
私債権	113件	51,569	38,174
債権管理課支援債権※1	195件	48,771	15,155
合計	417件	200,396	82,981

※1　債権管理課支援債権は、債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権。

※2　債権管理課支援債権の件数は、滞納債権件数。

※3　徴収金額には元本のほか、延滞金又は遅延損害金及び訴訟等にかかる費用のうち債務者が負担するものを含む。

国民健康保険料の収納率及び収入未済額

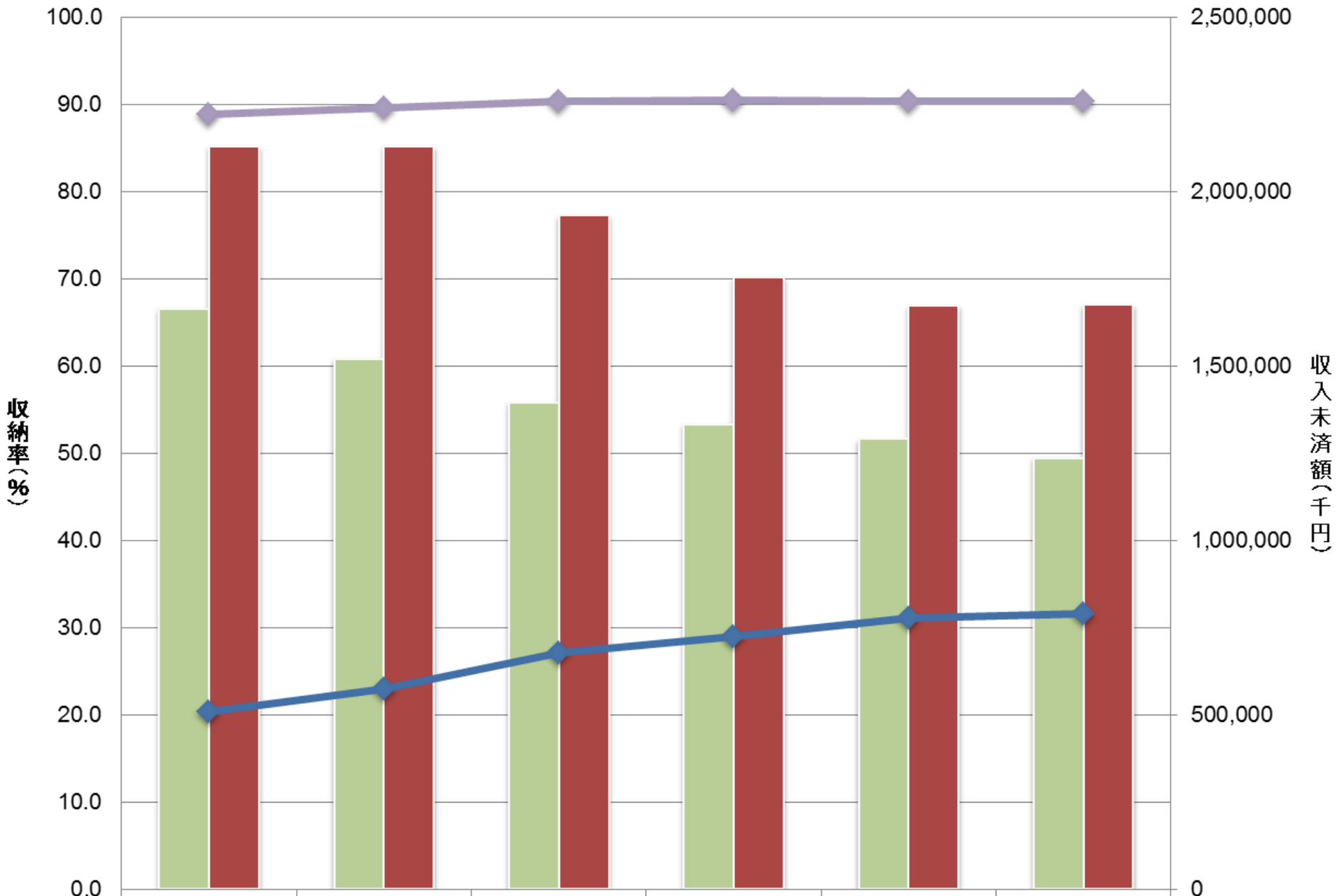

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
収入未済額（現年度分）	1,662,909	1,518,497	1,392,972	1,331,946	1,288,616	1,234,357	（千円）
収入未済額（滞納繰越分）	2,127,521	2,127,297	1,930,223	1,752,573	1,670,585	1,673,144	（千円）
収納率（現年度分）	88.9	89.6	90.3	90.5	90.4	90.4	（%）
収納率（滞納繰越分）	20.3	22.9	27.1	28.9	31.1	31.6	（%）

主な歳入の収納率及び収入未済額(現年度分)

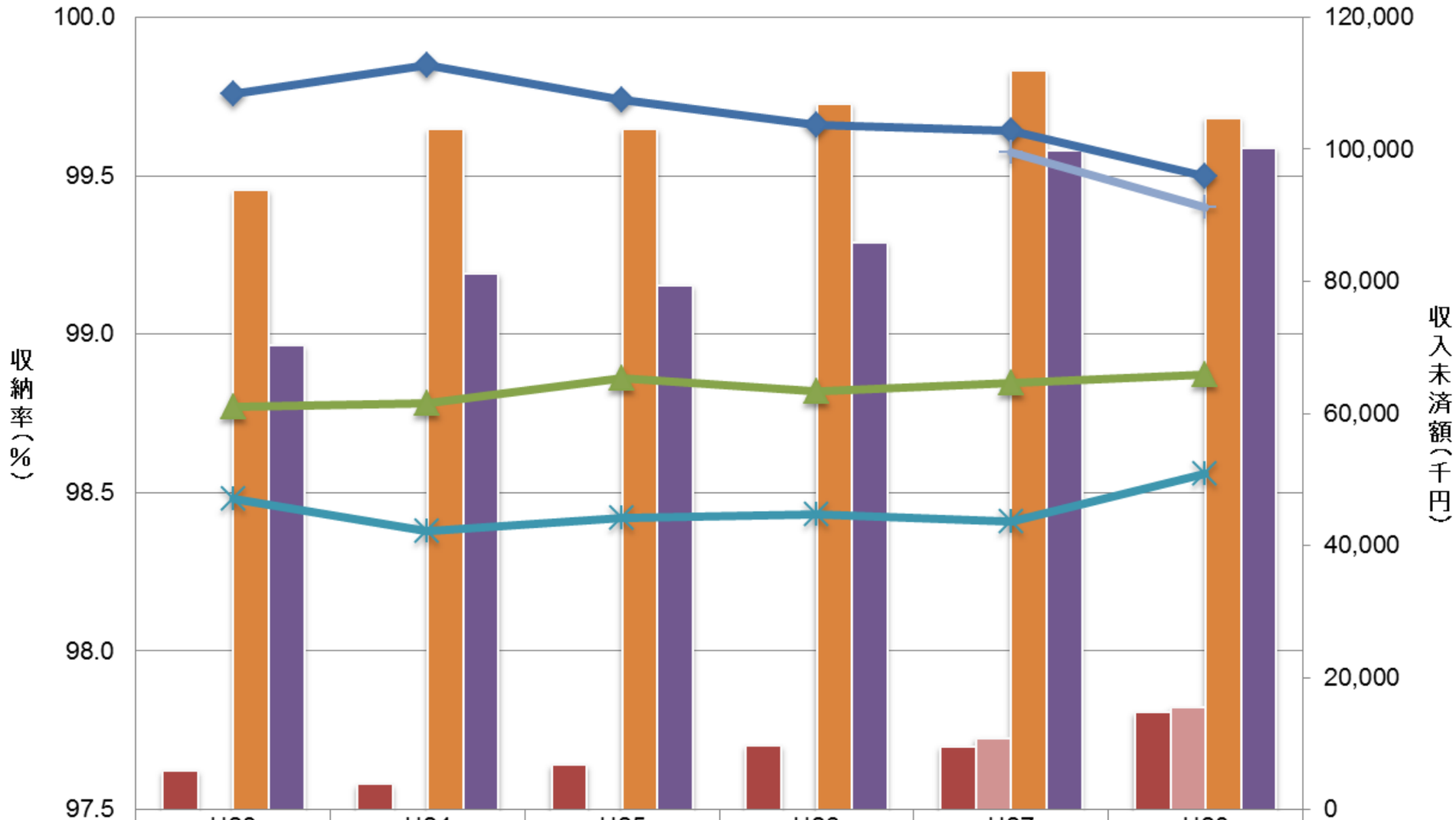

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
保育料収入未済額	5,858	3,800	6,745	9,636	9,531	14,698	(千円)
学校給食費収入未済額					10,785	15,372	(千円)
下水道使用料収入未済額	93,735	102,930	102,958	106,791	111,783	104,697	(千円)
介護保険料収入未済額	70,200	81,128	79,294	85,811	99,822	100,101	(千円)
保育料収納率	99.8	99.9	99.7	99.7	99.6	99.5	(%)
学校給食費収納率					99.6	99.4	(%)
下水道使用料収納率	98.5	98.4	98.4	98.4	98.4	98.6	(%)
介護保険料収納率	98.8	98.8	98.9	98.8	98.8	98.9	(%)

主な歳入の収納率及び収入未済額（滞納繰越分）

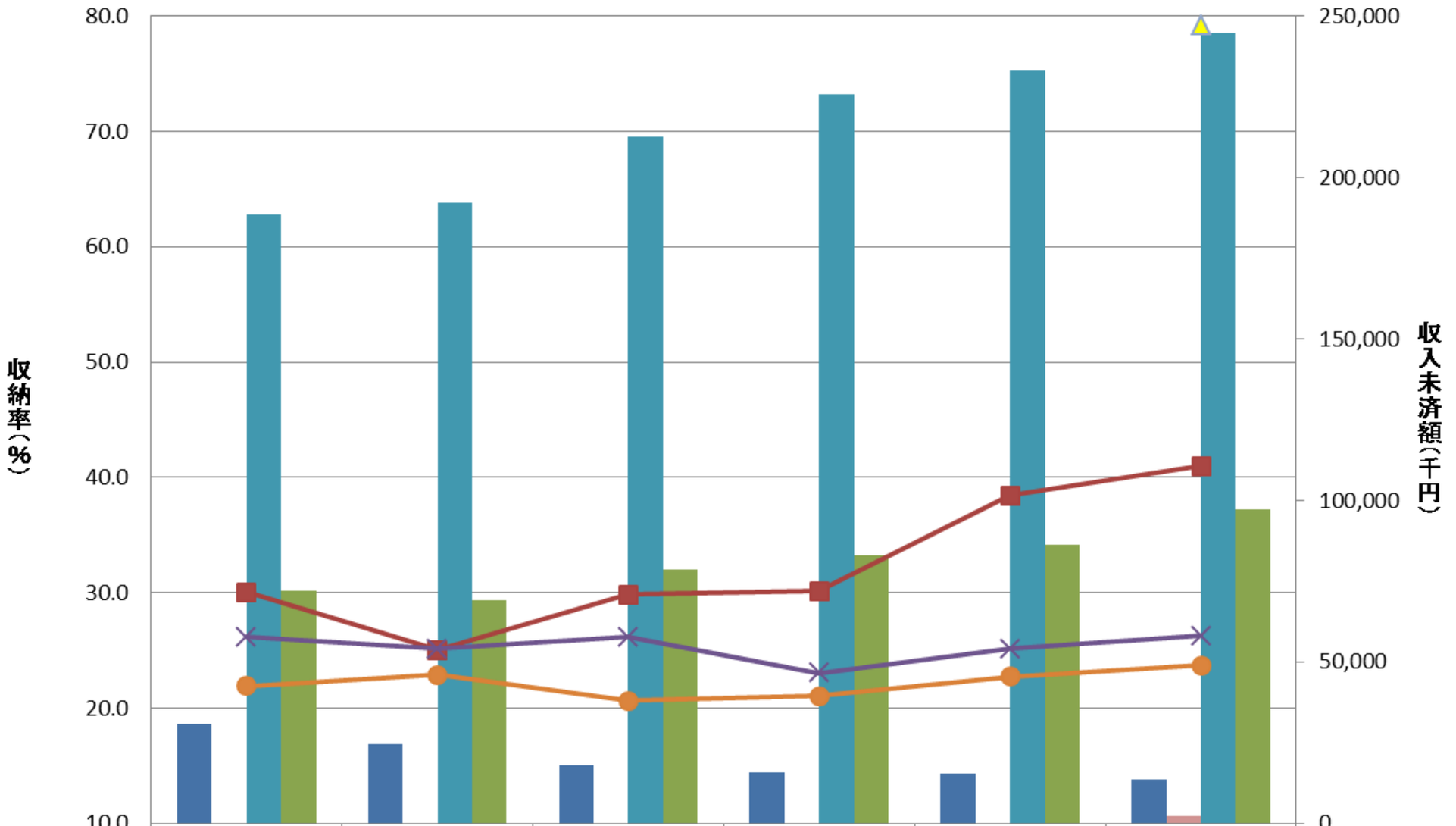

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
保育料収入未済額	30,822	24,579	18,149	15,863	15,530	13,587
学校給食費収入未済額						2,247
下水道使用料収入未済額	188,554	192,113	212,520	225,831	233,235	244,812
介護保険料収入未済額	71,877	68,974	78,643	83,159	86,232	97,157
保育料収納率	30.1	25.0	29.9	30.1	38.4	41.0
学校給食費収納率						79.2
下水道使用料収納率	21.9	22.9	20.6	21.0	22.8	23.7
介護保険料収納率	26.2	25.1	26.2	23.1	25.1	26.3

（参考資料）

一元徴収の根拠法令

地方税の滞納処分の例により処分することができる公債権及び根拠法令

- 国民健康保険料：国民健康保険法第79条の2
- 後期高齢者医療保険料：高齢者の医療の確保に関する法律第113条
- 介護保険料：介護保険法第144条
- 保育料：児童福祉法第56条第8項（公立）
  子ども・子育て支援法附則第6条第7項（私立）
- 下水道使用料：地方自治法附則第6条第3号
- 下水道受益者負担金：都市計画法第75条第5項
- 養育医療の給付に関する徴収金：母子保健法第21条の4第3項
- 療育の給付に関する徴収金：母子保健法第21条の4第3項
- 路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料：地方自治法第231条の3第3項
- 生活保護費返還金：生活保護法第78条第4項

民事訴訟法

（支払督促の申立て）

第383条　支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

２　次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。

一　事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所における業務に関するもの

　　当該事務所又は営業所の所在地

二　手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求

　　手形又は小切手の支払地

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第395条　適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

債権分類による法的効果の違い

<table>
<tr><th colspan="2">債権の区分</th><th>発生</th><th>督促</th><th>回収</th><th colspan="2">消滅</th></tr>
<tr><td colspan="2">地方税</td><td rowspan="2">公法上の原因
審査請求可</td><td rowspan="2">審査請求可
時効中断の効果
督促手数料徴収可</td><td rowspan="2">滞納処分</td><td rowspan="2">執行停止</td><td rowspan="2">時効期間経過により消滅</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公債権</td><td>強制徴収公債権</td></tr>
<tr><td>非強制徴収公債権</td><td rowspan="2">私法上の原因
審査請求不可</td><td rowspan="2">審査請求不可
時効中断の効果
督促手数料徴収不可</td><td rowspan="2">訴えの提起等訴訟手続きにより回収</td><td rowspan="2">債権放棄により消滅</td><td rowspan="2">債務免除
（当初の履行期限から10年経過）
時効の援用</td></tr>
<tr><td colspan="2">私債権</td></tr>
</table>

平成28年度　収入未済債権分類別繰越額一覧

（千円）

債権区分		市税	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	合計
債権数		1	12	22	29	64
所管課数		1	6	11	17	25
調定額		101,966,715	41,134,296	1,920,811	20,423,575	165,445,397
収入済額		98,076,851	37,009,997	1,108,813	17,894,039	154,089,700
収入未済	件数	251,976件	742,407件	6,042件	17,878件	1,018,303件
	金額	3,634,110	3,733,392	744,471	2,519,097	10,631,070
不納欠損	件数	22,653件	102,539件	864件	93件	126,149件
	金額	255,754	390,907	67,527	10,439	724,627

①収入未済が発生している債権のみを対象としています。
②所管課数は、各項目（各債権欄・合計欄）において2以上の債権を所管している所管課がある場合、1とカウントして計算しています。
③件数は、債権につき数え方（例：期別ごと、年度ごと、債務者ごと等）が異なります。

公金徴収一元化による強制徴収公債権の徴収額及び執行停止額実績

（千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
国民健康保険料	23,738	45,088	79,691	98,597	148,012	239,501	337,431	434,464	382,740	1,789,262
介護保険料	6,490	7,082	5,044	7,765	6,815	10,827	9,950	14,223	14,460	82,656
後期高齢者医療保険料	—	—	—	—	1,024	—	720	1,105	324	3,173
養育医療の給付金に関する徴収金	—	100	52	—	—	—	—	—	—	152
下水道使用料	18,440	22,539	19,875	21,672	34,697	28,274	26,054	34,913	33,087	239,551
下水道受益者負担金	4,323	2,117	925	959	1,452	680	597	679	130	11,862
保育料	12,300	11,890	10,131	6,516	3,378	2,949	1,217	2,887	3,394	54,662
合計	65,291	88,816	115,718	135,509	195,378	282,231	375,969	488,271	434,135	2,181,318

執行停止額	48,358	47,290	35,436	36,400	30,618	47,660	50,353	24,811	28,003	348,929

資料5

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

財産収入について

～船橋市の財産の活用実績について～

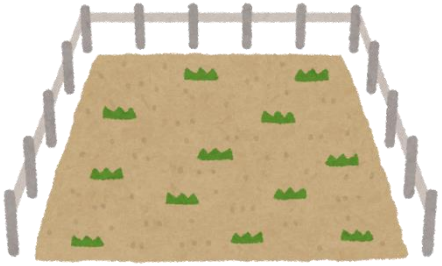

平成29年10月30日（月）

船橋市　企画財政部　財産管理課

（1）財産について

財産（地方自治法第237条第1項 ）

公有財産

地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの。
※基金に属するものを除く。

（1）不動産
（2）動産
（航空機・船舶など）
（3）物権
（地上権・地役権など）
（4）無体財産権
（著作権・商標権など）
（5）有価証券及び出資による権利
（株券、国債証券など）

物品

地方公共団体の所有に属する動産及び地方公共団体の所有には属しないが、地方公共団体が使用のために保管する動産。

※現金、公有財産及び基金に属する動産を除く。

債権

金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利。（地方自治法第240条第1項）

（具体例）
地方税、分担金、使用料、手数料、物件の売払代金、貸付料など

基金

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産。

（2）公有財産について

公有財産

行政財産

地方自治法(抄)第238条の4
行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
2 行政財産は、次に掲げる場合（次頁）には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。（中略）
7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

公用又は公共用に供し、又は供するものと決定された財産。
公用財産と公共用財産に分類される。

（具体例）
[公用財産]庁舎、消防施設など
[公共用財産]病院、学校、公園など
の公共施設及びその敷地、あるいは建設予定地

普通財産

地方自治法(抄)第238の5
普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

直接行政執行に利用されず、間接的に行政に寄与する財産。
一般私人と同様の立場で所有管理。

（具体例）
公共事業の残地、事業協力者への代替地

（3）普通財産の貸し付けについて

普通財産として管理している公共事業の残地や事業協力者への代替地、建物を貸し付け、歳入の確保を図っている。

平成28年度　普通財産貸付実績

種別	用途	件数	金額
土地	駐車場用地	9	47,179,215円
土地	借受者の建物用地	19	22,359,938円
土地	資材置場などの一時利用	18	3,152,428円
土地	電柱、ガス管等	60	705,795円
建物	事務スペース等	6	82,802,870円
合計		112	156,200,246円

（4）行政財産の貸し付けについて

平成18年度　地方自治法改正

市町村合併や行政改革の進展、少子化の動向などから、庁舎や学校等の空きスペースの有効活用等が検討され、従来の行政財産に係る制度のスキームの基本は維持しつつ、行政財産について一定の場合貸し付けることができるよう改正。

地方自治法　第238条の4　第2項（抄）
（行政財産の管理及び処分）
２　行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。（中略）
(4)行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

	行政財産の管理について	使用料・貸付料の算定について
改正前	原則として貸付は不可 特例的に目的外使用許可を認める	行政財産の使用料は条例で定める
改正後	その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる	貸付料は、当該財産を借り受けようとする者に借り受けようとする額の提示を求め、このうち最も高額な金額を提示した者と契約

（5）活用事例

①自動販売機設置場所の有償貸付

平成21年度より、自動販売機設置場所について、一部行政財産の使用許可から、余裕ある行政財産の貸付に改めた。

自動販売機1台あたり（本庁舎3階）の例（年額）

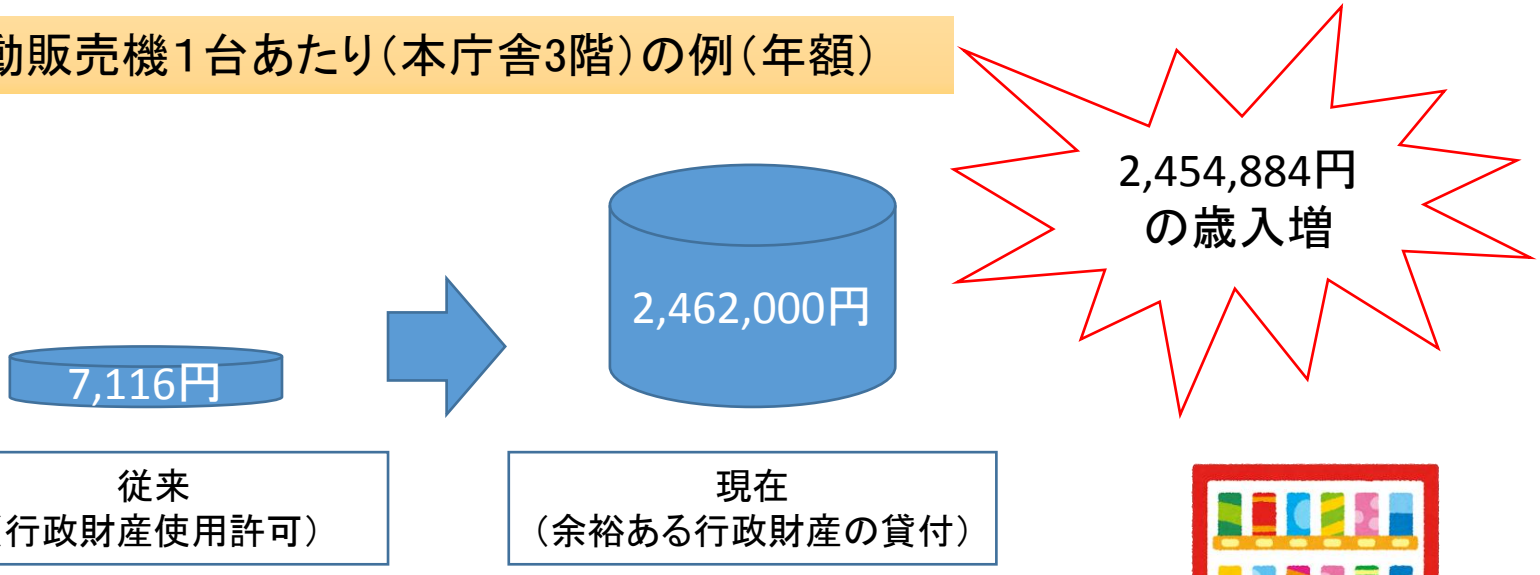

平成28年度決算額
◆有償貸付による自動販売機設置台数　：　58台
◆貸付料　：　44，247，405円

自動販売機　行政財産有償貸付一覧（施設別）

施設名称	箇所数	貸付料（年額）
本庁舎	13	18,386,122円
市立船橋高等学校	6	4,685,587円
清掃センター	7	3,632,196円
北部清掃工場	2	2,936,999円
保健福祉センター	5	2,694,551円
本庁舎駐車場前公衆電話BOX脇	1	1,623,333円
図書館	3	1,572,624円
分庁舎	1	1,328,400円
社会福祉会館	1	1,235,999円
その他	19	6,151,594円
合計	58	44,247,405円

平成29年4月1日現在

②本庁舎駐車場の有償貸付

これまで業務委託により出入庫管理を行っていたが、平成21年度より、管理を条件に、駐車場用地として一括貸付し、有効活用を図った。

従来の利用可能時間

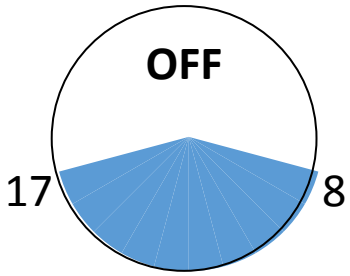

※委託料：年額約12，000千円

現在

有効活用！
- 24時間利用可能
- 土日も利用可能

歳入確保！
- 委託料の支出が不要に
- 貸付料収入を確保

契約期間	賃借料収入額（年額）	貸付料の増加理由
平成21～25年度	4，800，000円	―
平成26～28年度	19，440，000円	当初入札実施時は駐車場の需要が不明であったが、5年間の利用実績から需要が見込めたため提示額が大きく増加したと思われる。
平成29～31年度	27，950，832円	利用実績のデータが蓄積されたことや、26～28年度に貸し付けていた業者は設備投資費を抑えられることから、前回に引き続き高額の提示額となったと思われる。

③事業用定期借地権の設定

市の中心市街地であるJR船橋駅前に、市が交通広場の用地として保有している約316.6㎡の土地を、事業着手までの間、市の魅力発信施設をつくることを条件に借受者を公募。

平成28年2月に特定借受候補者として選定されたセブン-イレブン・ジャパンと市との間で事業用定期借地権を設定し、セブン-イレブン・ジャパンがコンビニエンスストア内にインフォメーションセンターを設置した。

貸付料収入額（月額）：1，600千円

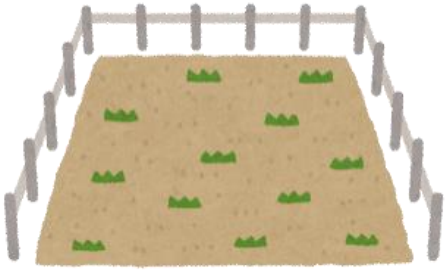

インフォメーションセンターイメージパース
（平成28年6月30日開店）

資料6

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

諸収入について

～船橋市の諸収入確保の取り組みについて～

平成29年10月30日（月）

船橋市　企画財政部　政策企画課

（1）諸収入とは

諸収入は、他の収入科目に分類されないお金で、市税等の延滞金や貸付金の元金収入のほか、雑入などがあります。

科目	主なもの	28年度決算額
延滞金・加算金及び過料	市税延滞金	399,156千円
預金利子	―	96千円
貸付金元利収入	奨学金・看護師等修学資金などの償還金、預託金元利収入	3,196,648千円
受託事業収入	国保、介護の電算処理受託事業、後期高齢者医療広域連合受託事業	448,452千円
収益事業収入	競馬事業利益分配金	30,000千円
雑入	弁償金、学校給食費実費徴収金、資源ごみ等売却収入、電力売払収入、生活保護費返還金	4,094,833千円
合計		8,169,185千円

（2）船橋市の現在の取り組みについて

①資源ごみの売り払い

ゴミとして出された空き缶やペットボトルのほか、リサイクルセンターで回収したリサイクル品等を売却して歳入の確保を図っています。

◆資源ごみ等売り払収入の推移

平成24年度決算額　：191，743千円
平成25年度決算額　：249，089千円
平成26年度決算額　：282，987千円
平成27年度決算額　：219，207千円
平成28年度決算額　：187，548千円

②電力の売り払い

北部清掃工場

平成29年度から運営を開始した北部清掃工場は、設計・施工と、その運営を一括して行うDBO（Design；設計、Build；建設、Operate；運営）方式により整備し、廃棄物の処理に伴い発生する熱エネルギーを、余熱利用施設（温浴施設）への熱供給のほか、発電にも利用し、施設内の電力を賄うとともに余剰分については電力会社に売却します。

◆平成29年度　歳入予算額　：505，055千円

南部清掃工場

南部清掃工場でも、ごみを焼却した熱を利用し発電を行い、工場内で使用する電力を賄うほか、電力会社に余剰電力を売電しています。
また、平成32年度からの運用開始を目標に現在建替事業を進めており、建替え後は売電収入の増額を見込んでいます。

◆建替後の売電収益[見込]　：437，333千円

（参考）平成28年度決算額：79，136千円

③広告掲載事業

市の印刷物やホームページ、公共施設等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、広告掲載事業を推進しています。

種別	媒体	概要	平成28年度決算額
動画	本庁舎内モニター 船橋駅前総合窓口センターモニター	市役所本庁舎内や船橋駅前総合窓口センターにモニターを設置し、動画による広告を放映する。	3，657千円 （内訳） 本庁舎　3，240千円 総合窓口　417千円
	船橋駅前歩道橋デジタルサイネージ	JR船橋駅前とFaceビルの間の歩道橋にデジタルサイネージモニターを設置し、動画による広告を放映する。	1，296千円
紙媒体	パンフレット・ガイドブック 封筒　など	市の封筒や刊行物（子育てナビゲーション、小児救急ガイドブック、ごみ出しカレンダーなど）に広告を掲載	1，957千円
その他	市ホームページ	市のホームページ（トップページなど）にバナー広告を掲載する。	7，935千円
	本庁舎案内板	本庁舎1階にタッチパネルを用いた広告入り案内板を設置する。	3，110千円
合計			17，955千円

（3）船橋市の今後の取り組みについて

バイオマスエネルギーの有効活用

西浦下水処理場では、ごみ処理で生じるバイオガスを活用した発電を行い、電力売電による収入を下水道事業会計に還元することや、場内電力消費の削減、温室効果ガスの削減を目的として、民設民営による設備更新を進めています。

同様の取り組みは、高瀬下水処理場でも予定しています。

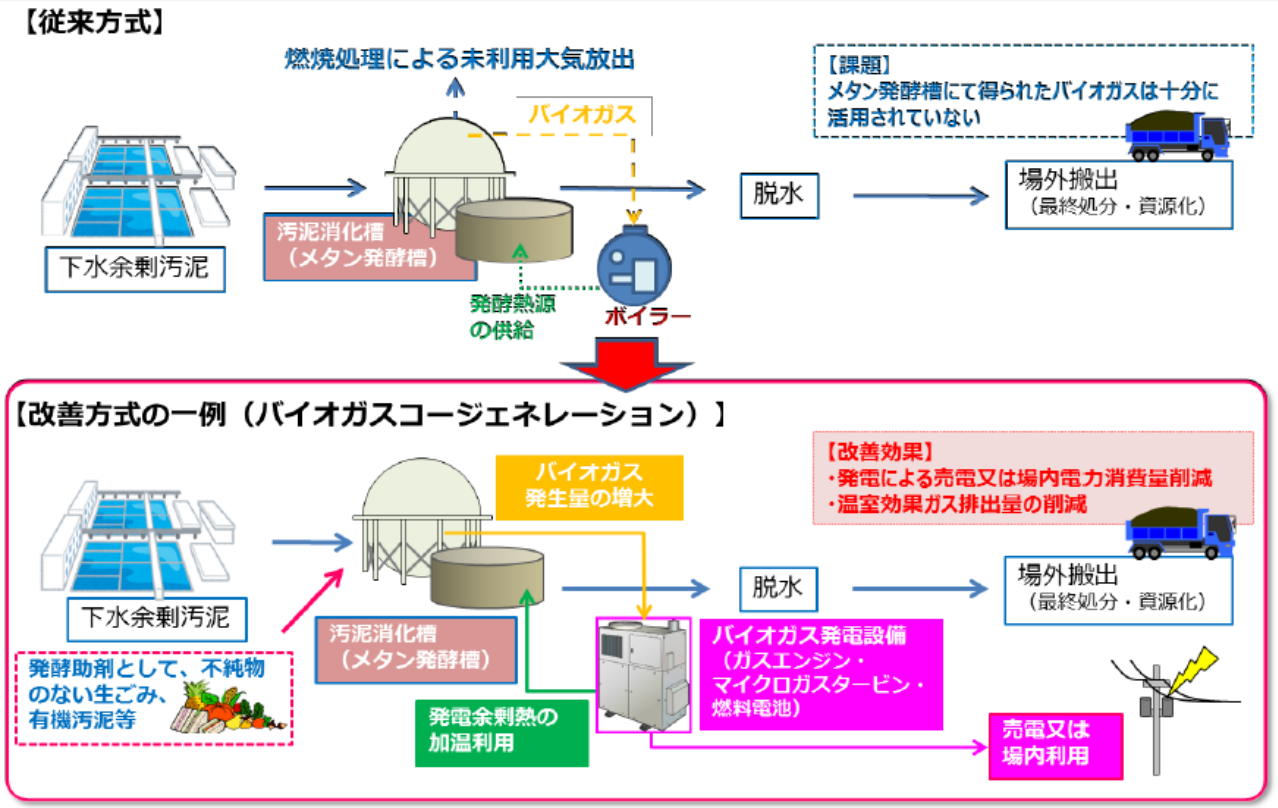

◆西浦下水処理場
（平成31年度稼働予定）
プロポーザル実施時
提案額

20年間　約843,000千円
（年額　約42,150千円）

◆高瀬下水処理場
（平成33年度稼働予定）
基本調査による算定額

20年間　約784,640千円
（年額　約39,232千円）

資料7

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

歳出の状況について

～船橋市における歳出の状況等について～

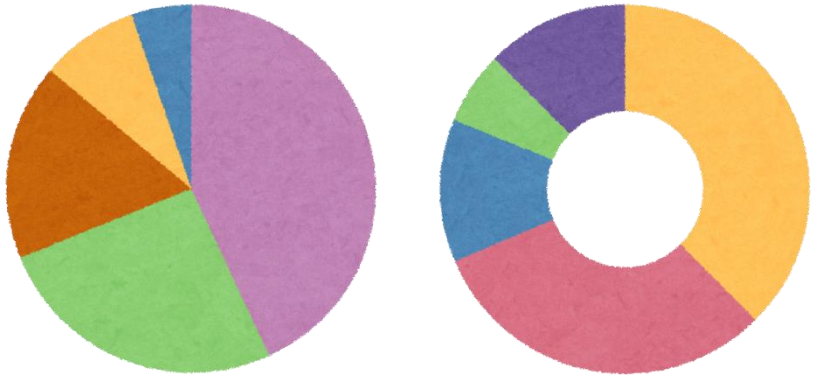

平成29年10月30日（月）

船橋市　企画財政部　政策企画課／財政課

歳出の区分

義務的経費と投資的経費とその他の経費

平成28年度船橋市歳出決算（一般会計）

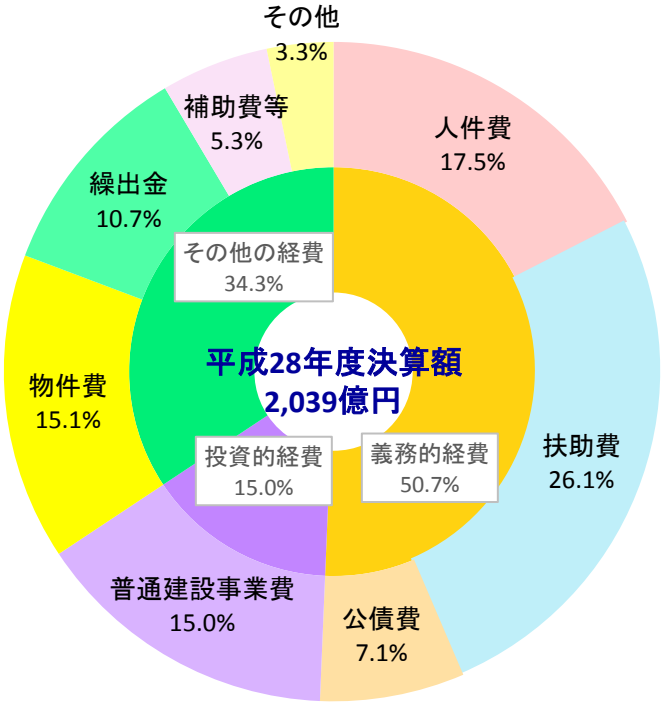

○義務的経費：支出が義務付けられている任意に削減できない経費。
職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費の合計をいう。歳出予算に占める義務的経費の割合が高いと財政が硬直化しているということになる。

○投資的経費：各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。
これに分類できる経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がある。

性質別経費の推移

○人件費はほぼ横ばいである。
○物件費は近年増加傾向にある。
○扶助費は平成15年度から大幅な増加傾向にある。

経費を経済的な性質別（義務的経費、投資的経費、その他の経費）に分類したものの内訳。

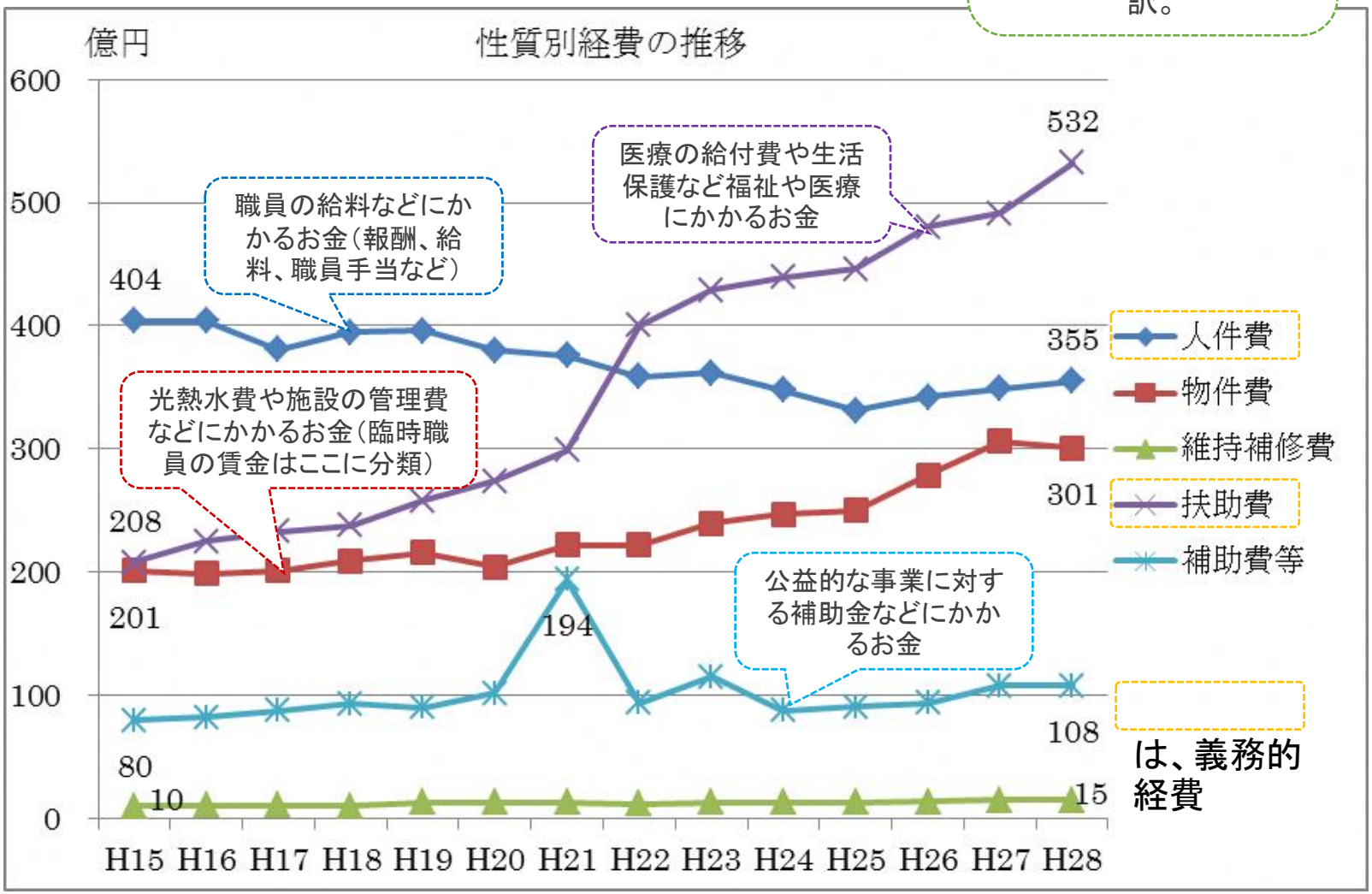

性質別経費の構成比の推移

○人件費の割合が減少し、一方で扶助費の割合が増加している。
○物件費、補助費等、維持補修費は、補助費等が平成21年度に大きな変化があるものの十数年間構成割合に変動がない。

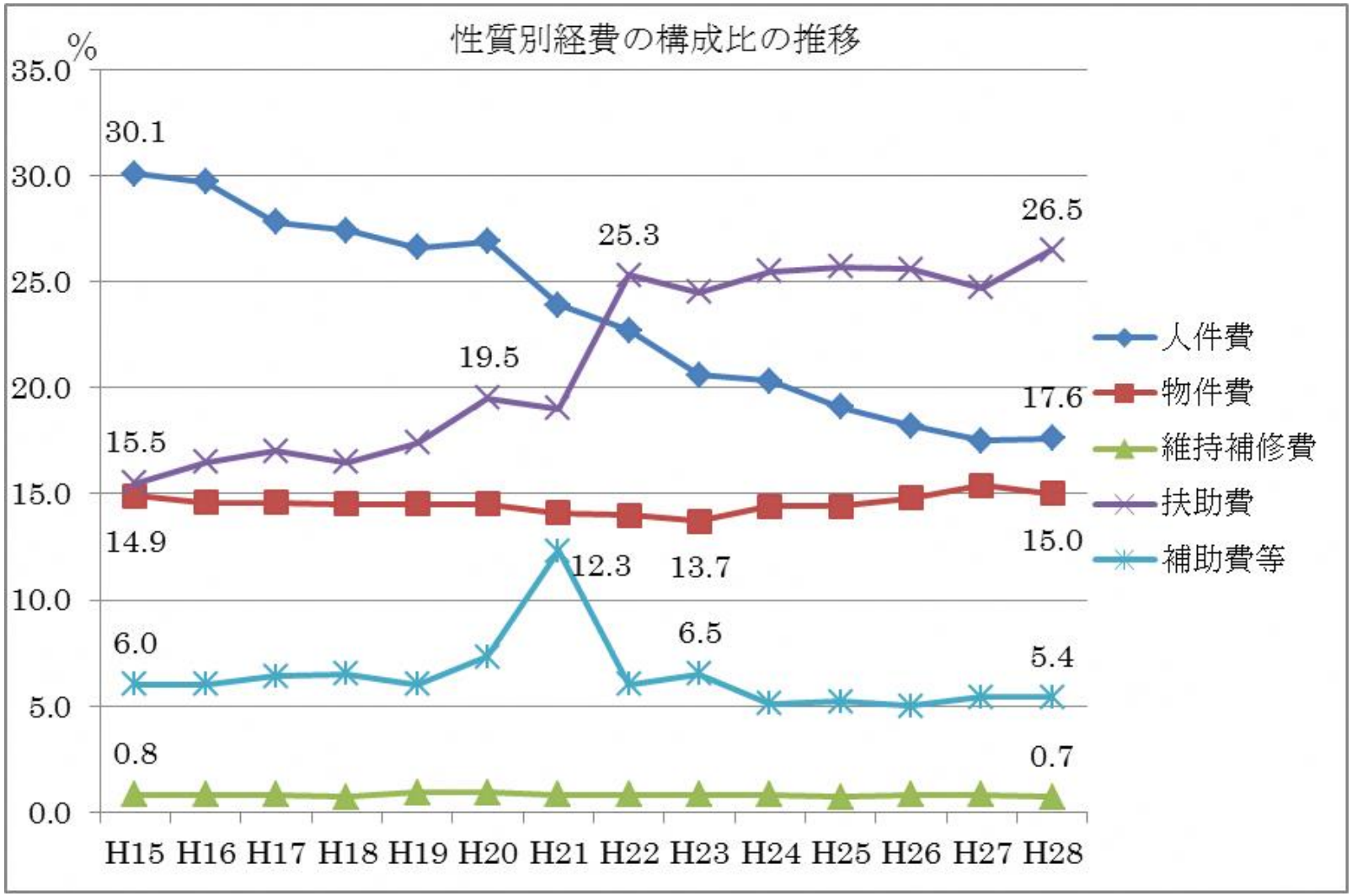

一人当たりランキング

	人件費（円）	
1	下関市	80,854
2	呉市	78,372
3	佐世保市	69,493
4	和歌山市	68,571
5	高松市	68,445
6	西宮市	68,172
7	豊田市	67,463
8	横須賀市	66,860
9	豊中市	66,690
10	奈良市	66,357
11	函館市	66,181
12	秋田市	65,711
13	前橋市	63,067
14	岐阜市	62,873
15	長崎市	61,402
16	高知市	61,293
17	姫路市	60,535
18	長野市	60,275
19	尼崎市	59,713
20	大津市	59,316
21	大分市	56,969
22	宇都宮市	56,817
23	富山市	56,691
24	倉敷市	56,506
25	船橋市	56,188
26	いわき市	56,015
27	高槻市	55,787
28	福山市	55,543
29	那覇市	55,280
30	旭川市	55,229
31	高崎市	54,809
32	東大阪市	54,509
33	鹿児島市	52,760
34	盛岡市	52,468
35	越谷市	51,706
36	宮崎市	51,676
37	川越市	51,628
38	岡崎市	51,292
39	枚方市	51,252
40	豊橋市	50,559
41	柏市	50,304
42	松山市	49,719
43	八王子市	49,035
44	金沢市	48,427
45	久留米市	48,314
46	郡山市	46,070
47	八戸市	42,125
48	青森市	40,562
	中核市平均	57,914

	職員給（円）	
1	下関市	50,732
2	呉市	49,313
3	奈良市	48,209
4	佐世保市	46,481
5	横須賀市	46,301
6	西宮市	45,235
7	和歌山市	45,225
8	秋田市	44,870
9	函館市	44,257
10	高知市	43,315
11	豊中市	43,014
12	高松市	42,564
13	豊田市	42,460
14	前橋市	41,988
15	姫路市	41,893
16	いわき市	40,440
17	富山市	40,354
18	長野市	40,141
19	長崎市	39,695
20	尼崎市	38,497
21	岐阜市	38,427
22	大津市	37,672
23	大分市	37,543
24	川越市	37,268
25	船橋市	36,940
26	宇都宮市	36,771
27	旭川市	36,467
28	東大阪市	36,417
29	高槻市	36,384
30	鹿児島市	36,131
31	越谷市	36,069
32	枚方市	35,584
33	岡崎市	35,517
34	倉敷市	35,275
35	那覇市	35,179
36	盛岡市	35,001
37	柏市	34,983
38	松山市	34,181
39	豊橋市	34,097
40	高崎市	34,066
41	福山市	33,442
42	久留米市	33,341
43	郡山市	33,248
44	八王子市	33,011
45	宮崎市	32,738
46	金沢市	32,015
47	青森市	28,081
48	八戸市	26,431
	中核市平均	38,485

	扶助費（円）	
1	長崎市	174,752
2	那覇市	158,960
3	尼崎市	158,661
4	函館市	155,516
5	高知市	155,286
6	東大阪市	151,858
7	旭川市	149,802
8	青森市	140,904
9	鹿児島市	138,204
10	宮崎市	130,870
11	久留米市	126,179
12	佐世保市	125,884
13	八王子市	121,403
14	和歌山市	119,343
15	松山市	117,080
16	豊中市	114,035
17	八戸市	112,033
18	秋田市	107,218
19	大分市	105,218
20	枚方市	104,941
21	下関市	104,193
22	倉敷市	102,890
23	盛岡市	101,610
24	呉市	101,141
25	宇都宮市	100,574
26	奈良市	98,734
27	西宮市	98,732
28	高槻市	97,964
29	福山市	97,646
30	姫路市	97,501
31	大津市	97,290
32	金沢市	94,971
33	高松市	93,502
34	岐阜市	92,037
35	前橋市	90,996
36	高崎市	90,236
37	豊橋市	88,451
38	いわき市	87,208
39	横須賀市	84,814
40	船橋市	84,290
41	川越市	81,158
42	長野市	78,133
43	柏市	77,957
44	越谷市	75,750
45	富山市	75,082
46	郡山市	73,298
47	岡崎市	72,162
48	豊田市	66,605
	中核市平均	107,772

	公債費（円）	
1	呉市	62,273
2	函館市	59,880
3	青森市	58,890
4	金沢市	58,741
5	下関市	58,575
6	高知市	58,465
7	尼崎市	56,999
8	富山市	55,163
9	宮崎市	53,400
10	旭川市	52,305
11	佐世保市	51,618
12	奈良市	51,541
13	長崎市	50,463
14	前橋市	46,018
15	秋田市	44,336
16	和歌山市	42,776
17	盛岡市	42,563
18	久留米市	42,189
19	大分市	40,326
20	那覇市	39,645
21	鹿児島市	39,297
22	姫路市	39,164
23	高松市	39,164
24	横須賀市	38,657
25	八戸市	38,620
26	福山市	38,418
27	いわき市	36,748
28	長野市	36,419
29	高崎市	36,077
30	西宮市	35,149
31	倉敷市	34,210
32	東大阪市	32,868
33	大津市	32,183
34	岐阜市	32,053
35	豊中市	31,742
36	豊田市	31,468
37	郡山市	31,325
38	松山市	31,005
39	宇都宮市	28,766
40	柏市	27,622
41	枚方市	26,322
42	川越市	26,227
43	豊橋市	26,082
44	越谷市	22,639
45	八王子市	22,456
46	高槻市	21,117
47	船橋市	19,079
48	岡崎市	16,948
	中核市平均	39,541

	物件費（円）	
1	郡山市	149,557
2	いわき市	73,467
3	豊田市	69,321
4	佐世保市	62,287
5	久留米市	54,702
6	前橋市	52,887
7	岡崎市	52,767
8	下関市	52,440
9	横須賀市	52,431
10	長野市	50,650
11	大津市	50,646
12	旭川市	50,588
13	柏市	49,858
14	宮崎市	49,842
15	八戸市	49,805
16	函館市	49,215
17	西宮市	49,135
18	奈良市	48,899
19	岐阜市	48,364
20	川越市	47,913
21	金沢市	47,908
22	高崎市	47,829
23	船橋市	47,772
24	呉市	47,416
25	豊橋市	46,828
26	青森市	46,650
27	松山市	46,354
28	姫路市	46,332
29	富山市	45,989
30	宇都宮市	45,507
31	倉敷市	44,721
32	秋田市	44,622
33	長崎市	44,606
34	盛岡市	44,433
35	鹿児島市	43,540
36	豊中市	42,811
37	越谷市	42,495
38	高槻市	42,096
39	福山市	41,386
40	尼崎市	40,176
41	八王子市	40,105
42	高松市	39,517
43	那覇市	39,037
44	大分市	37,662
45	高知市	37,530
46	和歌山市	35,761
47	東大阪市	33,417
48	枚方市	32,828
	中核市平均	49,169

	経常的繰出金（円）	
1	和歌山市	52,498
2	下関市	43,183
3	倉敷市	41,952
4	青森市	40,448
5	八戸市	39,634
6	長崎市	39,554
7	呉市	38,231
8	高知市	37,626
9	佐世保市	37,550
10	旭川市	37,186
11	富山市	34,309
12	尼崎市	33,866
13	久留米市	33,567
14	秋田市	32,689
15	松山市	32,268
16	東大阪市	32,118
17	宮崎市	31,834
18	前橋市	31,419
19	いわき市	30,972
20	鹿児島市	30,906
21	高松市	30,710
22	福山市	30,607
23	岐阜市	30,589
24	高槻市	30,226
25	金沢市	29,846
26	那覇市	29,801
27	横須賀市	29,646
28	八王子市	29,479
29	奈良市	29,276
30	豊中市	29,224
31	高崎市	29,213
32	長野市	28,864
33	大分市	28,752
34	船橋市	28,712
35	函館市	28,260
36	姫路市	27,967
37	郡山市	27,925
38	大津市	27,592
39	枚方市	27,297
40	盛岡市	26,735
41	越谷市	25,922
42	西宮市	25,539
43	豊橋市	25,257
44	柏市	22,086
45	岡崎市	21,952
46	宇都宮市	21,066
47	川越市	20,831
48	豊田市	16,739
	中核市平均	31,082

一人当たりランキング

	普通建設事業【全体】(円)	
1	豊田市	90,981
2	八戸市	89,568
3	いわき市	83,480
4	那覇市	73,016
5	高崎市	72,169
6	前橋市	69,948
7	姫路市	65,822
8	高松市	65,175
9	長野市	62,601
10	金沢市	61,265
11	宇都宮市	59,705
12	郡山市	56,283
13	高知市	55,725
14	鹿児島市	51,553
15	函館市	49,638
16	秋田市	48,906
17	大分市	48,608
18	船橋市	48,293
19	富山市	48,235
20	岡崎市	47,761
21	尼崎市	47,605
22	盛岡市	45,531
23	岐阜市	44,408
24	長崎市	43,517
25	下関市	42,922
26	和歌山市	42,811
27	久留米市	42,534
28	旭川市	41,958
29	宮崎市	41,093
30	豊橋市	40,831
31	佐世保市	39,891
32	川越市	36,230
33	松山市	36,141
34	高槻市	35,744
35	東大阪市	34,802
36	倉敷市	34,729
37	大津市	33,568
38	豊中市	33,091
39	呉市	32,990
40	福山市	32,541
41	八王子市	32,503
42	柏市	31,995
43	越谷市	26,510
44	奈良市	26,252
45	枚方市	24,214
46	西宮市	23,482
47	横須賀市	23,357
48	青森市	21,419
	中核市平均	46,696

	普通建設事業【補助】(円)	
1	那覇市	67,417
2	いわき市	62,893
3	豊田市	38,044
4	金沢市	33,229
5	八戸市	31,455
6	宇都宮市	29,661
7	郡山市	28,825
8	函館市	27,636
9	前橋市	26,484
10	盛岡市	26,247
11	高知市	25,944
12	富山市	24,968
13	秋田市	24,906
14	高崎市	23,665
15	姫路市	22,059
16	和歌山市	22,011
17	久留米市	21,129
18	鹿児島市	19,878
19	下関市	19,636
20	宮崎市	19,507
21	旭川市	18,774
22	長野市	18,459
23	松山市	18,087
24	高槻市	17,672
25	佐世保市	17,109
26	長崎市	16,949
27	船橋市	16,693
28	岐阜市	16,535
29	高松市	15,813
30	豊橋市	15,281
31	大分市	14,869
32	柏市	14,428
33	大津市	13,639
34	青森市	13,231
35	奈良市	12,757
36	福山市	11,991
37	倉敷市	11,472
38	尼崎市	10,714
39	呉市	9,566
40	枚方市	9,474
41	岡崎市	9,456
42	越谷市	8,918
43	横須賀市	8,365
44	豊中市	8,202
45	東大阪市	8,150
46	川越市	7,748
47	西宮市	7,697
48	八王子市	7,389
	中核市平均	19,897

	普通建設事業【単独】(円)	
1	八戸市	58,112
2	豊田市	52,937
3	高松市	49,362
4	高崎市	48,504
5	長野市	44,141
6	姫路市	43,764
7	前橋市	43,464
8	岡崎市	38,305
9	尼崎市	36,892
10	大分市	33,739
11	鹿児島市	31,675
12	船橋市	31,600
13	宇都宮市	30,044
14	高知市	29,781
15	川越市	28,481
16	金沢市	28,036
17	岐阜市	27,873
18	郡山市	27,459
19	東大阪市	26,651
20	長崎市	26,568
21	豊橋市	25,550
22	八王子市	25,114
23	豊中市	24,888
24	秋田市	24,000
25	呉市	23,424
26	下関市	23,286
27	富山市	23,267
28	倉敷市	23,257
29	旭川市	23,183
30	佐世保市	22,782
31	函館市	22,002
32	宮崎市	21,586
33	久留米市	21,405
34	和歌山市	20,800
35	いわき市	20,587
36	福山市	20,550
37	大津市	19,929
38	盛岡市	19,284
39	高槻市	18,072
40	松山市	18,054
41	越谷市	17,592
42	柏市	17,566
43	西宮市	15,785
44	横須賀市	14,992
45	枚方市	14,740
46	奈良市	13,495
47	青森市	8,188
48	那覇市	5,599
	中核市平均	26,799

	繰出金【経常分を除く】(円)	
1	豊田市	16,581
2	倉敷市	15,713
3	那覇市	14,556
4	八王子市	13,083
5	和歌山市	11,071
6	八戸市	8,245
7	いわき市	8,105
8	越谷市	8,059
9	久留米市	7,288
10	長崎市	7,054
11	川越市	6,943
12	船橋市	6,673
13	横須賀市	6,470
14	盛岡市	6,248
15	豊中市	6,164
16	豊橋市	6,009
17	郡山市	5,925
18	鹿児島市	5,779
19	佐世保市	5,772
20	函館市	5,602
21	旭川市	5,533
22	下関市	5,070
23	宇都宮市	4,885
24	東大阪市	4,879
25	高松市	4,727
26	長野市	4,520
27	西宮市	4,383
28	前橋市	4,223
29	尼崎市	4,166
30	呉市	3,973
31	松山市	3,903
32	岐阜市	3,662
33	秋田市	3,630
34	高知市	3,553
35	姫路市	3,380
36	柏市	3,280
37	枚方市	3,221
38	岡崎市	2,945
39	宮崎市	2,783
40	青森市	2,770
41	福山市	2,490
42	金沢市	2,452
43	奈良市	2,233
44	大分市	2,186
45	富山市	1,672
46	大津市	1,656
47	高崎市	1,247
48	高槻市	545
	中核市平均	5,527

	補助費等(円)	
1	函館市	64,590
2	枚方市	51,625
3	高崎市	46,710
4	八戸市	45,098
5	盛岡市	43,947
6	富山市	42,966
7	久留米市	42,239
8	東大阪市	40,023
9	長野市	38,413
10	横須賀市	37,483
11	豊田市	36,052
12	いわき市	35,717
13	郡山市	35,003
14	金沢市	33,191
15	秋田市	32,863
16	青森市	32,700
17	福山市	32,452
18	下関市	32,208
19	前橋市	31,153
20	豊中市	30,655
21	高知市	29,945
22	川越市	29,648
23	岡崎市	28,655
24	佐世保市	28,442
25	高松市	28,162
26	大津市	28,125
27	八王子	27,698
28	宮崎市	27,173
29	長崎市	25,894
30	那覇市	25,731
31	松山市	24,831
32	岐阜市	24,645
33	豊橋市	23,496
34	呉市	23,088
35	姫路市	22,926
36	旭川市	22,319
37	尼崎市	22,262
38	大分市	21,946
39	西宮市	21,810
40	倉敷市	21,272
41	高槻市	20,800
42	宇都宮市	19,541
43	奈良市	19,461
44	船橋市	17,090
45	鹿児島市	16,138
46	越谷市	15,604
47	柏市	15,516
48	和歌山市	8,588
	中核市平均	28,779

資料8

船橋市 Funabashi City

第3回船橋市行財政改革推進会議資料

人件費について

～　船橋市における人件費の状況等について　～

平成29年10月30日（月）

船橋市　総務部　職員課

一般会計　一般職人件費決算

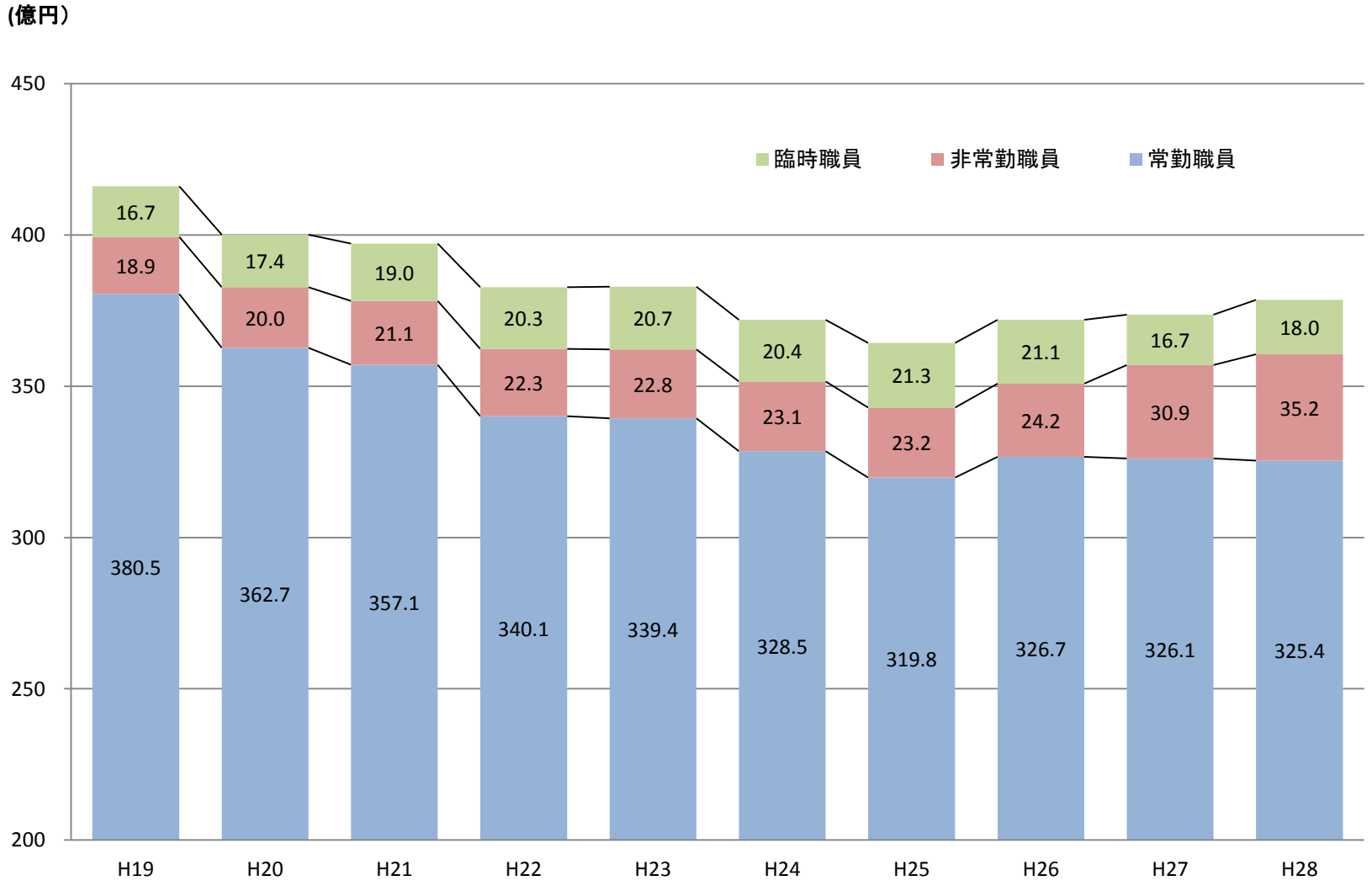

※選挙等に関する人件費を除く
※平成27年度までは教育長を含む
※共済費、社会保険料を含む

本市における職員給与適正化の取組み

平成１９年　給与構造改革（船橋市独自の給料表から国準拠の給料表へ移行）
平成２０年　管理職手当の定額化
（給料月額に一定率を乗じて算出する定率制から定額制へ）
特殊勤務手当の見直し（年末年始特勤等の特殊業務手当の廃止等）
平成２３年　特殊勤務手当の見直し（保健保育手当の一部廃止等）
平成２４年　給与構造改革の経過措置額（現給保障額）を半減（上限１万円）
平成２５年　給与構造改革の経過措置の廃止
５５歳超の職員の昇給抑制（標準の成績では昇給しない）
住居手当（持家に関する手当）の廃止
退職手当の引下げ（平成２５～２７年にかけて段階的に実施）
平成２６年　給料表継足し部分の廃止
（国の給料表の最高号給に独自に号給を拡大していたものを廃止）
年齢による号給加算等の廃止
平成２７年　給与制度の総合的見直し（給料水準を平均２％削減）

ラスパイレス指数の状況①

○ラスパイレス指数とは
　国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数。一般行政職について、学歴別・経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するもの。

船橋市のラスパイレス指数の推移

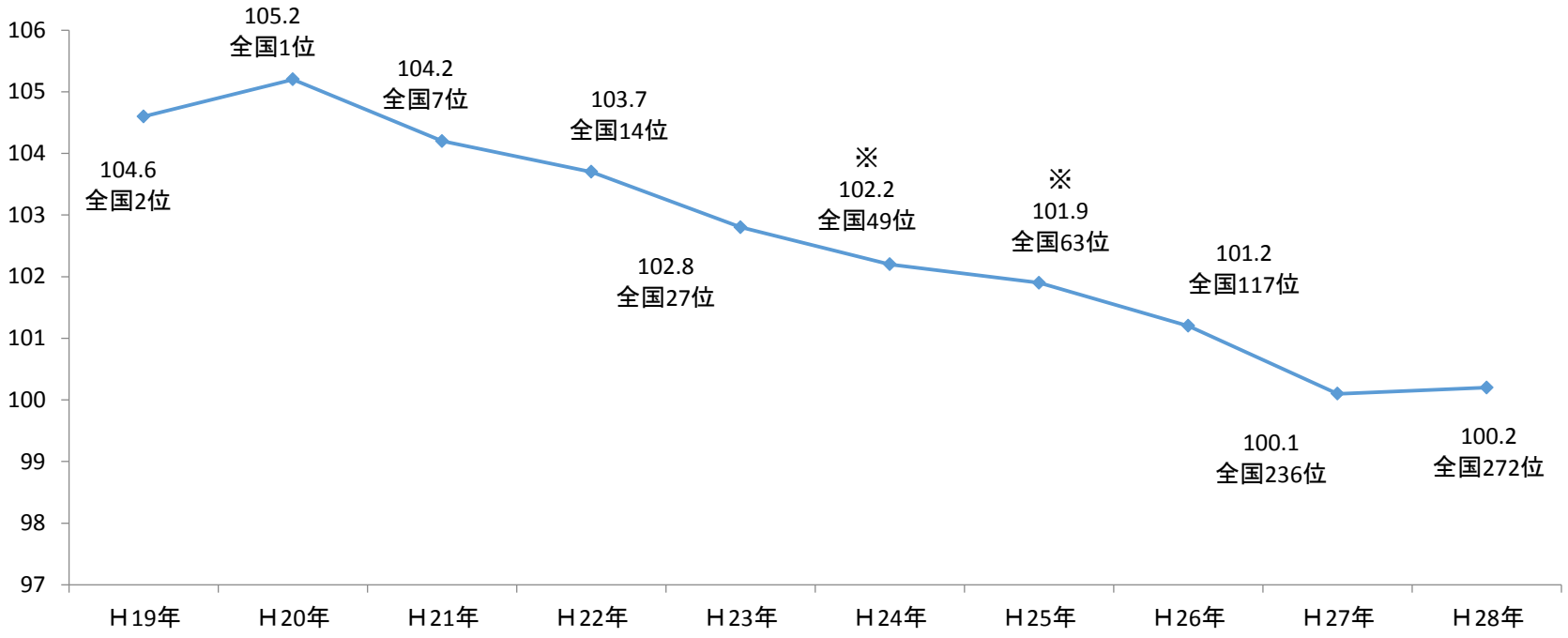

○順位は政令市を含む市町村の全国順位
※H24、H25については、臨時特例法により国家公務員が時限的な給与減額措置を行ったため、
ラスパイレス指数はH24が110.6、H25が110.2となるが、上記は国家公務員が特例減額を行わなかったと仮定した場合の参考値。

ラスパイレス指数の状況②

〇千葉県内の状況（平成28年4月1日）

＊指数差は、28年指数－27年指数

順位	団体名	28年指数	27年指数	（　順位　）	指数差	
1	市　川　市	103.5	103.8	（　1）	△ 0.3	＊全国7位
	松　戸　市	103.5	102.8	（　2）	0.7	＊全国7位
3	八　千　代　市	102.6	101.7	（　6）	0.9	＊全国21位
4	東　金　市	102.4	101.4	（　10）	1.0	
5	柏　市	101.9	101.8	（　5）	0.1	
	印　西　市	101.9	101.4	（　10）	0.5	
7	九 十 九 里 町	101.8	100.3	（　22）	1.5	
8	木　更　津　市	101.5	100.7	（　15）	0.8	
	市　原　市	101.5	101.6	（　9）	△ 0.1	
10	流　山　市	101.4	101.1	（　12）	0.3	
	鎌　ケ　谷　市	101.4	101.9	（　4）	△ 0.5	
	富　津　市	101.4	99.4	（　35）	2.0	
	浦　安　市	101.4	100.8	（　13）	0.6	
32	船　橋　市	100.2	100.1	（　26）	0.1	**※本市は、県内54市中32位**

＊　千葉県　100.6　（前年比＋0.1）

職員数の推移（一般職）

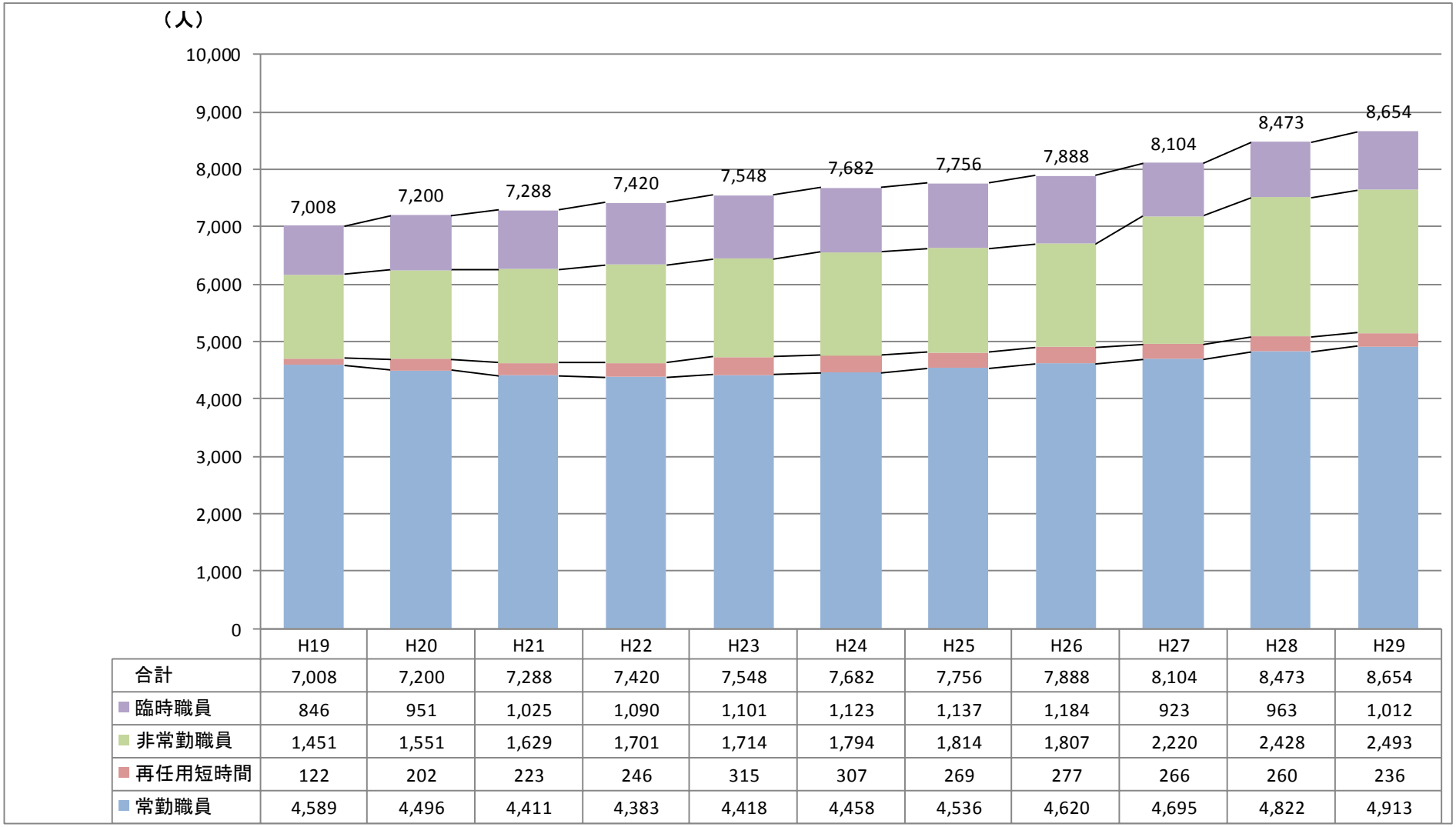

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合計	7,008	7,200	7,288	7,420	7,548	7,682	7,756	7,888	8,104	8,473	8,654
臨時職員	846	951	1,025	1,090	1,101	1,123	1,137	1,184	923	963	1,012
非常勤職員	1,451	1,551	1,629	1,701	1,714	1,794	1,814	1,807	2,220	2,428	2,493
再任用短時間	122	202	223	246	315	307	269	277	266	260	236
常勤職員	4,589	4,496	4,411	4,383	4,418	4,458	4,536	4,620	4,695	4,822	4,913

※各年度4月1日時点の職員数

常勤職員数の推移

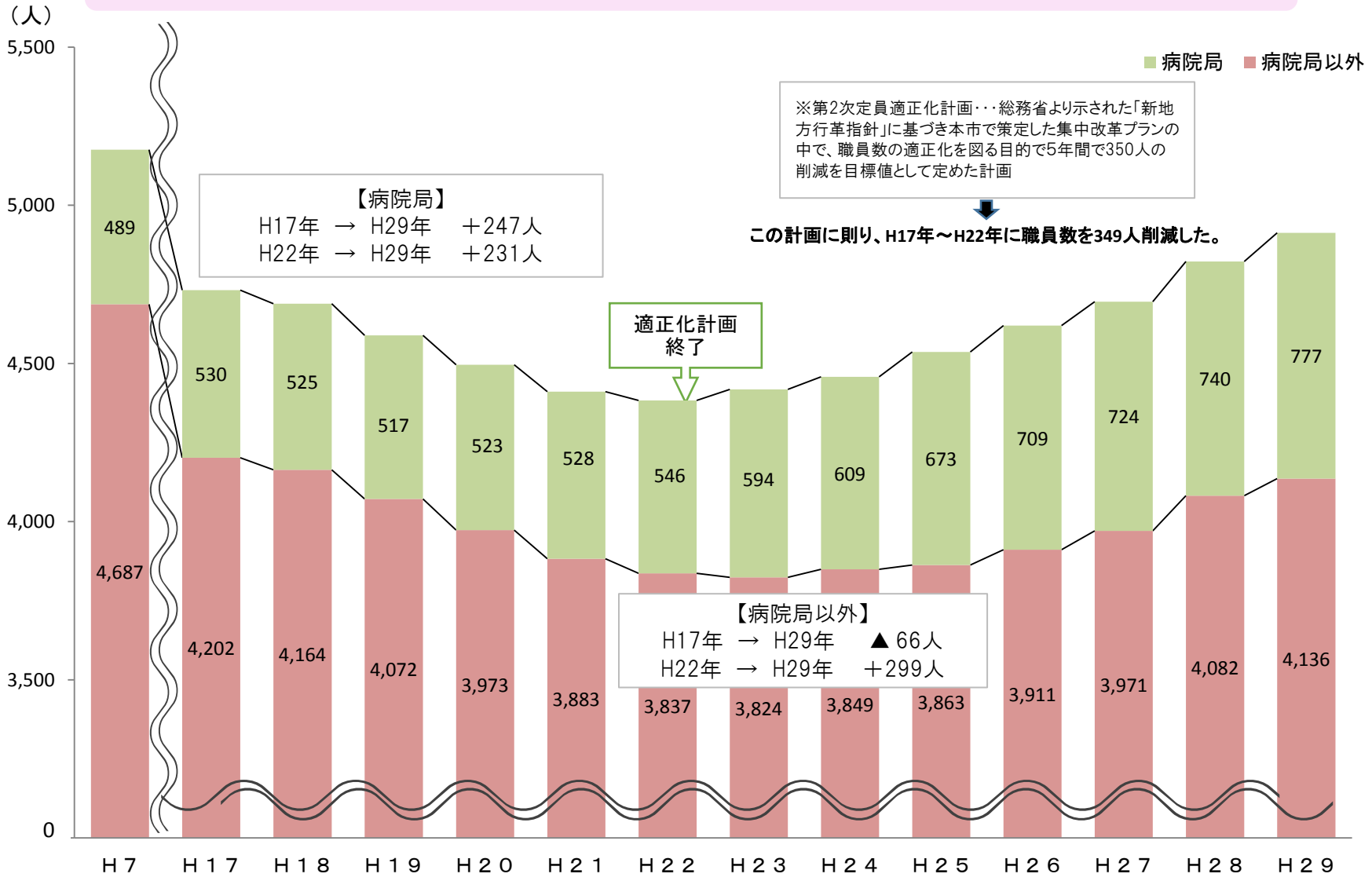
（人）
5,500
5,000
4,500
4,000
3,500
0
病院局
病院局以外
※第2次定員適正化計画･･･総務省より示された「新地方行革指針」に基づき本市で策定した集中改革プランの中で、職員数の適正化を図る目的で5年間で350人の削減を目標値として定めた計画
この計画に則り、H17年～H22年に職員数を349人削減した。
【病院局】
H17年 → H29年 ＋247人
H22年 → H29年 ＋231人
適正化計画終了
【病院局以外】
H17年 → H29年 ▲66人
H22年 → H29年 ＋299人
489
530
525
517
523
528
546
594
609
673
709
724
740
777
4,687
4,202
4,164
4,072
3,973
3,883
3,837
3,824
3,849
3,863
3,911
3,971
4,082
4,136
H７
H１７
H１８
H１９
H２０
H２１
H２２
H２３
H２４
H２５
H２６
H２７
H２８
H２９

年代別常勤職員数

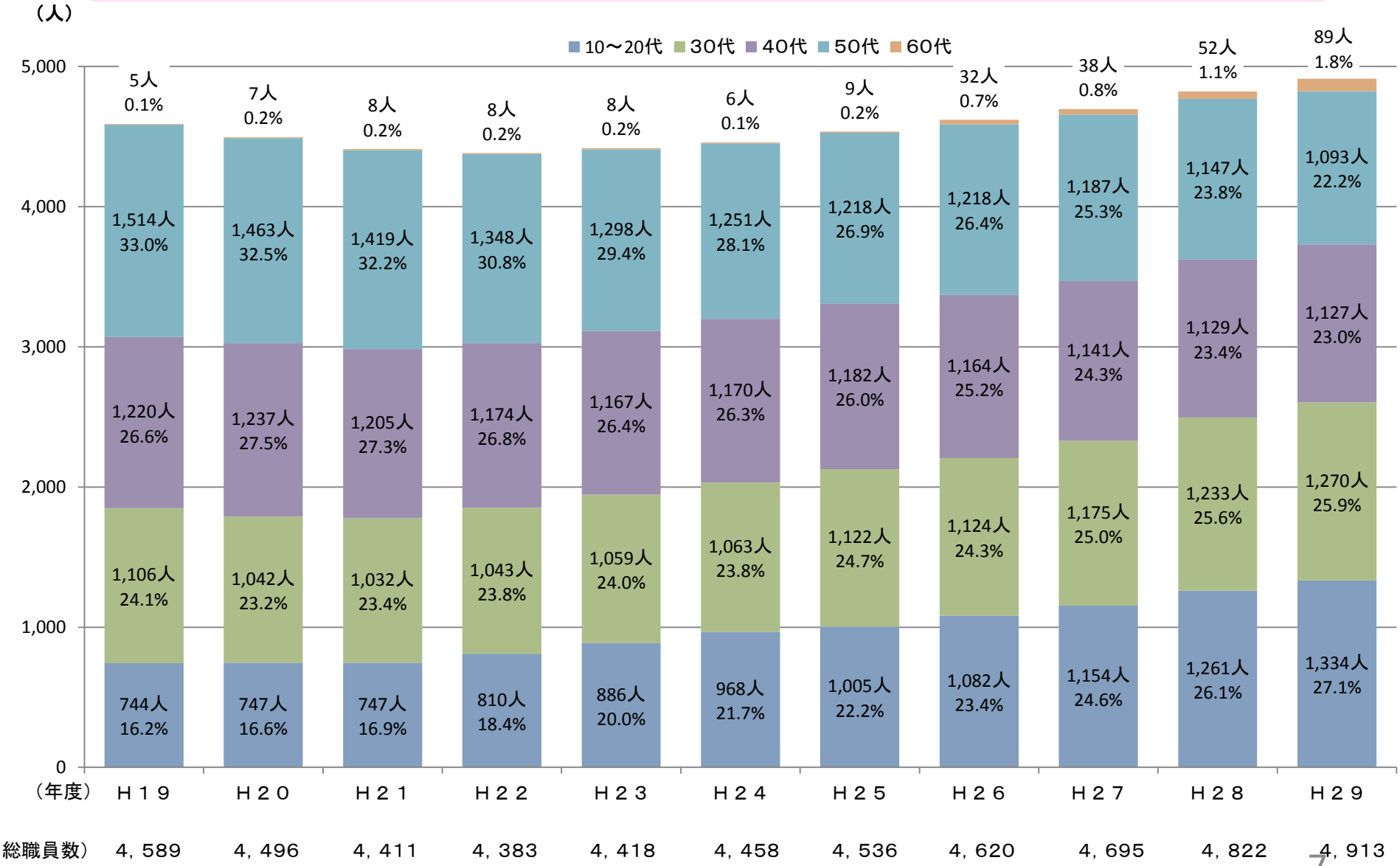

（年度）	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
（総職員数）	4，589	4，496	4，411	4，383	4，418	4，458	4，536	4，620	4，695	4，822	4，913

人口1万人当たり常勤職員数（一般行政部門） 中核市比較①

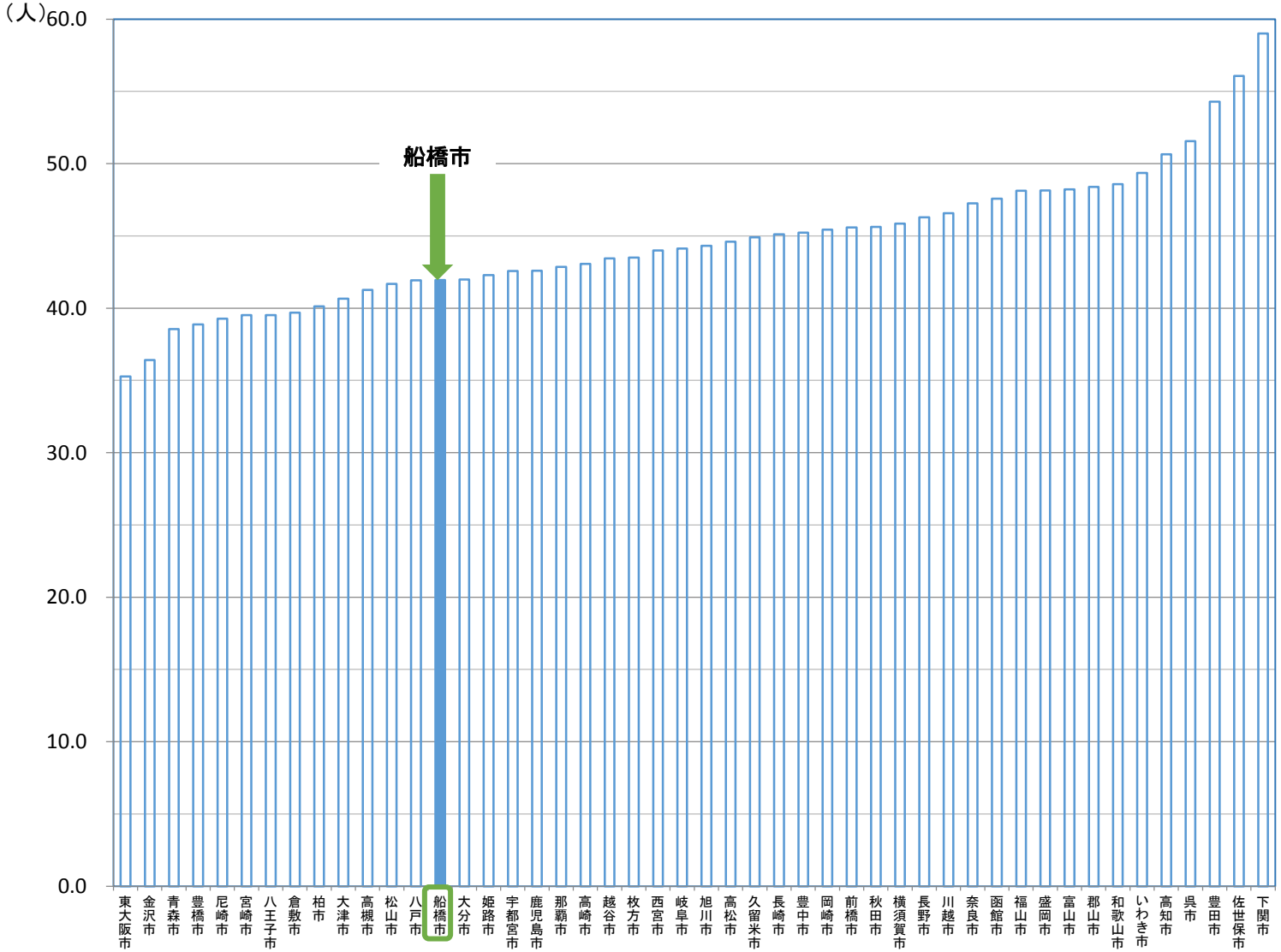

※総務省が実施している平成28年地方公共団体定員管理調査の結果より

※一般行政部門とは、病院局、教育委員会及び消防局を除いた部門

市名	H28.1.1 住基人口(人)
東大阪市	496,659
金沢市	454,367
青森市	293,066
豊橋市	378,485
尼崎市	463,940
宮崎市	405,681
八王子市	562,795
倉敷市	483,970
柏市	409,001
大津市	342,434
高槻市	355,209
松山市	517,057
八戸市	235,878
船橋市	626,809
大分市	479,340
姫路市	541,497
宇都宮市	521,820
鹿児島市	607,382
那覇市	324,169
高崎市	375,491
越谷市	336,565
枚方市	406,133
西宮市	484,892
岐阜市	413,995
旭川市	345,288
高松市	429,451
久留米市	306,700
長崎市	435,525
豊中市	403,030
岡崎市	382,784
前橋市	339,366
秋田市	317,104
横須賀市	414,664
長野市	383,512
川越市	350,223
奈良市	362,074
函館市	268,617
福山市	471,974
盛岡市	294,106
富山市	419,123
郡山市	327,307
和歌山市	375,269
いわき市	331,920
高知市	336,052
呉市	232,925
豊田市	422,571
佐世保市	258,466
下関市	272,360

人口1万人当たり常勤職員数（一般行政部門） 中核市比較②

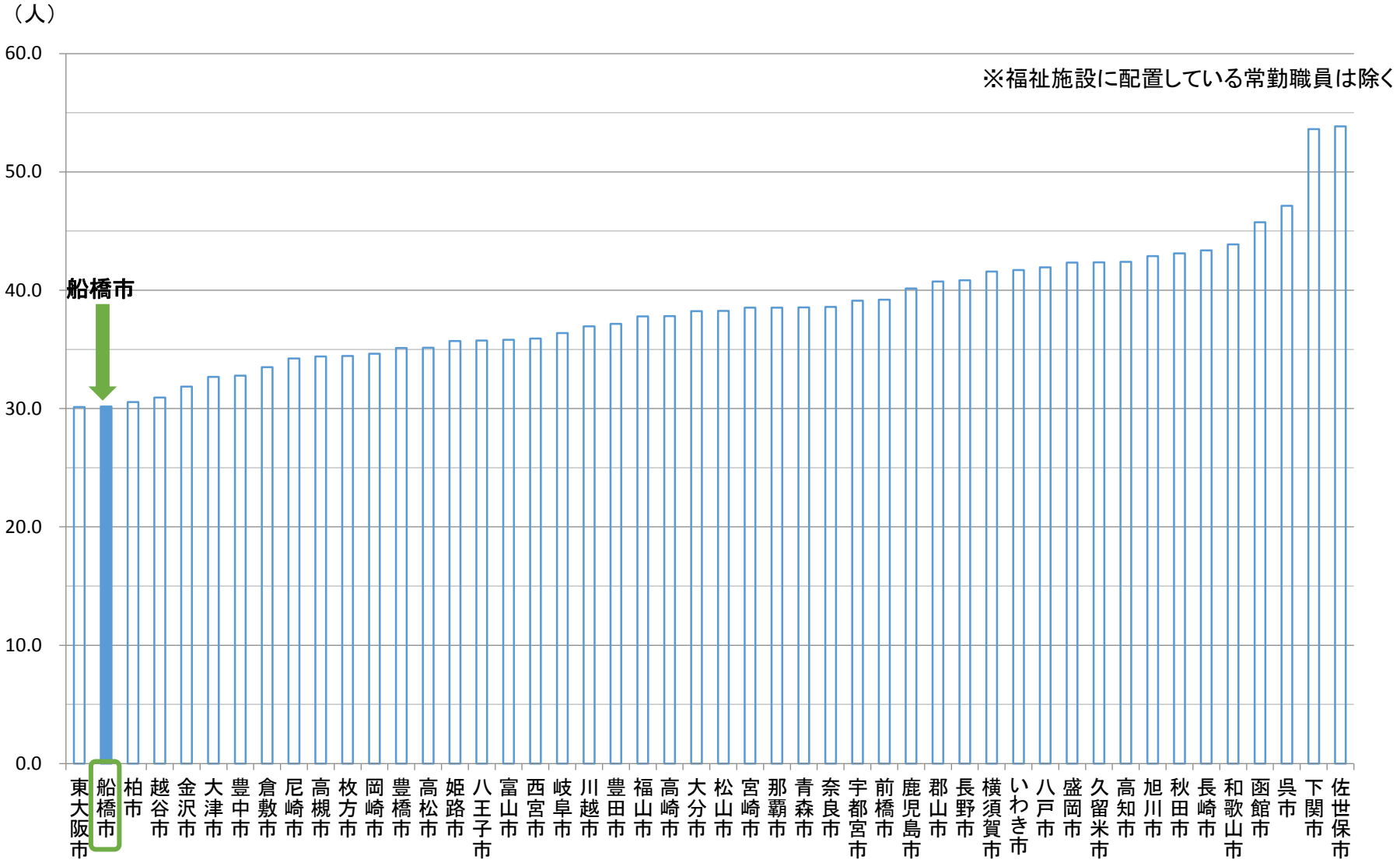

※総務省が実施している平成28年地方公共団体定員管理調査の結果より
※一般行政部門とは、病院局、教育委員会及び消防局を除いた部門
※各市の一般的な業務に対する職員数を比較するため、運営方法が各市異なる福祉部門の直営施設に従事する常勤職員を除いた人数

臨時・非常勤職員、常勤職員数割合（一般行政部門） 中核市比較 （平成27年度）

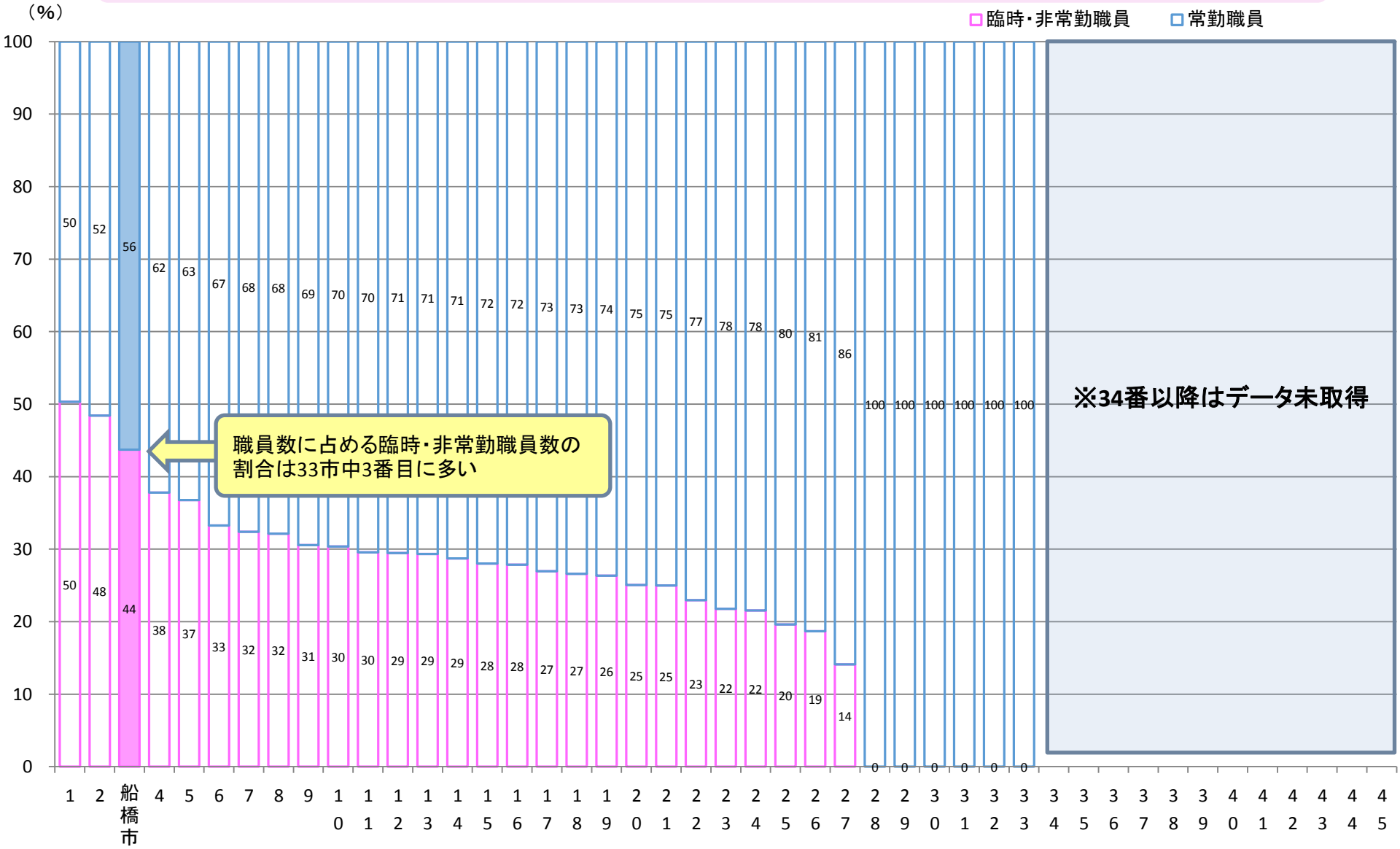

※平成27年4月1日現在
※一般行政部門とは、病院局、教育委員会及び消防局を除いた部門

本市の時間外勤務時間の年度別推移

（単位：時間）

年度	総時間数	対前年度伸び率	一人当り平均／月	対前年度増減
H19	521,200	―	11.9	
H20	486,178	−6.7%	11.2	−0.7
H21	528,836	8.8%	12.4	1.2
H22	582,130	10.1%	13.4	1.0
H23	585,686	0.6%	13.2	−0.2
H24	600,916	2.6%	13.3	0.1
H25	621,069	3.4%	13.5	0.2
H26	663,000	6.8%	14.2	0.7
H27	714,351	7.7%	15.0	0.8
H28	652,067	−8.7%	13.3	−1.7

※休日勤務時間を含む。なお、選挙や防災訓練等のように「他課の手伝い」扱いによる時間外勤務時間は含まない。
※また、職員課及び教育総務課所属の派遣職員を含まない。

本市の時間外勤務時間の年度別増減

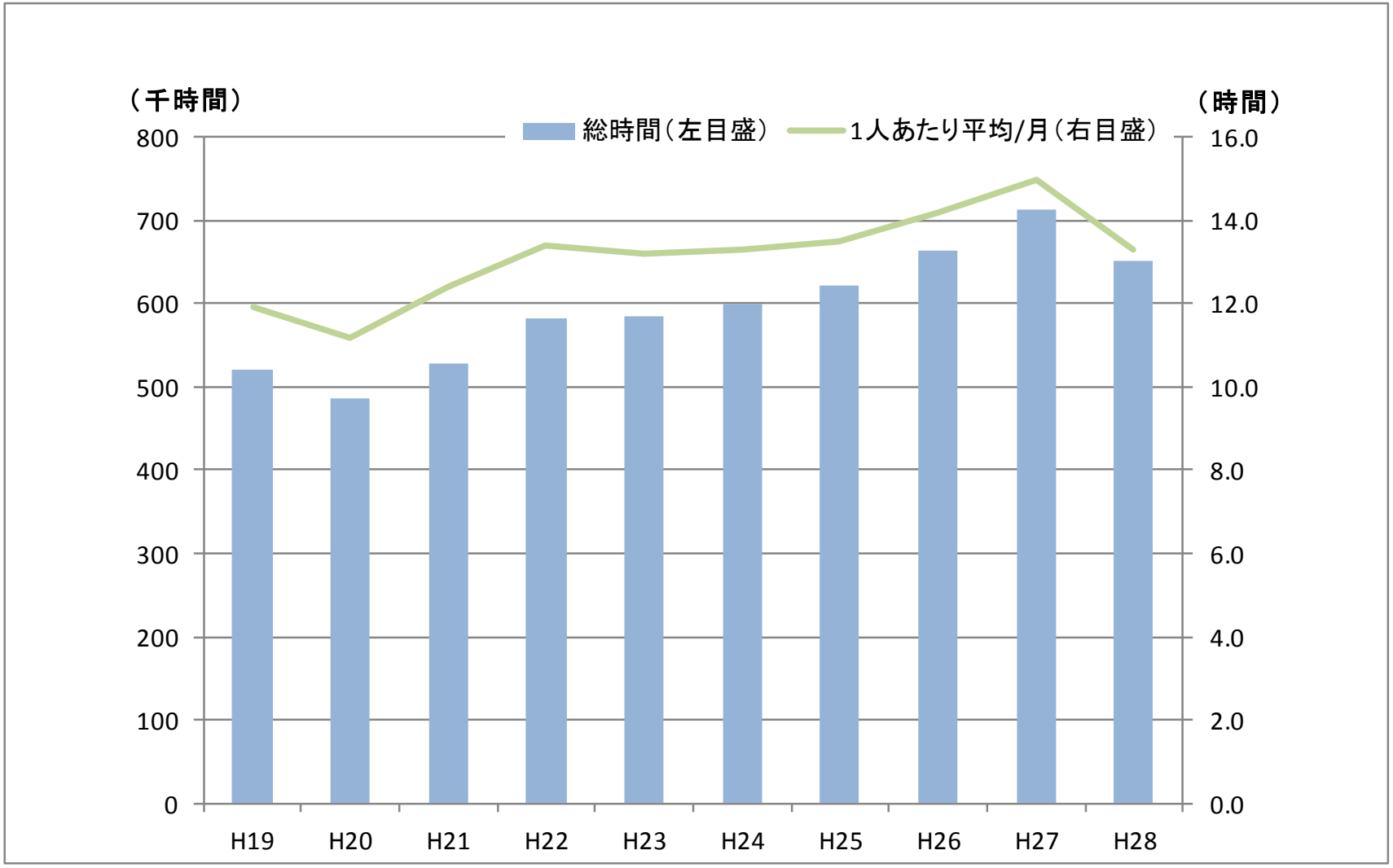

※休日勤務時間を含む。なお、選挙や防災訓練等のように「他課の手伝い」扱いによる時間外勤務時間は含まない。
※また、職員課及び教育総務課所属の派遣職員を含まない。

平均時間外勤務時間数　中核市比較 （平成27年度）

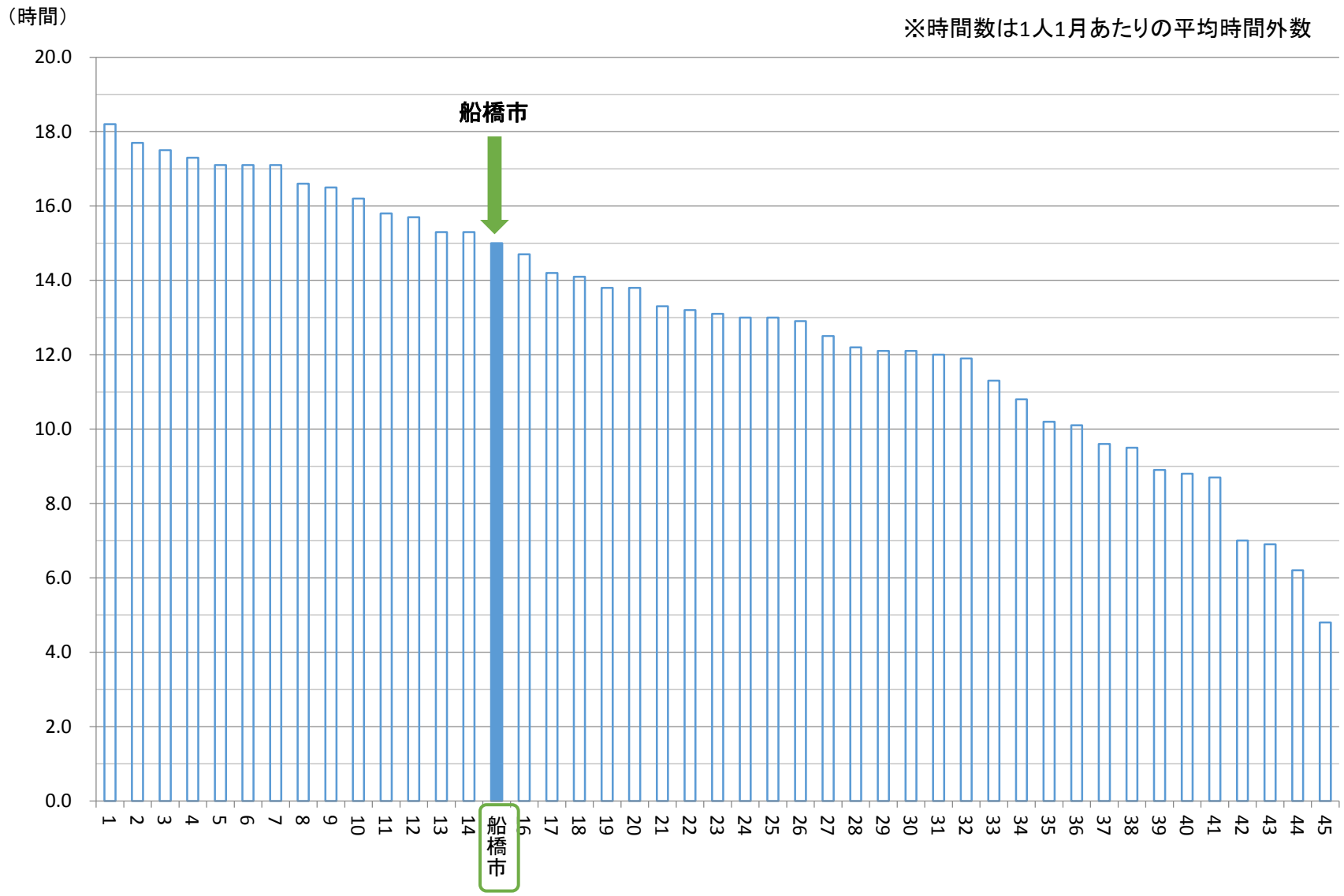

所属別平均時間外勤務時間数 （平成28年度）

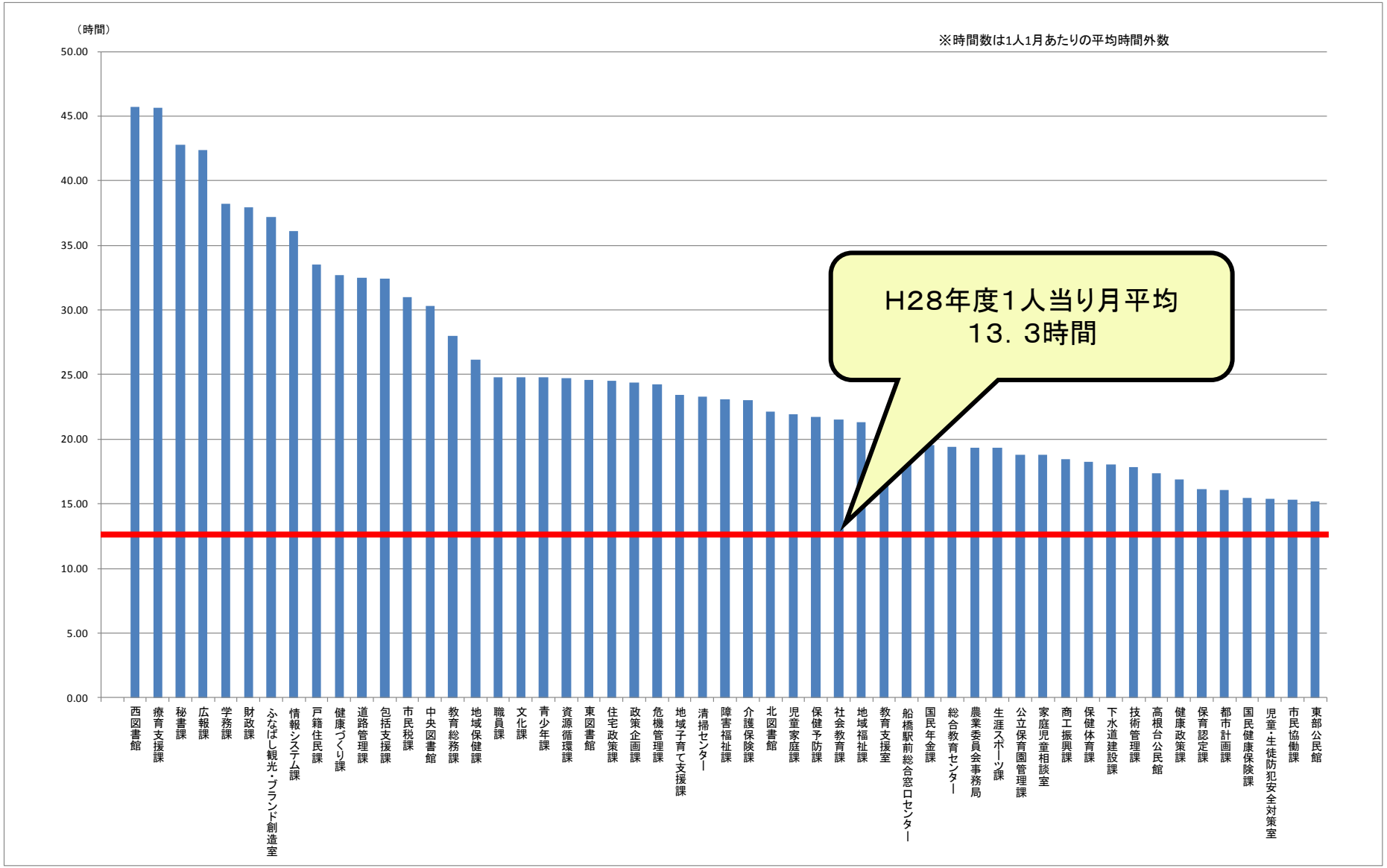

※病院局、消防局及び第三種事業所は除く
※1人1月あたりの平均時間外数が15時間以上の所属を抜粋

長時間労働をめぐる最近の状況

○平成27年7月、過労死等防止対策に基づき「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を国が発表

○平成28年6月に策定された「ニッポン一億総活躍社会実現プラン」において、実現に向けた横断的課題として、働き方改革（長時間労働の是正、同一労働同一賃金等）が示される

○平成28年秋、大手広告代理店新入社員の過労自殺・労災認定を契機に大きな社会問題となる

職員の過重労働を防ぐことに加えて、

○今後、育児・介護等、多様な背景を持ちながら働く職員が増えることに伴い時間外勤務の縮減が必要

時間外勤務縮減、ワークライフバランスの推進に向けた取り組みは必須の課題

本市における時間外勤務縮減に向けた取り組み

船橋市 Funabashi City

従来からの取り組み

- ○ 時間外勤務の事前命令、実績確認（所属長による時間外勤務の把握・指示）
- ○ ノー残業デー（毎週水曜日）、ワークライフバランスデー（第2・4金曜日）の実施
- ○ 月80時間超の時間外勤務をした職員への産業医面談や問診による健康状態把握
- ○ 時間外勤務の多い職場に対するヒアリングの実施

平成28年度の取り組み

- ○ 午後7時に照明の一部を自動消灯し、退庁を促す。
- ○ 夏季は午後7時までの冷房実施（従来は午後5時15分まで）
- ○ 朝（始業時前）の時間外勤務の奨励
- ○ 職員巡回による、ノー残業デー・ワークライフバランスデーの時間外勤務の実態把握

平成29年度の取り組み

- ○ 部長をワークライフバランス推進対策員に任命し、月80時間超または2月連続で60時間超の時間外勤務をした職員の把握と是正策の報告を実施
- ○ 時間外勤務の平準化のため、人事異動において職員配置の見直しを実施
- ○ 週休日の振り替えの徹底

本市におけるワークライフバランスの推進に向けた取り組み（平成22年度以降）

平成22年6月	□ 育児休業・部分休業の取得要件の緩和（配偶者の就業や育児休業取得の有無等に関わりなく取得可能に）
	□ 産後パパ育休の新設
	□ 時間外勤務の免除制度の新設（3歳未満の子のある職員が養育のため請求した場合）
	□ 子の看護休暇の取得要件の拡充・日数の拡大（予防接種や健康診断でも取得可能に・子2人以上の上限が5日から10日に拡大）
平成22年8月	□ 出産・育児に関する制度案内を職員に周知
平成23年3月	□ 育児休業期間における退職手当の除算率を緩和
平成24年4月	□ 非常勤職員の育児休業制度及び介護休暇制度を導入
平成24年7月	□ 部長研修の実施（ワークライフバランスの意識啓発）
平成24年8月	□ 毎週水曜日のノー残業デーに部長による職場巡視を開始
平成25年4月	□ 非常勤職員・臨時職員の産前休暇の取得期間を6週間から8週間へ拡大
平成25年10月	□ 所属長研修の実施（ワークライフバランスの意識啓発）
平成26年4月	□ 育児短時間勤務制度の導入
	□ 非常勤職員の育児休業期間における「ならし保育」取得期間の緩和
平成27年5月	□ 育児に関する制度等をまとめた「仕事と子育て応援パンフレット」を作成
平成27年5月	□ 時間外勤務時間の削減目標設定（前年度比1人1時間の減）
平成28年2月	□ ワークライフバランスデーの設定
平成28年4月	□ 育児休業取得に伴う勤勉手当の減額措置に係る対象期間の見直し（1か月以内は減額対象外）
平成28年7月	□ ノー残業デー等における時間外勤務の状況を把握するための巡回実施（本庁職場）
	□ 職員に退庁を促すための19時一斉消灯実施（本庁職場）
平成29年2月	□ 管理監督職研修の実施（ワークライフバランスの意識啓発）
平成29年4月	□ 介護時間制度の新設、介護休暇の分割取得対応、介護を行う職員の時間外勤務免除

「会計年度任用職員」制度の導入等について

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の改正法が成立（平成32年4月1日施行）

地方公務員の臨時・非常勤職員について、臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員」制度を創設。
この新たな制度に移行することにより、任用・服務の適正化を図るとともに、これまで支給の認められていなかった「期末手当」が会計年度任用職員に対し支給可能となる。

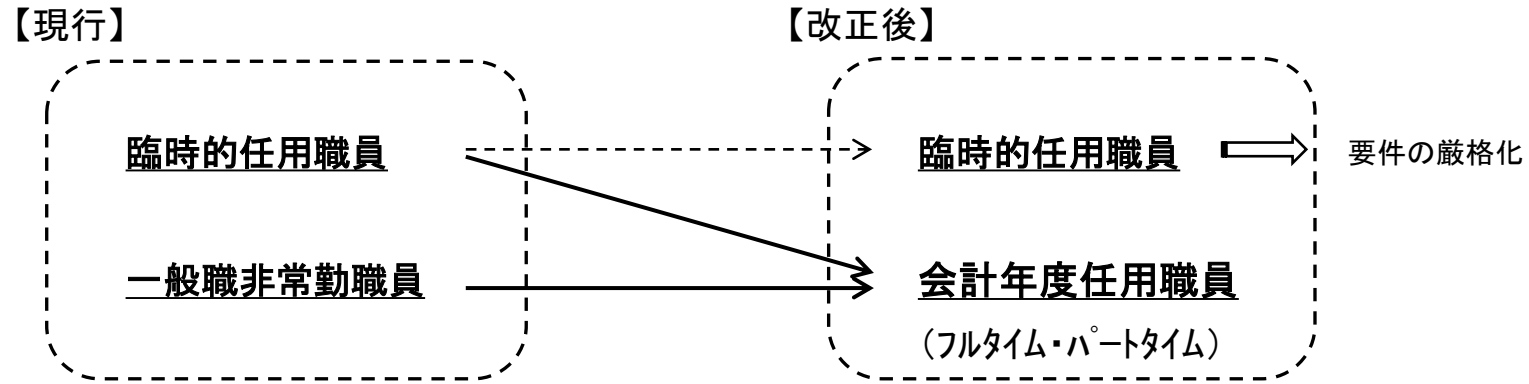

＜制度導入後に人件費への影響が想定される部分＞

〇会計年度任用職員を6月以上にわたって任用する場合、期末手当を支給する必要がある。
〇国が発出した事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員を再度任用する際に実質的に「昇給」させるよう号給の加算方法が示されている。
〇常勤職員と同時間勤務するフルタイムの会計年度任用職員を任用した場合は、さらに退職手当の支給も必要となる。

※上記に加え、今後、任期付職員制度の拡充も検討。